

令和5年第2回12月会議

津幡町議会会議録

令和5年12月4日再開

令和5年12月11日散会

津幡町議会

令和5年第2回津幡町議会12月会議会議録 目 次

第1号（12月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午後1時30分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第74号～議案第88号）	3
1. 議案に対する質疑	10
1. 委員会付託	10
1. 散 会（午後2時10分）	10

第2号（12月5日）

1. 出席議員、欠席議員	11
1. 説明のため出席した者	11
1. 職務のため出席した事務局職員	11
1. 議事日程（第2号）	12
1. 本日の会議に付した事件	12
1. 開 議（午前10時00分）	13
1. 議事日程の報告	13
1. 会議時間の延長	13
1. 諸般の報告	13
1. 町政一般質問	13
6番 小町 実議員	13
5番 小倉一郎議員	17
3番 東 克彦議員	22
1. 休 憩（午前11時00分）	25
1. 再 開（午前11時10分）	25
7番 竹内竜也議員	25
2番 柴田洋一議員	31
1. 休 憩（午前11時56分）	35
1. 再 開（午後1時00分）	35
11番 塩谷道子議員	35

1 番 池野翔吾議員	39
1. 休 憩 (午後 1 時52分)	46
1. 再 開 (午後 2 時05分)	46
14番 道下政博議員	46
4 番 中島敏勝議員	53
9 番 西村 稔議員	64
1. 散 会 (午後 4 時06分)	69
第 3 号 (12月11日)	
1. 出席議員、欠席議員	71
1. 説明のため出席した者	71
1. 職務のため出席した事務局職員	71
1. 議事日程 (第 3 号)	72
1. 議事日程 (第 3 号の 2)	72
1. 本日の会議に付した事件	72
1. 開 議 (午後 1 時30分)	73
1. 議事日程の報告	73
1. 会議時間の延長	73
1. 諸般の報告	73
1. 議案等上程 (議案第74号～議案第88号、請願第 5 号、請願第 9 号、請願第10号)	73
1. 委員長報告	73
1. 委員長報告に対する質疑	75
1. 討 論	75
1. 採 決	81
1. 諮問上程 (諮問第 2 号)	82
1. 質疑・討論の省略	83
1. 採 決	83
1. 議会議案上程 (議会議案第10号)	83
1. 質 疑	84
1. 討 論	84
1. 採 決	84
1. 休 憩 (午後 2 時18分)	85
1. 再 開 (午後 2 時19分)	85
1. 議会議案上程 (議会議案第11号、議会議案第12号)	85
1. 提案理由・質疑・討論の省略	85
1. 採 決	85
1. 閉議・散会 (午後 2 時23分)	86
1. 署名議員	87

令和5年12月4日（月）

○出席議員（15名）

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
10 番	酒 井 義 光	11 番	塩 谷 道 子
12 番	多 賀 吉 一	13 番	向 正 則
14 番	道 下 政 博	15 番	谷 口 正 一
16 番	河 上 孝 夫		

○欠席議員（1名）

9 番 西 村 稔

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第1号）

令和5年12月4日（月）午後1時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 議案上程（議案第74号～議案第88号）

（質疑・委員会付託）

議案第74号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

議案第75号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第76号 令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第77号 令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）

議案第78号 令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第79号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第82号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第83号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第84号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第85号 津幡町手話言語条例について

議案第86号 指定管理者の指定について

議案第87号 町道路線の認定について

議案第88号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜再開・開議＞

- 八十嶋孝司議長 ただいまから、令和 5 年第 2 回津幡町議会12月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日再開の12月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から12月11日までの 8 日間といたします。

＜議事日程の報告＞

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

- 八十嶋孝司議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
本12月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において12番 多賀吉一議員、13番 向 正則議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。
次に、町長から地方自治法第180条第 2 項の規定による報告第 9 号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町立井上小学校エレベーター棟整備及びトイレ改修工事））、及び報告第10号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡運動公園長寿命化対策工事（陸上競技場）））の報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。
次に、本日までに受理した請願第 9 号及び請願第10号は、津幡町議会会議規則第91条及び第92条の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、御報告いたします。
次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による令和 5 年 9 月分及び10月分に関する例月出納検査、並びに地方自治法第199条第 9 項の規定による財政援助団体等監査の結果報告がありました。報告書を配付しておきましたので、御了承願います。
以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

- 八十嶋孝司議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第74号から議案第88号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、令和5年第2回津幡町議会12月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきまして御説明申し上げます。

令和5年も残すところ12月のみとなりました。

ことしを振り返って見ますと、令和2年から世界中で猛威を振るっていた新型コロナウイルス感染症が、我が国でも本年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同等の5類相当となり、3年以上も自粛していたさまざまな活動が再び動き出した年でありました。世界的な食料品価格等の高騰及び電気・ガス等のエネルギー価格の高騰の影響もあり、経済情勢はいまだに先行きが不透明ではございますが、コロナ明けにより、わずかながらも明るい兆しが見えてると私も期待をしているところでございます。

しかしながら、ことしは石川県にとりまして災害の多い年でありました。

5月5日午後2時42分、能登半島沖を震源とする地震が発生し、珠洲市で震度6強、マグニチュード6.5を記録いたしました。能登地方では平成30年ごろから地震回数が増加傾向にあり、令和2年から地震活動が活発になっていた中で発生した地震でございました。

この地震により、亡くなられた方1人、負傷者48人、住家734棟に被害が生じております。被害に遭われた方には、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願う次第でございます。

また、本町にとりましてもことしは大きな災害がありました。7月12日に発生した線状降水帯による豪雨災害でございます。

幸いにも人的被害はございませんでしたが、住家被害は、現時点で全壊7棟、大規模半壊1棟、中規模半壊43棟、半壊75棟、準半壊42棟、一部損壊の床上浸水8棟及び床下浸水194棟の合計370棟という大きな被害となりました。そのほか、道路、河川などの公共土木施設、林道、農地、水路などの農林業施設や町有地などにおいて、多数の被害が発生いたしました。現在、国による災害査定が完了した道路や河川につきましては、順次復旧工事の発注を進めているところでございます。農林業施設の災害査定につきましては、被害箇所数が非常に多いことから、この12月中旬まで時間を要するというところでございます。この災害から一日も早い復興を果たすため、今後も最優先で復旧事業に取り組んでまいりますので、御理解、御協力をお願いする次第でございます。

現在、この災害の原因等を専門的な見地から解析し、検証を実施する業務を進めているところでございます。この検証結果につきましては、議会の皆様や、町民の皆様にも御報告するとともに、この災害を教訓とした今後の防災、減災に向けた災害対策に活用したいと思っているところでございます。

また、この災害におきまして、いち早く応援に駆けつけていただきました和歌山県上富田町を初め、石川県や金沢市、白山市、野々市市、能美市、中能登町及び志賀町など多くの自治体に職員を派遣していただきました。そして、多額の義援金を寄附していただいた倶利伽羅不動寺様を初め、多くの皆様に災害支援金、義援金を寄附していただきました。この場をお借りしまして改めて感謝を申し上げます。

このような災害は、いつ何時発生するかわかりません。職員に対しては、今後も万が一の事態

に備えて、常に危機感を持って業務に当たるよう指示をしているところでございます。

一方で、津幡町の明るい出来事もございました。

まず、町民の皆様が長年要望していた施設であります、住吉公園屋内温水プールアザレアが4月28日にオープンしたことであります。オープニングセレモニーには、馳石川県知事を初め、ソウル五輪の男子100メートル背泳ぎの金メダリストで、初代スポーツ庁長官であり、現在は日本水泳連盟会長の鈴木大地氏など多くの来賓の方々に御臨席いただき、盛大な式典を執り行うことができました。

オープンから7カ月を経過しましたが、利用者はますます増加しているということでございます。今後も、指定管理者である株式会社エイムと連携し、子供から高齢者まで多くの町民が楽しんで運動ができるスポーツパークとして、さらには町民の皆様の健康づくりを後押しする健康発信基地としてさまざまな事業に取り組んでまいります。

また、スポーツの分野におきまして、本町及び本町出身者など多くの方々が活躍をいたしました。

まず、サッカーでは、本町出身の安藤麻耶選手が所属する静岡県の藤枝順心高校が、第31回全日本高等学校女子サッカー選手権大会で優勝、陸上では津幡中学校2年生の藤本茉優選手が全国中学校体育大会女子走り幅跳びで5メートル91センチメートルという石川県中学新記録で優勝、トランポリンでは太村成見選手が特別国民体育大会体操競技大会トランポリン女子で優勝いたしました。

そして大相撲では、ことしの5月場所で幕下十枚目格付け出しとして初土俵を踏んだ本町出身の大的里関が所要2場所で十両に昇進、さらに十両としても2場所連続で優勝争いを演じました。特に先月の11月場所では優勝決定戦までもつれこみ、11月26日に文化会館シグナスの視聴覚ホールで行われたパブリックビューイングにおきまして大勢の方が応援いたしました。惜しくも優勝は逃してしまいましたが、2場所連続12勝3敗という好成績で来場所での入幕は確実ということでございます。

また、同じく本町出身の欧勝海関も11月場所では幕下二枚目という番付で4勝3敗と勝ち越し、11月29日に開かれた番付編成会議におきまして、十両昇進が決定いたしました。本町出身で二人目の関取が誕生というのは大変な快挙でございます。

今後もそれぞれけがには十分注意され、本町に明るい話題を提供してくれることを願い、応援したいと思っているところでございます。

それでは、議会10月会議以降の町政の概況について御報告させていただきます。

11月3日、令和5年度津幡町表彰、津幡町教育委員会表彰の贈呈式を、文化会館シグナスホールにおいて挙行いたしました。

文化功労、特別功労スポーツ賞、スポーツ奨励賞、教育奨励賞、合わせて1団体と145人の方々に贈呈いたしました。

受賞者各位の御功績をたたえますとともに、今後も精進を重ねられ、さらなる御活躍を祈念申し上げます。八十嶋議長には、御祝辞をいただき、また議員各位の御臨席を賜り、誠にありがとうございました。

11月12日、文化会館シグナスにおきまして、いしかわ百万石 里山里海 民謡の祭典が開催されました。

これは、いしかわ百万石文化祭2023の文化団体事業として、石川県民謡協会が運営主体となり行われたもので、第1部では、石川県内23団体による民謡の祭典を、第2部では、若い世代による民謡民舞を、第3部では、県内外それぞれの故郷で受け継がれてきた民謡民舞を、第4部ではプロの方々による民謡民舞が披露されました。当日は、シグナスのホールが満席になるほど民謡の愛好家が集まり、大変盛況のうちに終えることができました。

11月23日、現在行われている駅伝の中では、東京箱根間往復大学駅伝競走に次いで古く、回数においては国内最多と言われる、第102回河北潟一周駅伝競走大会が、文化会館シグナスを発着点に、昨年と同数となる3部門、54チームの参加により開催されました。

大会には、陸上競技愛好者等がエントリーする、一般・同好会の部に津幡町役場職員で編成した1チームと津幡町消防本部職員で編成した1チームが出場し、32チーム中、役場チームは6位で、消防チームは17位でそれぞれフィニッシュいたしました。

当日は、天候にも恵まれた小春日和の中、時折強い風が吹きましたが、各チームは、歴史と伝統ある河北潟コース6区間、26.6キロメートルを力強く走りぬぎ、全チームが無事ゴールを果たしました。

本大会に参加した選手の皆様の健闘をたたえますとともに、大会関係者の皆様には、大会の開催と運営に御尽力いただいたことに敬意を表し、また心から感謝を申し上げる次第でございます。

この伝統ある河北潟一周駅伝競走大会が、今後も末永く開催されますことを心から願っているところでございます。

12月2日午前10時より、津幡町役場町民スクエアにおきまして、A I オンデマンドバスののり一と津幡の披露会が行われました。午後からは、本番同様の体験試乗会も開催されました。そして、本日12月4日から運行を開始いたしました。

のり一と津幡は、時刻表や決まった運行ルートがなく、予約状況に応じて最適な運行ルートを走る、A I（人工知能）を活用した新しいタイプの乗合バスサービスであり、さらに将来にわたって持続可能で利用者の利便性の高い公共交通の実現を目指せるものでございます。

体験試乗会では多くの方が、新しい公共交通の乗り心地や予約方法などを確認しておられました。

また、予約に必要な利用者登録が既に800人を超えており、その関心の高さには、全国展開している運行受託会社も驚いているということでございます。

町民の皆様には、ぜひこののり一と津幡をご利用いただくようお願いする次第でございます。

同じく12月2日、科学の祭典を文化会館シグナスにて開催いたしました。

シグナスホールでは、科学のお姉さんで馴染みの五十嵐美樹さんが、よしもと芸人で石川県住みます芸人のぶんぶんボウルと一緒にサイエンスショーを行い、会場を盛り上げました。

そのほか、こども科学館での特別イベント、キラキラ輝くスライムをつくろうを初め、ペッパー君のプログラミング体験やプラネタリウム、また小学校教員チーム、石川工業高等専門学校、石川県立大学、株式会社久世ペローズ工業所、北陸電力株式会社及び瑠璃光薬局の御協力によるおもしろ科学体験コーナーも設けられ、子供たちに科学のおもしろさを体験していただき、科学への興味・関心を高めていただいたところでございます。

それでは、本日提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案第74号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ3億7,443万2,000円を増額するものでございます。

初めに、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

地方交付税では、地方特別交付税409万4,000円を増額するものです。

分担金及び負担金では、県営土地改良事業に係る農林水産業費分担金の減はあるものの、保育園保育料に係る民生費負担金などの増により820万4,000円を増額するものでございます。

国庫支出金では、障害者自立支援給付事業等の給付実績による民生費負担金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増に伴う民生費補助金及び地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に係る衛生費補助金などで増額となり、国庫支出金全体で2億4,492万4,000円を増額するものでございます。

県支出金では、心身障害者医療費助成事業などに係る民生費補助金や石川県議会議員選挙費などの事業費確定による総務費委託金の減はあるものの、障害者自立支援給付事業等の給付費実績による民生費負担金、結婚新生活支援事業やいしかわ移住支援事業に係る総務費補助金、乳幼児医療給付費に係る衛生費補助金及び多面的機能支払事業や新需給調整定着支援事業に係る農林水産業費補助金などの増により1,577万4,000円を増額するものでございます。

繰入金では、財源調整による財政調整基金繰入金、地域づくり推進事業基金繰入金や体育施設管理運営基金繰入金の増により8,135万2,000円を増額するものです。

諸収入では、心身障害者医療費返納金に係る雑入などの増により2,328万4,000円を増額するものでございます。

町債では、公立認定こども園解体撤去費に係る民生債の増はあるものの、県営土地改良事業負担金に係る農林水産業債及び中学校空調設備整備事業に係る教育債の減により320万円を減額するものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

議会費では、実績見込みによる議員報酬及び職員給等の減により311万5,000円を減額するものでございます。

総務費では、結婚新生活支援事業補助金や移住支援金に係る定住促進事業費及び住民票ふりがな記載等システム修正業務委託料に係る住民登録事務費などの増はあるものの、内部情報統合システムリース料に係る財務会計システム管理費、事業費の確定した町議会議員選挙費及び実績見込みによる職員給等の減により2,221万9,000円を減額するものでございます。

民生費では、障害者自立支援給付費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、給食食材費高騰分助成金などに係る認定こども園等運営費などの増により2億9,500万7,000円を増額するものでございます。

衛生費では、子ども医療給付費や再生可能エネルギー導入促進補助金等に係る地球温暖化対策費、豪雨災害に伴うごみ処理負担金に係る河北郡市広域事務組合負担金などの増により8,089万1,000円を増額するものでございます。

農林水産業費では、排水機場設備の修繕や国営造成施設管理体制整備促進事業負担金等に係る河北潟周辺排水対策費の増はあるものの、県営土地改良事業負担金や実績見込みによる職員給などの減により1,289万2,000円を減額するものでございます。

商工費では、商工会育成費や中小商業販売促進事業費の減により154万6,000円を減額するものです。

土木費では、中条公園やあがた公園の遊具等の修繕費に係る都市公園管理費や地域公園等管理費の増はあるものの、実績見込みによる職員給等の減により43万3,000円を減額するものでございます。

消防費では、実績見込みによる職員給等の増により909万3,000円を増額するものです。

教育費では、会計年度任用職員の人件費に係る小学校特別支援教育費や実績見込みによる職員給等の減はあるものの、小学校教科書改訂に伴う教師用教科書教材費や小中学校消防設備修繕費、陸上競技場備品購入費に係る津幡運動公園管理費などの増により2,964万6,000円を増額するものでございます。

第2表債務負担行為補正は、中学生海外派遣交流事業及び東荒屋地区工場用地取得造成事業について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業負担金ほか1事業について、限度額を表のとおり変更し、また、公立認定こども園解体撤去費を追加するものでございます。

議案第75号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ295万6,000円を追加するもので、償還金の増額でございます。

議案第76号 令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ8,695万5,000円を追加するもので、歳入におきましては、現年度分特別徴収保険料に係る介護保険料、介護給付費負担金や調整交付金に係る国庫支出金、介護給付費交付金や地域支援事業支援交付金に係る支払基金交付金の増額、歳出におきましては、実績見込みによる職員給等に係る地域支援事業費の減はあるものの、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費等に係る保険給付費の増額が主なものでございます。

議案第77号 令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出からそれぞれ2万9,000円を減額するもので、A I オンデマンドバス対応車両等購入費の減額が主なものでございます。

議案第78号 令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）について。

本補正は、国庫補助事業で資本的収支の年度間整理をするもので、令和5年度の資本的収入において、企業債及び国庫補助金の減により8億2,583万6,000円の減額、資本的支出において、建設改良費8億1,832万7,000円を減額するものでございます。

また、債務負担行為補正は、令和6年度への対応として浄化センター管理棟電気設備更新工事の限度額を変更し、また津幡町浄化センター外1施設災害復旧工事委託について、表のとおり期間と限度額を定め、追加するものでございます。

議案第79号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、一般職の職員等の給料表を国に準じた給料表に改正するとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05カ月分引き上げ、期末手当においては、令和5年12月の支給割合を1.25カ月分に、令和6年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.225カ月分とし、勤勉手当においては、令和5年12月の支給割合を1.05カ月分に、令和6年6月及び12月の支給割合をそれぞれ1.025カ月分とする改正を行うものでございます。

議案第80号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を0.1カ月分引き上げ、1.75カ月分とし、令和6年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.05カ

月分ずつ引き上げ、1.7カ月分とする改正を行うものでございます。

議案第81号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、議会議員の期末手当の支給月数を0.1カ月分引上げ、1.75カ月分とし、令和6年6月及び12月の支給割合をそれぞれ0.05カ月分ずつ引き上げ、1.7カ月分とする改正を行うものでございます。

議案第82号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、人事院及び石川県人事委員会の勧告を参考に、会計年度任用職員について国に準じて給料表の改正を行うものでございます。

議案第83号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備及び固体燃料を使用する火気設備等について基準の見直しを図るため、蓄電池設備に係る単位名称や、固定燃料を用いた厨房設備の設置に係る安全基準などの改正を行うものでございます。

議案第84号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について。

本案は、コンビニ交付サービスにおいて、マイナンバーカードをお持ちの方が、スマートフォンの利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書を交付できるように所要の改正を行うものでございます。

議案第85号 津幡町手話言語条例について。

本案は、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての町民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するために制定するものでございます。

議案第86号 指定管理者の指定について。

本案は、令和6年3月31日で指定管理期間が終了する津幡町河合谷宿泊体験交流施設河愛の里キンシュレにつきまして、新たに令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、一般財団法人津幡町公共施設等管理公社を指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第87号 町道路線の認定について。

本案は、津幡ヌ88番1地先を起点とし、津幡ヌ138番10地先を終点とする道路を、町道津幡104号線として道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものでございます。

議案第88号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

本案は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国民健康保険に加入している者が出産した場合、産前産後期間に係る所得割額及び均等割額を免除する規定を追加する改正を行うものでございます。

以上、本12月会議に御提案を申し上げました全議案の概要を、御説明申し上げたところでございますが、各常任委員会におきまして、関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案のとおり決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○八十嶋孝司議長 ただいま議題となっております議案第74号から議案第88号までは、配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。

午後2時10分

令和5年12月5日(火)

○出席議員(16名)

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総務部長	酒 井 英 志	総務課長	田 中 圭
企画課長	中 嶋 徹 郎	財政課長	杉 田 純 也
監理課長	霜 明 晃	町民生活部長	細 山 英 明
税務課長	吉 本 高 宏	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福祉課長	長 陽 子
健康推進課長	石 黒 久 美	産業建設部長	本 多 延 吉
都市建設課長	本 多 克 則	産業振興課長	奥 村 利 勝
上下水道課長	松 岡 隆 司	会計管理者 兼会計課長	納 口 達 也
消 防 長	松 本 聖 史	消防本部 庶務課長	中 川 俊 介
教 育 長	吉 田 克 也	教育部長	宮 崎 寿
教育総務課長	山 崎 明 人	学校教育課長	北 山 ゆかり
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎太郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第2号）

令和5年12月5日（火）午前10時00分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開 議>

- 八十嶋孝司議長 ただいまから令和5年第2回津幡町議会12月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数16人中、15人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

- 八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

- 八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

- 八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。
本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<町政一般質問>

- 八十嶋孝司議長 日程第2 これより一般質問を行います。
質問時間は、一人30分以内といたします。
質問時間内におさまるよう、的確な質問をお願いいたします。
また、発言は議長の許可を得てから行ってください。
それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

6番 小町 実議員。

〔6番 小町 実議員 登壇〕

- 6番 小町 実議員 おはようございます。議席番号6番、小町 実です。

本日は2問の質問をいたします。

まずは、A I オンデマンドバスをうまく利用するにはという項目で、津幡町では昨日の12月4日から、利用者の予約を受けて運行する人工知能A I活用型のオンデマンドバスの一と津幡の運行が町中心部で始まりました。

A I オンデマンドバスは、時刻表や決まった運行ルートではなく、予約状況に合わせ適切なルートを走る仕組みで、利用者が乗りたい場所と時間をスマートフォンの専用アプリや電話で予約し、A I技術で計算した運行ルートで乗客を目的地まで送迎するものです。

現在の定時定路線方のバスとは異なり、希望する乗降場所と時刻を入力することで町内を運行中の最寄りの車両に伝達され、既存のバス路線が運行しているエリアで、井上線、渦端線、太田線、緑が丘線、領家線の5路線でカバーしている平野部がA I オンデマンドバスの運行エリアとなります。今回150カ所の停留所が追加設置され、バスの定員は8名、運行時間は午前7時から午後7時、運賃は1回大人200円・小学生以下は100円と、ある程度納得のいく金額だなと評価されております。既存の町営バスは本数と時間が限られているが、オンデマンドバスは乗車の時間

が細かく設定できる。特に高齢者の運転免許返納後の移動手段がなくなったときにオンデマンドバスが使えると、さらに便利さが感じられると思います。

長年にわたって定時定路線の町営バスを運行してきましたが、車社会の浸透による公共交通離れや新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け近年さらに利用者が減少したようです。

町営バスについては、民間のバス事業者が撤退した路線での町内の中山間地域から小中学校・高等学校への通学、また金沢市内への通勤通学において乗り継ぎを軸に大きな役割を果たしてきました。日経クロステックの集計では、A I オンデマンド交通を導入する地域は、2022年11月現在で100を超え、その後も全国各地で多数の導入の話を聞きます。また、オンデマンド交通については、先進自治体を見ると成功例もありますが、失敗例もあるとのこと。待ち時間が長いといった不満もあるようです。

また、私が聞いた少数意見ですが、スマートフォン教室を行い、予約方法をもっと詳しく説明してほしい、また、のる一と津幡のことを知らないのでもっとPRしてほしい、定期券の利用や路線バスの定期券を持っている人にはオンデマンドバスに100円で乗車できないかとか、坂の上にある太白台小学校、県津幡漕艇場に停留所が必要ではないかとの意見もありました、少数ではありますが、今後検討してほしいと思います。

総務産業建設常任委員会先進地視察の奈良県広陵町では、予約のオペレーションといたしまして、アプリでの予約は58%、電話予約は42%との話を聞きました。多くの利用者が想定される公共施設、商業施設において予約や乗車の手伝いを行うなど地域が連携することが乗車率のアップにつながると思います。バス利用者の多くは高齢者であり、スマートフォンや携帯電話を持っておらず、乗りたいと思ってもどうしたらよいかわからない高齢者が多いのではないのでしょうか。利用者にとっては不便な部分も多々あるかもしれませんが、オンデマンドバスの特性を理解し、利用していただくとともに、引き続き、周知をいただきたいと思います。

今後、町内において、平野部の5路線の廃止予定時期と相窪線、九折線、池ヶ原線、河合谷線でのオンデマンドバス運行の計画や、その他福祉バス運行の考えを聞かせていただきたいと思います。

生活環境課、由雄課長の答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 小町議員のA I オンデマンドバスをうまく利用するにはの御質問にお答えいたします。

御質問にありますとおり、12月4日から町内一部区域において、A I オンデマンドバスののる一と津幡の運行を開始いたしました。

初めての事業であることから、これまで広報つばた9月号及び11月号で記事掲載、公共施設などでのポスターやパンフレットの設置、ホームページの立ち上げなどさまざまな方法で周知を図ってまいりましたが、今後もケーブルテレビで、12月16日から1カ月間は導入編、1月16日から1カ月間は活用編の広報動画を放映する予定としており、引き続き周知を努めることとしております。

また、のる一と津幡が運行する区域の20を超える地区を対象に、地区集会所などで運行説明会を実施し、460人近い方々に御参加をいただきました。これまで町営バスを利用したことがない

方もたくさんお越しいただきまして、期待や関心の高さを感じているところでございます。

説明会におきましては、スマートフォンに不慣れな方も多数いらっしゃいましたので、できるだけ丁寧に説明をさせていただいたつもりですが、人数や時間の都合で必ずしも十分ではなかった可能性はあります。今回、関係する地区の区長の皆様にお世話いただき、一通り説明会は開催できましたが、再度説明の御要望がございましたら、生活環境課まで御相談いただきたいと思います。

のる一と津幡は、いま始まったばかりですので、今後さまざまな課題や要望が出てくると思います。皆様の御意見をいただきながら、また、他の先進自治体での事例なども参考にしながら、よりよい運行につながるよう努めてまいります。

なお、のる一と津幡が運行する区域の既存町営バスの5路線の廃止時期につきましては、現在の時刻表の変更時期である、来年3月を一つの区切りと考えておりますので、速やかに広報したいと考えております。

また、今回、のる一と津幡が運行しない地域での今後の町営バスや福祉バスの運行計画につきましては、今後ののる一と津幡の利用状況を踏まえて、全国の自治体の事例、実証実験の知見なども参考にしながら、福祉バスの担当部署とともに、幅広く検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

ちょっと再質問ということで、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

今の既存の平地の5路線に関しましては、3月で一応廃止を目途にということでしたが、オンデマンドバスが走らない地域、4路線に関して、具体的な时期的なものはあまりなかったんですけども、今後の住民の要望とかそういうことを踏まえてなんですけど、順序的にどことか、いっぺんにやることは難しいかもしれませんが、もう少し具体的にお答えいただけたらと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 時期につきましては、今のところ明確なお答えはできかねるというところが正直なところですので、先ほども申し上げましたが、今後の利用状況等を踏まえながら、判断していきたいと思っております。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 御答弁ありがとうございます。

スクールバス等々で使われているところもあると思うんですけど、河合谷のほうですか、その他も皆さんそうだと思うんですけども、よりよい移動手段として早急に、また一つ一つ、いっぺんには無理かもしれませんが、計画的に運行のほうをやっていただければと思います。

きのう、一昨日の県内のニュースや新聞なんかでは、A I オンデマンドバスの運行が話題となっております。今後は、乗っていただけの方、逆に乗っていただけない方、多くの方からのアンケート等を定期的に行っていただきまして、町民が乗りやすい、利用しやすいオンデマンドバスになるように、また耳を傾けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、2問目の質問に入りたいと思います。

スポーツの盛んな町を目指してということで、大学時代に2年連続でアマチュア横綱に輝いた津幡町出身、23歳の二所ノ関部屋所属、大の里泰輝関は、ことし5月の夏場所、幕下十枚目格付け出しで初土俵を踏み、十両へと進み、身長192センチメートル、体重176 kilogramsの体格を生かした突き出しや四つ相撲を持ち味に、11月の九州場所も白星を伸ばし、残念ながら十両優勝は逃しましたが、12勝3敗での好成績で終わりました。来年1月からの国技館での初場所番付が大変気になります。また、同じく津幡町出身の欧勝海の十両の昇進も見逃すことはできません。もう一人前の力士として認められると思います。

スポーツの盛んな町としてキャッチフレーズも浸透してきたかと思っております。大の里関におかれましては、ことし8月25日シグナスにて十両昇進報告会が行われ、津幡町大の里後援会が発足され、応援の体制も万全に整ってきたかと思われまます。

さて、津幡町の魅力を発信するというので、町内外に発信して下さる、津幡町広報特使第1号は野際陽子さん、第2号は月亭方正さん、第3号は金城梨紗子さん、第4号として蟹瀬誠一さん、第5号には川井友香子さんが津幡町広報特使として登録されております。今回の11月場所の成績を見ましても、大の里に至っては広報特使の条件が満たされたのではないのでしょうか。相撲協会、また後援会などの調整もあるかもしれませんが、速やかに登録のほうをよろしく願いいたします。

また、子供を対象とした相撲教室、地域の交流イベント、また見学者等に振る舞われるちゃんこ鍋は、大勢の相撲ファンや地域の活性化や話題性を集める絶好の機会と思われ、さらに津幡町の知名度が上がるかと思っております。

今後、二所ノ関部屋、そして鳴戸部屋など合宿所の誘致などの考えはございませんか。後援会発起人でもある矢田町長のお考えをお聞かせください。

また、最後になりますが、ことしもあとわずかとなりました。ことしは暑すぎる夏と、忘れもしない7月12日の線状降水帯による豪雨、新型コロナウイルスが5類に移行され、少しずつマスクが外され笑顔が見えてきた。そして会議やイベント・お祭りなどもコロナ以前に戻った年、またAI・人工知能が世間に浸透してきたなど、津幡町にとってもさまざまな変化があったと思います。

自分自身は、ことし一年を一文字で表すとすれば、災い転じて福と為すということで、「災」かなと思っております。矢田町長のことしを漢字一文字で表すとすればどうなりますか。

よろしければ、お答えをひとつよろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 スポーツの盛んな町を目指してとの御質問にお答えいたします。

御質問にあったとおり、令和5年大相撲11月場所を東十両五枚目で臨んだ、本町出身の大の里泰輝関が12勝3敗という好成績を残しました。3敗同士の優勝決定戦では惜しくも敗れてしまいましたが、急ぎょ津幡町文化会館内で開催いたしましたパブリックビューイングには、大変多くの皆様が集まり応援をいただきました。小町議員にも会場にお越しいただきました。ありがとうございます。

大の里関は、次の1月場所からの新入幕が確実とされており、もう1人の本町出身力士である幕下二枚目で鳴戸部屋の欧勝海成矢関も勝ち越し、新十両昇進が決定いたしました。1つの町か

ら2名もの関取誕生は大変光栄なことでもあります。

さて、議員の御質問のとおり、津幡町では町の魅力発信を図るため、津幡町広報特使を任命いたしております。現在まで5名の方を任命していますが、新入幕を果たす大の里関は、大相撲開催中の15日間、石川県河北郡津幡町出身とアナウンスされ、すでに津幡町を広く発信していただいておりますので、適任であると考えております。広報特使への依頼につきましては、すでに二所ノ関部屋に相談をしており、承諾をいただき次第、広報特使をお願いしたいと考えているところでございます。

次に、相撲部屋の地方合宿につきましては、各部屋のニーズを調査し、本町の受け入れ環境や条件などを精査する必要があります。また、本場所や地方巡業等のスケジュール、部屋によってはすでに合宿地を選定している場合もありますので、今後、後援会とも連携しながら各部屋に相談していきたいと思います。さらには、地方合宿だけではなく交流イベントなど、相撲を通じて町の活性化を図っていければと考えているところでございます。

最後に、ことしを漢字一文字で表すとすれば何かありますかとの御質問にお答えいたします。

ことしの5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症となり、マスクを外す機会もふえ、日常が戻ってきたように感じます。密を避けるということで希薄になりつつあった人とのつながりも、マスクなしで対面による会話の機会がふえており、人とのつながりが再び強くなってきたようにも感じております。

そして、7月12日の豪雨災害では、多くのボランティアの方々や災害時応援協定を締結している和歌山県上富田町の職員を初め、石川県及び県内各市町、並びに各関係機関の御協力もあり、少しずつではありますが、災害からの復興が進んでおります。

さらには、先ほどの質問にもありました大相撲の大の里関と欧勝海関のお二人は、津幡町に元氣や希望を届け、町を一つにしてくれるような盛り上がりをもたらしてくれております。

こうしたことし一年を振り返って、漢字一文字で表すとすれば、人と人とのつながりの大切さを改めて気づかされた年ということで、「絆」を選びたいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小町 実議員。

○6番 小町 実議員 ありがとうございます。

絆ということで、僕も大好きな言葉の一つかなと思っております。

津幡町から2人の関取が誕生するということは、2つの金メダルが並んだ大変な快挙がありました。新しい町の話題として、また来年以降、相撲もレスリングもということで、また一生懸命応援もしたいですし、ちゃんこ鍋が振る舞われるようなイベントがあればなと思っております。また早急に進んでもらえればなと思っております。

広報特使のほうもお話が進んでいるということで安心しております。また第6、第7番目の方も早々になればなと思っております。またよろしく願いいたします。

以上、質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、6番 小町 実議員の一般質問を終わります。

次に、5番 小倉一郎議員。

〔5番 小倉一郎議員 登壇〕

○5番 小倉一郎議員 5番、小倉一郎です。

初めに、公民館のコミュニティセンター化について、お尋ねしたいと思います。

公民館のコミュニティセンター化につきましては、平成28年度に開催されました町総合教育会議において、近年の地域活動の多様化に対応するため、公民館機能を含めた活動の所管を教育委員会と連携を図りながら町長部局が包括的に担うことの検討の提案がなされたところでございます。

当時、私も町職員としてその会議に出席しておりました。公民館が生涯教育の場のみならず、住民の福祉、健康増進及び地域防災など、公民館に複数の機能を持たせ、所管を教育委員会から町長部局へ移行するための検討であったと認識しております。

また、住民の多種多様なニーズに対応するためにも、身近にある公民館が、コミュニティセンターとしてさまざまな役割を果たしていくことで、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、その環境を整え、さらには近年希薄化している地域コミュニティの再生も目的の一つとしてお思います。

さて、昨年から本町における地区公民館のコミュニティセンター化へ向け、町の総務部、健康福祉部及び教育部が一体となって、検討作業に入っているとお聞きしました。

先月開催されました議会全員協議会においても、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用したまちづくりを推進するため、地域コミュニティ組織への助成、まちづくり組織支援補助金についての説明もございました。

これらのことから、公民館のコミュニティセンター化へ向けて、制度設計も着々と行われ、町としての具体的な動きも増えてきたと感じております。

さらに、中条地区においては先行して組織づくりについての話し合いが持たれているようで、今後、ほかの地区にもその動きが広がっていくことが期待されています。

また、9月会議における竹内議員の一般質問においては、令和8年度をめどという言葉もございました。

これは、私が知らなかっただけかもしれませんが、初めて具体的な移行予定時期についてもお聞きした次第でございます。

そこで、酒井総務部長にお聞きします。

1点目、移行目標の令和8年度まで、どのような予定でコミュニティセンターへの移行を進めていくのか、また役場内の関係部局間で検討している中で、コミュニティセンターの具体的な方向性が示されるのはいつごろか、現時点での移行に向けた計画及び予定をお聞かせいただきたいと思えます。

2点目、現在勤務している公民館主事の皆さんは、笠井公民館を除いて全て会計年度任用職員です。コミュニティセンター移行することで、今まで以上に多岐にわたる運営管理が求められ、業務量も今より増加することが予想されます。

業務の複雑化・責任の重さ・職員の負担に対応するための、町の人的支援やフォローアップについてどのように考えているのか。

3点目、複合的な機能を持たせるコミュニティセンターは、これまで以上に運営にかかる経費が必要になることと思われます。

現在の公民館では、地元からの協力金と町の教育関係予算で運営を行っている現状を踏まえまして、今後コミュニティセンターとして安定した運営を図っていくため、先述しました、まちづ

くり組織支援補助金以外の財政的支援を考えているのか。

以上、3点について御答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 小倉議員の公民館のコミュニティセンター化を問うとの御質問にお答えいたします。

まず、御質問の1点目、どのような予定でコミュニティセンターへの移行を進めていくのかにつきまして、これまでの経過から御説明いたします。

町では地域活動の多様化に対応する新たな地域活動推進の体制づくりを進めるため、令和3年1月に企画課に地域づくり推進係を設置しました。その後、公民館機能を初めとした多岐にわたる地域活動の新たな拠点となる、地域コミュニティセンター設置の検討を進めるため、令和4年7月に総務部、健康福祉部、教育部の職員からなる、公民館のコミュニティセンター化検討準備委員会を発足し、今後の公民館のあり方について調査と検討を進め、ことし3月に中間報告をまとめました。

中間報告では今後のスケジュールについて、今年度中に各公民館や地区社会福祉協議会、くらし安心ネットワークの意見聴取と、次年度のたたき台となる方針案を策定の予定としています。来年度には学識経験者や住民代表などで組織する（仮称）公民館のコミュニティセンター化検討委員会を設置し、移行に向け具体的な議論を進め、同委員会でコミュニティセンターのあり方について基本的な方針を定めることとしております。そして、令和7年度にはこの方針に基づき、関係団体や地域住民向けに説明会の開催を予定しています。

次に、御質問の2点目、町の人的支援やフォローアップにつきまして、住民の多様なニーズに対応し、課題解決していくに当たり、職員の業務量が増加する場合は、増員による対応が必要となることも想定しています。町のフォローアップにつきましては、例えばまちづくりの専門家をコーディネーターとして派遣したり、協議会職員向けの研修会の開催や、まちづくり協議会に地区担当職員を配置したりすることなどが考えられます。

最後に、まちづくり組織支援補助金以外の財政的支援を考えているかにつきまして、同補助金はまちづくり協議会の立ち上げや、コミュニティセンター移行に向けた準備に充てることを想定しており、令和7年度までの時限的な補助金です。

コミュニティセンター移行後は、現在公民館に対し交付している社会教育振興協議会活動費補助金や、社会体育大会補助金などを統合した交付金で支援していくことになろうと考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 答弁ありがとうございました。

今、まだ協議、それから検討中の案件もあるとお聞きしましたがけれども、令和8年度まで時間があるようでないような、そういったような気もいたします。公民館側ともこれから十分意識を合わせまして、生涯教育の推進と地域活動のさらなる活性化が図られ、住民のよりどころになるような、そんなような施設となるよう、移行に向けて今後、町当局のいろいろな支援をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

次は、子ども家庭総合支援室の機能強化をということでお尋ねいたします。

平成28年5月に成立いたしました改正児童福祉法において、市区町村は子供及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないということが明確になりました。

さらに専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないことも規定されております。

これを受け、本町では令和3年1月に子育て支援課内に保健師や社会福祉士などの専門職を配置して、子ども家庭総合支援室が設置されました。

この子ども家庭総合支援室では、子供やその家庭において起こるさまざまな問題に関する相談支援を行っており、悩みを抱える保護者や家庭を初め、福祉や教育機関の関係者には大変心強い存在になっていることと思っております。

さて、昨年6月に再び児童福祉法の改正がありました。市区町村による包括的な支援のための体制の強化等が規定され、今度はこども家庭センターの設置が市区町村の努力義務となったわけでございます。

このこども家庭センターは、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援を行うため、体制の見直しを行い、相談支援機能の一体化と強化を図ることを目的としているものであります。

さらに、こども家庭センターでは、地域で子供と家庭を支えるさまざまな資源とつながりながら、サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら、子育て家庭をマネジメントする機能も必要となってくるそうです。

こうした法改正等により、市区町村に求められる役割がますます重くなっていく中、令和4年度決算認定に伴う資料の一つである、令和4年度主要な施策と成果の事業評価の中で非常に気になった記述がございました。

それは、子ども家庭総合支援室の業務を行う上で、相談内容が複合的な課題を持つ家庭がふえており、対応が複雑化されている。対応ができる相談員の増員と関係機関でのきめ細かな連携のもと、見守り、支援の充実が重要課題だと書かれてあったことであります。

このようなことから、相談支援業務にあたっている現場では、マンパワー不足と関係機関との連携という課題もあるようですが、今後、妊産婦や子育て世帯が安心できる環境を提供することが、さらに重要となってきています。

そこで、質問いたします。

今回の改正児童福祉法は、来年4月から施行となっております。健康福祉部では、この法改正に対応するため、どのような相談支援体制を構築していくのか。さらには、現在の子ども家庭総合支援室に、こども家庭センターの機能を持たせ、母子保健と児童福祉双方について十分な知識を持つ統括支援員を配置する予定はあるのか。

以上、羽塚健康福祉部長に答弁をお願いします。

○八十嶋孝司議長 羽塚健康福祉部長。

〔羽塚誠一健康福祉部長 登壇〕

○羽塚誠一健康福祉部長 子ども家庭総合支援室の機能強化をとの御質問にお答えいたします。

本町の子ども家庭相談業務については、家庭のさまざまなニーズ、課題等に対して、保健師、社会福祉士、管理栄養士、保育士などの専門職が多職種協働で連携し、適切な支援が行えるよう、

健康福祉部内では課の仕切りを設けず、対応に必要な職員がすぐに集まり、協議や情報共有ができるよう体制を整えております。

その中で、妊娠期から18歳（子育て期）まで、制度や年齢で支援が途切れることのないよう、母子保健と児童福祉が両輪で、包括的な相談支援の構築に取り組むため、令和3年1月の新庁舎の供用開始にあわせて行った組織改編時に、子育て支援課に子ども家庭総合支援室を設置しました。

この相談窓口の明確化により、複合的な相談が増加していることから、対応についても母子保健はもちろん、教育、福祉機関との連携も強化し、対応しているところです。

このたびの児童福祉法の改正で新たに規定されたこども家庭センターの機能には、妊娠届からの妊産婦支援、子育てや子供に関する相談のほか、支援を必要とする妊産婦や子供等へのサポートプランの作成業務があります。これは、母子保健による健康づくり活動の視点と児童福祉における虐待の予防的対応を、妊娠期から個々の家庭の状況に応じて支援することが目的であります。

なお、こども家庭センターの設置については、これまで母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点のそれぞれ設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、制度や組織が別であるため、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていることに対して、両機能を組織として一体化し、切れ目のない対応とすることを目的として提唱されています。

本町においては、課としては別組織ではございますが、先ほど述べさせていただいたとおり、部内の連携は取れていること、及び子ども家庭総合支援室において連絡調整が図られていることから、こども家庭センターの機能をおおむね備えていると考えております。

また、これまで以上に母子保健と児童福祉が一体的に実状の把握や支援業務を進めていく必要があるため、双方の機能について十分な知識と経験を持つ統括支援員を配置することは必要と考えております。

今後は、子ども家庭総合支援室に配置されている保健師、社会福祉士のみならず、子供の年齢に応じた成長発達や親子関係形成の視点でケアができる保育士や、子供及び保護者等の心理的側面からのケアを行うことができる専門職の配置等も考えながら、具体的な支援やケアを必要とする家庭にしっかりと届く体制整備に努めてまいります。

以上です。

○八十嶋孝司議長 小倉一郎議員。

○5番 小倉一郎議員 答弁ありがとうございました。

今ほどの答弁では、子ども家庭センターという機能をもうすでに構築しているような、そういったような答弁内容かなと思って聞いておりました。

ただ、先日の北國新聞にお隣のかほく市さんが、12月議会で約3,000万円の補正予算を打って、来年度、子供家庭センターを設置という記事が掲載されておりました。このように安心して子供を生き育てやすい環境づくりを形にしていく行政の姿勢が、これも大切なと思います。

今後、子ども家庭総合支援室、そういったような、今ある組織をきちっと町民の方にアピールして、周知してアナウンスして、今後いろいろな相談支援業務を行っていただければと思います。

町のあちらこちらから元気な赤ちゃんの泣き声や子供たちの歓声が聞こえてくるような、そんなような津幡町になればいいかなと、そういったようなことを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、5番 小倉一郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番 東 克彦議員。

〔3番 東 克彦議員 登壇〕

○3番 東 克彦議員 おはようございます。議員番号3番、東 克彦です。よろしくお願いたします。

我が津幡町では、今まで以上に住みやすいまちづくりとなるために、今年度よりスタートした新事業についてお二つお尋ねしたいと考えております。

まず1つ目は、まちづくり推進のためにも、多層的、重層的な支援をとということで、質問をさせていただきます。

津幡町においても、先ほどの答弁等にもありましたが、令和8年度から公民館のコミュニティセンター化、それと並行してですね、地域住民による地域課題の解決や地域資源を活用した地域コミュニティ組織等が津幡町内で動き始めようとしております。

現状としては、地区社協、くらし安心ネットワークが似たような考えのもとに活動を行ってまいりましたので、一からまちづくり協議会を組織するのではなく、地区社協、くらし安心ネットワーク、これが母体となり、足りない組織や機能等々を追加、強化した上で設立していくことが望ましいというふうに伝えられております。コミュニティセンターをまちづくり協議会の活動拠点とし、各地区に選任の事務局職員を配置する予定ともお聞きしております。

早速、中条地区では、設立準備委員会が発足し、活動をスタートし始めました。井上地区を初め、ほかの地区でも設立準備委員会の発足を目指して盛んに議論が始められております。

また、この12月会議で補正予算等が通りましたら、今年度より津幡町まちづくり組織支援補助金を活用できるようになり、既に立ち上がった地区のみならず、これから動き始めようとする地域の方々も心強く感じ、大変感謝しているところでございます。これにより、地域での動き、これが加速するのではないだろうかと考えております。

地域内のことを、みずから考え、決定し、実行する組織が誕生し、行政と協働しながら住みよい地域の形成を図っていけるものだと思っています。特に、若い世代の方々にも共感してもらって、このまちづくりにぜひとも参画していただきたいと考えております。皆さんの声が届くためにも、今までよくあった一世帯一票制ではなく、一人一票制の文化を地域に浸透しなければ、絵に描いた餅となってしまいます。

これは、子供たちにとっても同じことが言えると考えております。子どもの権利条約では、子どもの権利条約が具現化された町、これが子供にやさしいまちづくりであると示されてもおります。また、この子供にやさしいまちづくりは、SDGsが目指す持続可能な社会ともイコールであるとも言われております。

子供たちにとってふさわしい世界は、子育て世代にとってもふさわしい世界であります。言いかえるならば、全ての人にふさわしい世界と考えられます。特に、福祉政策におきましては、子供、障害者、高齢者、生活困窮者など、さまざまな対象者ごとの支援体制のみでは、さまざまなニーズに対応できないため、国としても、町としても重層的な支援体制の整備がなされてきてお

ります。一個人の支援でも単一の支援では、事足りないこともある。そんな中でまちづくりとなれば、なおさらであるということは明白であります。

そこで、多様な関係者がまちづくりに参画できる環境づくりのためにも、当町でまちづくりと絡めて子供の権利を学んだり、こどもまんなか社会の実現に向けた講演会やシンポジウムの開催はもちろんのこと、地域ごとに当然異なるまちづくりの地域コミュニティ組織、そんなものが形成され、その主体性を尊重した多方面の支援が受けやすく、重層的な財政支援体制が期待されるものであります。

そこで、町長にお尋ねいたします。

我が津幡町での地域におけるまちづくりのビジョンと、そのまちづくりの推進のために重層的な支援はあるのか、そこをお聞かせいただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 東議員のまちづくりの推進のためにも多層的な支援をとの御質問にお答えいたします。

本町では、第5次津幡町総合計画で「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」をまちづくりの将来像としています。この将来像の実現に向けた5つの基本目標の1つに、ともに支え絆を深めるまちを掲げており、町民主体の町づくりや、地域コミュニティの活性化を目指していくこととしております。

地域における活動の促進には、地域づくりの担い手の育成が必要となります。その中で、若い子育て世代にまちづくりに参画してもらうには、多様なニーズに対応し、子育て世代の地域愛着を高めて、地域とのつながりを強くしていくことが大切であると考えております。

また、地域づくりの担い手として子育て世代が活躍することは、子育て世代だけでなく、地域全体の活力や魅力の向上にもつながると考えております。

特に、地域とのつながりが希薄になる子育て世帯が増加傾向にある中、家庭における子育ての不安や孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てができるようになるには、地域での子育て支援体制の充実や、子育てしやすい生活環境づくりなど、行政や地域社会全体で支援していくことが必要であります。

今後、まちづくりを進めていく中で、子育て世代が気軽に集まれる場の提供など、相談や情報交換、交流や学習などの機会を創出したり、子供たちに多様な学びや体験の機会を提供したりするなど、地域が子育てに支援できることは多岐にわたります。

地域のニーズを把握し、どのように取り組みを展開していくのかなど、まちづくり協議会が主体的に決定・実施できる体制を支援していくとともに、対等な立場で連携・協力しながら、地域の主体性を高めるための支援や協働を行ってまいります。

まちづくり協議会の活動に対する財政的な支援に関しましては、小倉議員の御質問に対する総務部長答弁にもありましたように、同協議会への統合交付金で支援していくこととしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 町長、ありがとうございました。

たくさんお聞きしたいことはありますが、今後 おいおいとまた質問させていただいて、このまちづくりが津幡町に生まれてよかった。そして、その町で若い世代が活気あふれる生活を営むことにより、その周辺の地域の住民全てにまたその幸せが受け継がれていく強い絆、そんなものがつくっていければなというふうに、町長の答弁をお聞きしながら感じさせていただきました。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に行かせていただきたいと思います。

本日朝、私、8時半にのるーと津幡を予約して、実際にのるーと津幡で当庁をさせていただきました。実際に待ち時間、後何分で来ますよ、だけではなく、スマホのアプリではどこに今、車が出て、このルートで来るんだったら、たしかにあそこの信号で引っかかったら、次、小路を曲がってくるかな、なんて楽しみに見ることもでき、ちょっと楽しみがふえたのかなというふうに思っております。

こののるーと津幡に関して質問をさせていただきます。

令和6年の3月まで移行期間として、既存の町営バス5路線との並行運行がされることは、先ほども明らかになりました。今後は、中山間部での活用も期待しているところであります。

ただですね、利用者がふえてくれば、通勤通学、こちらのほうでは電車の乗り継ぎ時間のことを考えると、かなり余裕を持たなくてはいけないとか、場所によりましては週に2回の福祉バスしか利用できない。そんな地域こそエリアを広げてほしいんだと、バス停をつくってほしいんだという声が、そんな課題が、今後どんどん出てくるかと思われまます。

運行上の課題は今後、随時変更並び改善がなされていくと、運行説明会でも地域の住民の方にはお話をさせていただいております。この使い勝手のよい交通手段、のるーと津幡が本当に使い勝手のよいものであると、町民の皆様にご理解いただければ、増便も検討されることとなると思われまます。ただ、公共交通であるバス・タクシーのドライバー不足、並びに高齢化、この金沢中央圏でも顕著であります。全国の公共交通機関では、次々と新しいシステムが導入されてきており、近い将来、当町においてものるーと津幡のドライバーの確保にもっともっと悪戦苦闘しなくてはならない状況に陥ることも危惧されまます。

そのような中でも、町民や観光客、この方々の足として、安全安心を提供し続けるためにも、今のうちからドライバー、もしくはドライバー予備軍の確保をしておく必要があるのではないかと考えております。幸いにもこののるーと津幡は大型バスではありません。私も所有しておる普通二種免許、この普通二種免許の保有者であれば、ドライバーになることも可能であります。

そこで、生活環境課長にお尋ねをいたします。

当町では、安全安心を確保できない白タク行為を推進しないためにも、今のうちから普通二種の免許証保有者の方を、町もしくは運行事業者に登録をしていただき、研修並びに不定期にでも運行業務をできる、そんな方をふやしていくべきだと考えております。

特に、のるーと津幡のドライバーが、働きやすい環境、この環境整備にもドライバー予備軍の登録並びに活用は必要なのではないでしょうか。

それでは、生活環境課長、よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 由雄生活環境課長。

〔由雄宏一生活環境課長 登壇〕

○由雄宏一生活環境課長 公共交通のドライバー確保をとの御質問にお答えいたします。

御質問にもありますとおり、12月4日から町内一部区域において、A I オンデマンドバスのる一と津幡の運行を開始いたしました。

昨今、地方、都市部を問わず、全国的にバスやタクシーの運転手不足が問題となっており、減便や廃止が相次いでいる状況です。町内においても、ことし4月から民間のバス路線において、残念ながら一部の系統が廃止となったところがございます。

本町では、民間のバス路線のほかに、行政として町営バスを運行しており、通勤・通学や特に高齢者の方の日常的な移動手段として御利用いただいております。本町にとりましても、運転手不足は、決して他人事ではないと認識しております。

のる一と津幡は、現在町営バスで使用している大型バスとは違い、乗客定員8人の普通車両を使用するため、大型免許は必要ありませんが、人を乗せて運賃を徴収することから、町営バスと同様、第二種運転免許が必要となります。誰でもすぐに運転できるわけではありません。

また、運転手不足と利便性維持・向上という、相反する課題に対して、県内を初め全国で、自動運転の実証実験や、一般ドライバーが有償で乗客を運ぶライドシェアの検討の動きが散見されるようになりました。議員の御質問にあります、第二種運転免許取得者の登録及び育成もこれらの課題解決には有効な手段の一つと考えますが、まずは、現在の運行受託者と運転手の確保に向けて、継続的に協議を続けていきたいと考えております。

今後は、全国の実証実験や検討に関するさまざまな知見が共有されると思います。のる一と津幡の利用状況も踏まえ、本町にふさわしい課題解決策を検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 東 克彦議員。

○3番 東 克彦議員 答弁ありがとうございました

お隣北鉄バスさんでは、本社のほうで実際に試乗体験をして、運行員を募集するというような形のものも記事のほうで見させていただきました。

今後はですね、こののる一と津幡に関しては、ドライバーさんの働き方だけではなく、こんな感じで、システムで動いているんだよっていうのを、社会科見学も含め子供たちにも広く伝えていただいて、特に長期休みの足なんかにも使っていただければ、子供たちがれきしるやいろんなところの施設を回って、また向学に拍車がかかるのではないかなというふうに期待して、今回の質問を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、3番 東 克彦議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午前11時10分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時00分

〔再開〕 午前11時10分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、15人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番 竹内竜也議員。

〔7番 竹内竜也議員 登壇〕

○7番 竹内竜也議員 7番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、2項目について質問いたします。

まずは、公民館のコミュニティセンター化についてです。

町内各地区に設置されている公民館につきましては、準備期間はあと2年程度となりますが、令和8年度を目途として、コミュニティセンターへの移行が目指されており、このことについて各地区におかれましても協議が進められていることかと思えます。

本年9月会議における一般質問でも、公民館のコミュニティセンター化についてお聞きしたところではありますが、その際、町立公民館がこれまでに果たしてきた功績に対する評価をお聞きしています。この質問に対し町長は、公民館は地域の特色を生かした生涯学習活動の振興発展に寄与し、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として、これまで中心的な役割を果たしてきたと評価をしていると答弁なさっています。

このことから、地域住民の皆さんにとって最も身近な学習拠点として、さらには交流の場としても大切な役割を果たしてきたものと高い評価をなさっておられるのだと理解をいたします。

まさに、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点として、それぞれ地域住民のお茶の間として、長らく親しまれてきたのが公民館そのものであろうかと改めて思います。

また、移行を目指すコミュニティセンターのあり方についてもお聞きしたところですが、このことについて、町長は「一様ではなく、各地域の実態を踏まえたさまざまな形があると考えております」、途中略しまして「今後は、地域の皆さんみずからが地域の実情を踏まえて、必要かつ効果的で地域に適した組織像を協議検討していただきたい」と締めくくる答弁をなさっています。

お上まかせ、要は過度に行政に依存するのではなく、自分たちが暮らす地域の課題は、自分たちで解決策を考える力を身につけるといふこと、当事者意識に目覚める必要があるのだらうと思えます。

そういう意味において、コミュニティセンターに移行することについては、住民自治の発展であつたり、地域コミュニティの再生に向けた呼び水として期待が寄せられるところではありますが、翻って、判然としない部分もあるため不安がないとはいいがたいのではないのでしょうか。

そこで、3点について質問いたします。

1点目です。現在の公民館からコミュニティセンターへと移行するに当たっては、地域運営組織といわれるものが設立されていることが大前提にならうかと思えます。コミュニティセンターへの移行に当たってや、その後のコミュニティセンターの運営に当たり中心的な役割を担う地域運営組織に対し、その活動を支援するための、津幡町まちづくり組織支援補助金交付要綱が制定されたところでもあります。

いわゆる（仮称）まちづくり協議会と称されるものが地域運営組織に該当するようですが、地域住民や団体・事業者・行政などが参加する組織として設立され、コミュニティセンターを主な活動拠点とし、課題解決や地域づくりに向けて、住民主体で計画・実施・評価する組織のことを指すようです。

本年6月19日に開催された公民館連絡協議会において示された資料を参照すると、当町では地区社協、あるいはくらし安心ネットワークということになりますが、これらが似た考え方のもと活動を行っているため、まちづくり協議会を一から組織するのではなく、地区社協あるいはくらし安心ネットワークを母体とし、足りない組織や機能を追加・強化した上での設立が望ましいと

お考えであることが理解できます。

地域運営組織の設立について、町内各地区における進捗状況に関しては、いかがでしょうか。

続いて、先ほどの小倉議員の御質問に対する御答弁の中で、明らかになった部分もありますが、おさらいの部分も含め、2点目です。

コミュニティセンターに移行する理由として、環境保全や防災対策、子育て支援や高齢者福祉、観光振興など、公民館が果たす本来の役割を超えた活動が活発となり、その負担が大きくなってきたことなどが挙げられています。要は、社会環境の変化や地域住民の新たなニーズに応える必要に迫られているということであろうかと思えます。そのような背景があることについては理解をいたしますが、公民館のコミュニティセンター化はインパクトが大きいのと言わざるを得ないのではないのでしょうか。従って、より丁寧にわかりやすく進めていく必要があるのではないかと考えます。

公民館からコミュニティセンターへと移行するに当たっての基本的な考えやスケジュール、そして町としてどのように関わっていくのかなどについて、明文化、文書化した基本方針を示すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、コミュニティセンター化に対する理解を深めるために、地区住民を対象とした説明会を開催すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後、3点目です。住民福祉の増進を目的とし、その利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することによって住民サービスの質の向上を図り、施設の設置目的を効果的に達成すべく指定管理者制度が設けられています。

法人その他の団体であるならば、指定管理者として公の施設の管理主体となり得るため、（仮称）まちづくり協議会が指定管理者となることも可能なはずであり、コミュニティセンターを管理運営していくことも選択肢としてあり得るのではないのでしょうか。

コミュニティセンターについて、指定管理者制度を導入するお考えは、いかがでしょうか。

以上、企画課長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 竹内議員の公民館のコミュニティセンター化についての御質問にお答えいたします。

御質問の1点目、地域運営組織設立について、町内各地区における進捗状況につきましては、まず中条地区におきまして、10月に中条地区まちづくり協議会設立準備委員会が発足しており、同様の動きは井上地区でも進行中であると承知しています。

他地区の動向につきましては、先月末に各公民館を対象に実施した現状調査におきまして、組織設立の進捗度について4段階で聞いており、これによると中条、条南、井上公民館以外の7館の内、話題には上ることはあるが、具体的な動きはないと回答したのは2館、全く動きはないと回答したのは5館という結果でした。このうち萩野台公民館においては令和元年6月にくらし安心づくり萩野台として地区社会福祉協議会が設立され、地域の福祉課題の解決に向け、活動を展開していると認識しています。

次に、御質問の2点目、移行するに当たっての基本的な考えやスケジュール、町の関わり方などについて明文化、文書化した基本方針を示すべきにつきましては、さきの小倉議員への総務部

長答弁と一部重複いたしますが、令和6年度中に学識経験者や住民代表などで組織する（仮称）公民館のコミュニティセンター化検討委員会を組織し、そこでコミュニティセンターのあり方について基本的な方針を定める予定としており、令和7年度にこの基本的な方針に基づいて関係団体や地域住民向けに説明会の開催を予定しています。

最後に、3点目のまちづくり協議会がコミュニティセンターの指定管理者となる制度導入の考えはとの御質問につきまして、担当課長といたしましては、選択肢としてあり得ると考えているところで、実際に七尾市などで先例があります。

まちづくり協議会を指定管理者とした場合、地域のニーズに沿ったコミュニティセンターの管理運営ができる可能性が高まり、地域の連帯感や住民自治意識をより高めることや、さらにまちづくりの担い手としての能力の高まりも期待できます。

しかし、指定管理者としてのまちづくり協議会は、公の施設の管理に関し法的、財務的な責任を負うことになるので、その負担がふえます。さらに、管理・運営に関するノウハウやアイデアが十分でないことも考えられ、効果的・効率的な対応が難しい場面もあるのではないかと考えています。

指定管理者制度の導入につきましては、今後、議論の深まりに伴って具体的に考えていけばよいかと思っておりますが、当面は本来の目的であるまちづくり事業に専念していただき、まずは組織として安定、成熟させることが重要なことではないかと考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問をお願いいたします。

まず、1点目の質問として、町内各地区における地域運営組織の設立、これについては、中条地区と萩野台では地区社協が設立されているということで、トップランナーと言えいいのかと思うんですけども、地域運営組織の設立について進捗状況をお聞きしたところです。現状として、先ほどお聞きしたところなんですけど、令和8年度の移行を予定しているということなので、あと準備期間は2年余りということになります。現在の状況が、各地区ごとの準備状況ということでお聞きしているんですけども、コミュニティセンター化の実現に向けて、イメージしていたおりに、想定どおりに問題なく進んでいるとお考えかどうかを、お聞かせいただければと思います。

中嶋課長、お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 中嶋企画課長。

〔中嶋徹郎企画課長 登壇〕

○中嶋徹郎企画課長 今の進捗状況について、想定とどれほどかという御質問ですけれども、担当課長といたしましては、早いということはないかとは思いますが、中条地区におきましては、我々が想定したよりも早く地区住民の方が趣旨を御理解いただきまして、組織の設立に動いていると考えております。残りの地区に関しましても、まだ少し理解が十分ではないのかなと、それは我々の責任でもあるんですけど、そういうところもあって、まだ具体的な動きをしているところがないのかなというふうに感じております。いつまでかという想定は、まずしていませんので、今の状況がいいのかどうかというのはお答えしにくいんですけど、少し地域によって差はあるかなというふうには感じております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 再質問にもお答えをいただきました。

あと2年余りの準備期間ということで、加速的に進捗していくのかもしれませんが、公民館のコミュニティセンター化は、やはりインパクトが大きい。正直なところクエスチョンマークだらけではなかろうかと思えます。

地域コミュニティの再生という課題に対し、可能性を秘めたものであるということは、もちろん理解しておりますし、それゆえそれぞれの地域でその実情というものを踏まえながら、その地域で暮らす方たちが主体となって築き上げなければならないものであろうとも思えます。

しかし、何から手をつけて、必要なことは一体何なのか、そしてどういう順序で進めていけばいいのか、そういう意味でも判断材料となるようなメルクマールが必要だと思えます。そういう意味で、誰が見ても明らかな形での基本方針をお示しいただくことが大切かなと考えます。

コミュニティセンター化に向けて、指定管理者制度についてもお聞きしたんですけれども、現時点でお答えすることは難しい。ただ検討課題にもなり得るのかなというような御答弁だったかと思えます。一つ留保つきかなと思ひまして、注意深く見ていきたいと思ひます。そういう意味も含めまして、要所要所で情報提供などしっかりといただければとお願い申し上げ、次の質問に移ります。

続いて2項目め、令和6年度当初予算編成の基本方針についてです。

令和5年度のスタートを振り返ってみると、一般会計、そして5つの特別会計と4つの事業会計を合わせた、総額269億5,812万7,000円を当初予算として計上し、幕を開けています。

3年半余りに及んだコロナ禍にあつては、感染症対策経費の増加などによって難しい財政運営を強いられていたわけですが、本年度中に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行されることが予定されていたため、人流の回復や活発な経済活動の再開に期待が高まる中でのスタートであったように記憶しています。

余談として、自分自身が改選を控えた身の上であったことが大きく関係していたからではありませんが、3月会議における一般質問の締めくくりに際し、4月30日以降も議会の一員としてこの場に立つために、不屈の精神と穏やかな心で臆することなく前に進むとお誓い申し上げ、ピリピリと張り詰めた緊張感に包まれた中で、今年度の幕が開けたことを思い返しているところです。

時に、本年6月16日に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針2023を参照すると、中長期の経済財政運営に関する項目の1つである、国と地方の新たな役割分担等の中で、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置づけの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻すことが明らかにされており、注意深く見ていく必要がある部分かと思ひます。

また、政府による新たな経済対策として所得税の定額減税が決定されたようですが、所得税の一部を原資としている地方交付税について、その減額による地方財政への影響も懸念される場所ではないでしょうか。

当町では7月の豪雨による災害対応という、近年では経験していないような大きな課題を抱えているわけですが、こうした状況のもとに置かれていたとしても、子供・子育て支援はもとより、脱炭素に向けたグリーン・トランスフォーメーション、住民の利便性向上や役場業務の効率化にもつながるデジタル・トランスフォーメーションの推進、そして緊急性が高く住民生活にも直結する物価高騰などにも対応していかなければなりません。

そこで、2点について質問いたします。

1点目です。令和5年3月会議の初日ということになりますが、町長は町政運営に対する基本的な考え方と令和5年度当初予算編成の基本方針及び概要について御説明なされた中で、第5次津幡町総合計画については、令和5年度は後期計画期間の3年目となります。定住人口や交流人口の拡大に加え、地球温暖化防止対策やデジタル化の推進など、町政を取り巻く環境が著しく変化する中、多様化・複雑化する町民ニーズを的確に捉え、各種施策の展開を図ってまいりたいと言及なさっています。

このことを踏まえ、令和5年度ここに至るまでの町政運営を振り返り、その総括と評価については、いかがでしょうか。

続いて2点目です。線状降水帯の発生に伴い、本年7月12日から翌13日にかけて発生した豪雨災害を受け、過去最大規模になるであろうと見込まれる復旧事業費を念頭に置かなければならない必要があることなど、大きな課題を抱える中で、来る新年度を迎えなければなりません。

しかし、いかな困難な状況にあったとしても住民生活の安全・安心に直結する課題については、それこそ繊細かつ大胆な政治的判断が求められる場面も時には生じ得るのではないのでしょうか。

次年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類として公表される地財計画、令和6年度地方財政計画が示されるのはもう少し先のこと、年が明けてからのことになろうかと思いますが、これから本格化する令和6年度当初予算の編成に当たり、首長としてどのような基本方針をお持ちになって臨まれるお考えでしょうか。

以上、町長にお聞きいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 令和6年度当初予算編成の基本方針についての御質問にお答えいたします。

1つ目の御質問、令和5年度ここに至るまでの町政運営を振り返り、その総括と評価はどの御質問についてお答えいたします。

令和5年度も、はや8カ月が経過し、残すところ約4カ月となりました。現在は、7月豪雨災害の応急対応もおおむね終わり、本格復旧に向けて職員一丸となり取り組んでいるところでございます。

さて、令和5年度のここまでを振り返りますと、まず地球温暖化防止対策という観点から申せば、6月に公共施設の再生可能エネルギー導入可能性調査委託や民間事業者の太陽光発電設備の設置補助金、さらに個人の高効率給湯器の更新に対する補助金も新設するなど、地域が一丸となって問題に取り組む環境が整備できたと考えております。次に、定住人口や交流人口の拡大という点では、9月に津幡駅東口整備に関する工事契約をIRいしかわ鉄道株式会社と締結し、また本12月会議において東荒屋地区工場用地造成の補正予算を計上するなど、着実に前に進んでいると感じております。

そして、デジタル化関連で言えば、昨日からAIオンデマンドバスのるーと津幡も予定どおり運行を開始いたしました。

なお、7月豪雨災害により、若干影響の出ている事業もございますが、ほとんどの事業についてはおおむね順調に進んでおり、残り約4カ月間も着実に実施してまいります。

次に、2つ目の御質問、本年7月の豪雨災害に伴う復旧事業という課題を抱える中で、これか

ら本格化する令和6年度当初予算の編成に当たり、どのような基本方針で臨むのかということにつきましてお答えいたします。

令和6年度当初予算編成の基本方針につきましては、基本的に令和5年度とほぼ変わらないものになると考えておりますが、最重点事項につきましては、豪雨災害からの完全復旧ということになります。そして、限られた予算の中で、津幡駅東口整備など継続事業の進捗を着実に進め、あわせて国や県の施策と呼応しながら、喫緊の課題に向けて確実に対応してまいりたいと考えております。

多様化する町民ニーズに対応するため、実施事業につきましては、しっかり集中と選択を行い、子の時代、孫の時代のためのまちづくり、そして心豊かに今を暮らすためのまちづくりの実現に向けた予算編成を心がけてまいります。

なお、詳細につきましては、来年2月の内示会、そして3月の本会議におきまして述べさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 竹内竜也議員。

○7番 竹内竜也議員 御答弁をいただきました。

12月会議では、もはや恒例と申しますか、定番と化したと申しますか、本年を振り返り、漢字一文字で表現するならばですが、ことしは早い時間帯に出てしまいましたね。午後からがいい感じかなと、個人的には思っていたんですが、それはさておき、昨年は一層の努力を続けていくということで、継続、連続の「続」でした。令和3年は川井姉妹の快挙もあり「金」、令和2年は「継」、令和元年は改まるという意味で「改」、そして本年は「絆」の一字ということでした。

来たる令和6年が、漢字一字でどのように表現されるのか、今のところ知るよしもないところではありますが、いい感じの漢字一字、感じと漢字をかけましたけれども、そうなるように町民の皆様の幸せのために、心豊かに令和6年をお過ごしいただけるように、汗をかいていかなければならないということだけは、間違いがないことだとは思いますが。

新年を迎えれば、2月中には町長の御答弁の中にもございました、予算内事会を開催していただけたことかと思えます。そのすぐ後には、3月会議ということで、予算が上程され、分科会、委員会での審議に臨むこととなります。当初予算編成に当たっての基本方針、その中で、私が残ったキーワードは、集中と選択ということが、キーワードに、印象に残りました。基本方針をお聞かせいただきましたので、その内容を頭の中で、繰り返し、繰り返し反すうしながら、町民の皆様のお役に立てるよう緊張感を持って臨まねばと、改めてお誓い申し上げ、肝に銘じ、7番、竹内竜也の一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、7番 竹内竜也議員の一般質問を終わります。

次に、2番 柴田洋一議員。

〔2番 柴田洋一議員 登壇〕

○2番 柴田洋一議員 議席番号2番、柴田洋一です。

私からは、2つの質問をさせていただきたいと思えます。

1問目は、給食調理員の働き方の処遇改善と保護者負担についてということで、まず1点目、給食費に含まれる燃料費についてです。

まず、食材費高騰による物価高騰対策支援として、給食費の助成を幾度となく行っていただいていることに関しましては大変ありがたいことであり、小中学校の子を持つ保護者にとっても喜

ばしいことであります。しかしながら、津幡町の給食費の内訳を見ると食材費のほかに燃料費が含まれているなど、他の市町においては含まれていないようなものが見受けられます。中学校ではそれほどではありませんが、小学校の給食費については、他の市町よりも高いようにも思われます。この燃料費は、金額にするとわずかかもしれませんが、一時的な助成ではなく恒久的な削減となることから、食材費や人件費以外の光熱水費等については町で負担をしていただき、少しでも保護者の負担を減らせないか、御検討をお願いしたいと思います。

2点目、給食調理員の処遇改善についてです。

9月の一般質問において、会計年度任用職員の処遇改善についての質問が行われましたが、中でも給食の調理員においては、給与面だけではなく働き方についての改善も必要ではないかと考えております。

御存じのとおり、学校には夏・冬・春と長期の休暇があり、それらの期間中は当然のことながら給食はありません。その間、調理員の人たちはどうしているかと言いますと、休職イコール無給となってしまいます。

小さな子を持つ調理員の方は、長期休暇を子供と共に過ごせるメリットと捉えている人もいますが、生計を維持するためにつなぎとしてパートやアルバイトをしている人もいと聞いております。また、通年で働けないことを理由に途中退職したり、他の条件のいいところへ人材が流れていってしまうようなことも聞いたことがございます。

そこで、希望者には学校の長期休暇中でも正規職員と同様に、他の業務についたりするようになるか。10月に行われた決算報告では、学校のスクールサポートスタッフについて一定の効果があつたと報告がありましたが、例えば役場庁舎内において職員のサポートをするような働き方ができないか、あるいは、近年学童保育では手づくりおやつが提供できなくなっているとも聞いておりますが、そういった学童保育等と連携して、おやつや給食のようなものを提供したりできないか。

調理員の皆さんが安心して働ける場の提供、また人材確保の面でも環境整備していく必要があるのではないかと。

以上2点について、学校教育課長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 北山学校教育課長。

〔北山ゆかり学校教育課長 登壇〕

○北山ゆかり学校教育課長 柴田議員の給食調理員の働き方の処遇改善と給食費の保護者負担についての御質問にお答えします。

1つ目の御質問の給食費の燃料費についてですが、学校給食法におきまして、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費や、学校給食に従事する職員の人件費などの運営に関する経費は、学校の設置者の負担とされ、それら以外の学校給食に要する経費は、学校給食費として保護者の負担とすることとされております。本町では、この学校給食法にのっとり、保護者から必要な御負担をいただいております。

現在、本町の学校給食は、各学校での自校調理方式と、萩野台共同調理場での共同調理方式をとっており、施設ごとの私会計で管理運営を行っています。

御質問の学校給食費の光熱水費等につきましては、令和4年度より食材費等高騰への対策として、給食費にかかる保護者負担をふやすことなく学校給食を円滑に実施するため、食材費の一部

を助成しております。そして本会議の補正予算に、さらに計上しているのは、光熱水費の上昇も踏まえて対応しているものです。

なお、町長より、来年度に向けて光熱水費等の全額町負担について検討を指示されておりますことをつけ加えさせていただきます。

2つ目の御質問の給食調理員の処遇改善についてですが、現在、正規の給食調理師以外の給食調理員につきましては、町の会計年度任用職員として公募し、給与や勤務時間、給食調理業務のない8月が無給であるなどの勤務条件を十分に御理解の上、応募いただいております。しかし、長期休業中などは、町会計年度任用職員の任用に関する規則により、営利企業等従事許可申請をいただくことで兼業が可能となっておりますので、兼業をされている方もおいでます。

議員からの御質問にありました、無給となる長期休業中に、他の業務に希望者を従事させることにつきましては、公募の段階から勤務時間や業務内容等の条件が異なってまいりますので、現時点では困難であると考えています。

今後も、学校給食調理員の適正な人員配置に努め、調理員が安心して働き続けることができる環境づくりに努めてまいりますので、御理解をお願いします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 御答弁ありがとうございました

給食費の燃料費については、学校給食法にのっとってということで、また食材費の一部助成の中に光熱費も含んでいるということですが、こういった場合、一時的な補助ということになりますので、何とか恒久的に削減できるよう、今後も検討していただければと思います。

また、現在の物価高による影響については、決して子育て世帯のみにあるわけではありませんが、それでもこれからの津幡町を支える存在になり得る子供たち、そしてその保護者に対して、子育てにかかわる負担をわずかでも払拭できればいいなという思いから質問させていただきました。

9月の一般質問で、給食費の無償化に関して、町長のほうからは答弁のほうで、給食の無償化について国の動向を注視していくとのことでしたが、まずはこういったところからでも少しずつ改善し、負担軽減につなげていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、調理員の働き方の問題に関しても、このあとの質問にもつながるんですが、調理員が不足してくると自校給食の存続等にも影響してくるものと思われまます。また、事前に条件提示をした上で募集しているということですが、やはり条件の段階で、ほかの市町よりも条件が悪いとなると、そちらに流れていくというようなところもございますので、安心して働ける環境を提供できるよう、これからも努力していくことをいただきましたが、またですね、さまざまなアイデアを駆使して、前向きに御検討をお願いしたいと思っております。

それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

続きましては、学校給食施設の今後についてということで、先ほどの学校教育課長の答弁の中にもありましたが、現在の町内の小中学校では一部を除いて学校内で調理する自校給食が行われており、教育支援制度の案内の中にも、自校調理を行っていることを当町のよさとして紹介しております。

自校調理のメリットとしては、食物アレルギーなどのきめ細やかな対応や、できたての給食の提供、何より皆さんも経験があるのではないかと思います。授業中に給食のおいがしてきて、

きょうの給食は何々だとか、もう少しで給食だとか、そういった楽しみもあったかと思えます。

しかしながら、調理場の施設や設備の老朽化、衛生面などの問題により、施設の改修や設備の更新など、今後、多くの維持費がかかってくるのが予想されます。また、コロナ禍においては、消毒や衛生、安全管理など、費用や労力も大きかったと思われ、個別に対応するなどのリスクも多くなるなど、今後同様な状況になった場合のことも考え、十分な対策が必要かと思えます。

当町でも児童数の減少に伴い、平成30年4月より萩野台小学校・笠野小学校・刈安小学校の3校で萩野台共同調理場による給食が提供されるようになりましたが、近年では決して児童数の減少だけではなく、衛生面や管理面、また公会計化などの業務の効率化もあわせてセンター化が進められているところもあるようで、県内でも多くの市町で給食調理施設のセンター化が進んでおります。

そこで、当町では今後の学校給食施設のあり方について、どのように考えているか。施設を改修しながら自校給食を維持・継続していくのか、または給食センター化へと移行していく考えがあるのか。

以上、町長に答弁をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 私からは、学校給食施設の今後についてのお答えをいたします。

現在、本町の学校給食は、小学校6校と中学校2校、計8校で自校調理を行い、小学校3校分を萩野台共同調理場において共同調理を行っております。

自校調理の場合、給食調理員と児童生徒が互いに顔が見られる関係にあり、議員の御質問の中にもありましたとおり、できたてのおいしい給食が提供できるなどの多くのメリットがございます。

その一方で、御指摘のとおり、施設の更新などの管理面では多くの課題があります。

過去には、平成8年度の津幡南中学校建設時と、平成20年度に一般質問があり、給食センターの設置について検討された経緯があります。当時の運営費の比較、輸送コスト、運搬時間などさまざまな観点から検討した結果、見送りとなっております。

しかしながら、その後も、給食施設の改善や業務等の効率化につきましては、常に検討を行っており、萩野台共同調理場につきましては、小規模校の状況や厨房施設の老朽化等の理由で、より効率化を図るため、平成30年9月より共同調理を開始いたしております。

ただ、先生方というのは、人事異動がございまして、津幡町からほかの町へ、ほかの市へ異動される。逆に、ほかの市から津幡町へ、ほかの町から津幡町へ、そんな先生もたくさんおられます。そんな先生方の御意見として、津幡町の給食は大変おいしいという評価が高いというふうに聞いております。

そんなこともありまして、現時点では、新たに給食センターを設置するなどの具体的な計画はございませんが、単に経費の削減や効率面だけでなく、おいしさ、合理性、安全性、経済性、地産地消などの観点や、児童生徒数の推移、厨房設備等の老朽化の度合いも踏まえ、引き続き検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 柴田洋一議員。

○2番 柴田洋一議員 学校給食の今後については、経費の削減だけでなく、子供たちのことを考えてということで大変安心いたしました。私といたしましても、給食センター化を決して望んでいるわけではありませんので、自校給食をできれば続けていただきたい。今後も自校給食を続けていくのであれば、それは当町が誇れる政策の1つだと思いますし、内心ほっとしております。

ただ、現在、給食費に関しては、中学校では両中学校ともに同じ金額ですが、小学校においては若干の違いがあるようです。これらの問題は、センター化になれば自然と解消されることだと思いますが、自校給食を続けていく場合は、できるだけこういった地域差をなくしていくよう、今後の課題として対応していただけたらと思います。

また、公会計化に向けた検討も進んでいるのではないかと思います。先ほども触れたように、給食費が一律化することで、公会計化後の管理もしやすくなるのではないかと思います。とは言え、今ほど答弁の中にありました、学校の先生からも私自身もこの津幡町の給食は大変おいしいということは聞いております。またですね、一部では不登校になりそうな生徒が、この学校の授業中に給食のおいさかそういったものを感じて、おいしい給食が食べられるということで、不登校にならずにすんでいるといったようなことも聞いたことがあります。

また近年、朝食を食べない子供がふえる中、学校給食が一日の栄養を補う面で重要な役割にもなっております。当初質問前にはこのようなことがこれまで検討されてこなかったのかなとも思っておりましたが、過去に検討もされていたということで、今後は、何よりもやはり子供たちにおいしい給食を提供するというのを一番に考え、検討していくというお言葉もいただきましたので、安心して質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、2番 柴田洋一議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午前11時56分

〔再開〕 午後1時00分

〔9番 西村 稔議員 入場〕

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

11番 塩谷道子議員。

〔11番 塩谷道子議員 登壇〕

○11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷道子です。

きょうは4つの質問をさせていただきます。

まず最初に、入札に関する贈収賄事件をなくすためにということで質問いたします。

志賀町ではあってはならない、志賀町が発注する公共事業の入札をめぐる贈収賄事件が起きました。

志賀町は、国の基準に基づく下限と上限の中から町長の手書きで最低制限価格を決めていました。志賀町のほかに中能登町も同様でした。この仕組みがあったからこそ公共事業をめぐる贈収賄事件が起きたと言えます。

志賀町では、贈収賄事件で逮捕・送検された青谷工業代表取締役の青谷武容疑者が別の工事でも町長の小泉勝容疑者に公示の入札で便宜を図るよう依頼し、見返りに現金を渡していたそうで、

青谷工業が最低制限価格を同額で落札している工事は少なくとも3件あったそうです。石川県は、青谷工業を1日から9カ月間指名停止にすると発表しています。また、志賀町・中能登町では、すでに入札方法を改善したとも報じられています。

県内19市町のうち、6市町の首長も業者が入札する前に価格を把握し得る状況にあります。七尾・珠洲・津幡・宝達志水・穴水・能登町です。他の11市町は首長が全く関与していません。

津幡町では入札結果は、全て町のホームページで公開されていますし、落札された業者も落札額も公開されていますので贈収賄があるとは思いませんが、町長が全く関与しない方法をとることによって、どこから見ても贈収賄の入り込む余地がないということが証明されるのではないのでしょうか。すでに11市町がそういう方法が取り入れていますので、津幡町でもそういう方法が取られることを期待します。

ずっと、矢田町長がその座に座り続けられることはありませんから、次の町長のためにも、贈収賄の入り込む余地のない体制をとられるほうが賢明ではないかと思います。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員の入札に関する贈収賄事件をなくすためにとの御質問にお答えいたします。

まず、私は最近、報道されている県内市町での官製談合等の事件について、大変注意深く、関心を持って見ており、その対応を注視してまいりたいと考えております。このことを踏まえて答弁させていただきます。

現在、本町では、予定価格及び最低制限価格を記載する予定価格決定書については、職員が作成し、津幡町財務規則及び津幡町事務決裁規則に基づき、町長または副町長が決裁のみ行っている現状であります。

議員の質問にあります、県内19市町のうち、首長が入札前に最低制限価格を把握し得る状況にあった市町につきましては、石川県が行った調査結果によりますと、本町を含む10の市町が該当し、そのほかの9市町につきましては、副市長などが決裁権者となっております。

県内他市町の状況を踏まえ、本町におきましても、首長が最低制限価格の決定に関わらない体制を取るべく、今年度中に事務決裁規則の改正を検討するよう指示したところでございます。

今後とも、時代の変化を見極めながら、情勢に応じて、適時適切に入札契約制度等につきまして見直し、公正で透明性のある入札執行に取り組んでまいりますので、よろしくお尋ねをいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 今お聞きしますと、町長さんが直接関わらないという方法をとられるということなので、それはそれでいいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給についてということでお尋ねいたします。

来年度から会計年度任用職員も勤勉手当が支給される見通しとなっています。期末手当は既に支給となっており、これで期末・勤勉手当は支給されることとなります。しかし、現在、会計年度任用職員257名中20名はこの制度が使えないと言います。週当たりの時間数が20時間に足りない

いからです。かなり時間数が足りなくてそれも承知の上で勤めておられるのなら仕方ありませんが、あとわずかで20時間になる方がおられるのなら、時間数を20時間以上になるようにしてあげられないでしょうか。

せっかくいい制度ができて使えないのなら、あってもなくても同じなので、何とか一人でも多くの方に使ってもらいたいと思います。

また、再度の任用については、その仕事がある限り、何度でも挑戦できるということなので、それもいいと思います。

会計年度任用職員の方々が、少しでも働きやすい職場となるように願っております。

総務課長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 田中総務課長。

〔田中 圭総務課長 登壇〕

○田中 圭総務課長 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給についてお答えいたします。

まず、会計年度任用職員の勤務時間についてですが、会計年度任用職員がみずから希望されている勤務時間であることを最初にお伝えいたします。本町としましては、御本人が週20時間以上の勤務を望まれる場合は、業務内容にもよりますが、週20時間以上の勤務時間も可能としております。

週20時間未満で勤務している会計年度任用職員は、保育園での早朝または午後6時以降の保育をする保育士、日中の保育以外の用務を行う用務員が主であり、年齢も60歳を超えた職員が多く長時間働くことを望まない方が多いです。

また、週20時間未満の短い時間の働き方を選ばれる職員の一番大きな理由は、扶養の収入要件を超えないよう、収入を制限しているためと思われます。勤務時間が週20時間以上の場合は、社会保険に加入することとなり、収入要件からも外れる可能性が高くなることから、それらを希望しない職員がその働き方を選択していると解釈しております。

初めにも申し上げましたが、会計年度任用職員の勤務時間につきましては、御本人の意思によるものがほとんどでございます。今後も、職員一人一人が働きやすい職場づくりに努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 みずからが20時間未満でいいっていうふうに言っていらっしゃるんだったら、それはそれでいいかなと思います。

また、会計年度任用職員の方々が気持ちよく働けるような職場であってほしいと思います。よろしくをお願いします。

3番目の質問に移ります。

国民健康保険税の子供の均等割りを半額にということで質問いたします。

国民健康保険税は、他の健康保険と違い、子供が一人ふえるごとに均等割りがかけられ、人頭税のようになっています。

国民健康保険税は、長年その税の重さに苦しめられてきました。子供はお金をもうけていないのに、税金はしっかりかけられるというのは、どう考えてもおかしい制度です。子育て支援策を考えるなら、国保の子供の均等割をなくすべきです。なくせないのなら、せめて半額にするべきでしょう。

2021年4月より、国の制度として就学前の子供の均等割を半額にすることが実施されました。こんなにいい制度ができたのですから、それに乗る形で小中学生全員が半額になればいいと思います。子供の数は小中学生で234人、就学前の子供の人数を足すと321人です。

長年、国保は高いと苦しめられてきました。子供は誰でも半額になればどんなにかうれしいことでしょう。大きな子育て支援になります。いいことは細切れではなく、誰でも受けられるということがいいのです。金額にしてもそんなに大きくありません。333万円少しでできます。そのうち、国からの補助は80万円来ます。津幡の子育て支援策として、ぜひ子供の均等割を半額にしてください。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 国民健康保険税の子どもの均等割を半額にとの御質問にお答えいたします。

令和4年津幡町議会3月会議でもお答えいたしました。令和4年度から未就学児に係る均等割を5割軽減し、軽減財源は、国が2分の1、県と市町村がそれぞれ4分の1を負担し、交付税措置されております。本町の国民健康保険には、4月1日現在、15歳未満の方が321人加入しており、そのうち6歳未満の未就学児87人が5割軽減の対象となっております。

なお、全国知事会等では、さらなる子育て世帯の負担軽減に向け、対象範囲及び割合の拡大を全国一律の制度として導入するよう求めています。

議員からの、この御質問につきましては、過去6回にわたりお答えしておりますが、子供の均等割の軽減及び拡充につきましては、国全体の問題として検討すべきものと考えております。

また、平成30年度から石川県が国民健康保険の共同保険者となり、県内市町で統一的な運営をするのが基本であるため、町単独での6歳以上15歳以下の小中学生の均等割軽減は考えておりません。

国は、市町村の国民健康保険事務の効率化・標準化・コスト削減を図るため、国民健康保険事務処理標準システムの導入を推進しており、石川県では、令和4年度末までに県内全市町でシステム導入が完了しました。

仮に、本町が単独で軽減の対象範囲を拡大した場合、軽減分の負担のほか、システムの改修費用として、約2,500万円が必要となる見込でございます。

本町といたしましては、国や県の動向を注視するとともに、子育て世代の負担軽減に向け、国民健康保険の世帯に限らず、子育てをする全ての世帯を対象とした支援の充実を今後も継続してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 国方税の問題点というのは、この均等割があるということなんです。

子供は働いていないし、お金も儲けていません。なのに国保税は納めないといけないというのはおかしい制度です。国が就学前の子供には均等割りを半分出してくれるのなら、小中学校の子供にも半分出してあげられないのでしょうか。もう一度考えていただきたいと思います。

では、最後の質問に移ります。

最後の質問は、福祉灯油の制度をとということです。

現在、灯油の値段は、11月25日のJ A給油所で1リットル112円です。物価が上がっている中の値段ですから高いなと感じます。

2021年12月、2022年12月にも同じ質問をしています。その時の灯油1リットル当たりの値段は102円でした。その時よりもずっと高くなっています。2021年の時は、町長が議会が始まる前に福祉灯油の制度をすと言ってくださいだったので大変助かりました。

灯油が高くなって困るのは、家で石油ストーブを使う人や、ハウス栽培をしている人も同じでしょう。朝夕だけでなく昼間もずいぶん寒くなりましたから、石油ストーブを使います。でも、灯油が高いとなるべくストーブをつけないでおこうしたり、我慢している人もいるのではないのでしょうか。寒い時には灯油を使えるようにしてください。4、5カ月の使用ですから、そんなに長くはありません。非課税世帯の方やハウス栽培をしている方には、ぜひ福祉灯油の制度をつくってください。

町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 福祉灯油の制度をとの御質問にお答えいたします。

本町では、灯油などの店頭価格が引き上げられている状況を踏まえ、令和3年度、令和4年度において、町民税非課税世帯等に対し、灯油購入費助成事業を実施いたしました。1世帯当たり上限5,000円の灯油購入費を助成したもので、令和3年度は418世帯、令和4年度は577世帯に助成しております。

そして、本町が石川県石油販売協同組合河北支部津幡ブロックと単価契約している灯油価格の推移では、1リットル当たり、2年前は105円、1年前は107円でありましたが、本年11月には112円となっております。

このような状況のもと、本年、国による物価高対策といたしまして、対象世帯へ1世帯当たり3万円の住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を行っております。

さらに、国は支援枠を拡大することとし、1世帯当たり7万円の追加給付を行うとしております。本町といたしましても、一日も早く、対象となる世帯にこの給付金を支給し、家計への負担軽減となるよう本12月会議において、補正予算を計上しているところでございます。

このようなことから、本年度は、灯油に限定した助成制度は考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 塩谷道子議員。

○11番 塩谷道子議員 国が3万とか7万とかの助成を出すっていうのは知ってますし、それはそれでいいと思うんですが、福祉灯油っていうのは、灯油代っていうのはかかってくるので、大変な思いをして出していらっしゃるんです。それはそれで、また別に出していただけたらうれしかったのですが残念です。

では、これで私からの一般質問を終わります。

○八十嶋孝司議長 以上で、11番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、自由民主党の池野翔吾です。

午前中の一般質問にですね、柴田議員が学校給食のお話をされておまして、私も当時を思い出しながら聞いておったんですけども、本町の学校給食は大変栄養バランスがよく、おいしくてですね、私はあの学校給食を食べるのが楽しみで学校に行っておりました。そのおかげですね、ここまで大きな体に育てていただいたわけなんですけれども。

本日はですね、通告に従いまして3つの質問させていただきますが、まずはですね、その給食の材料になっております、大変重要な農業の質問から始めさせていただきますと思います。

それでは、みどりの食料システム戦略、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画への取り組みはということで、質問をさせていただきます。

政府がですね、打ち出しました食料システム戦略、これを実現するために法制度であります、みどりの食材システム法が令和4年7月1日に施行されました。

みどりの食料システム法は、みどりの食料システム戦略の実現に向けた基本理念を定め、代表的なもので言えば、農業における化学肥料・化学農薬の使用削減など、環境負荷の低減に取り組む者の計画を認定し、税制・融資等の支援措置を講ずるものです。

これにあわせて、令和5年3月20日、石川県においても津幡町を初めとする、県内市町村の連名にて、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を策定しています。

計画の中では、環境保全型農業の目標面積といたしまして、平成27年の6,042ヘクタールを基準とし、将来目標として令和7年においては1万3,600ヘクタールを目指すこととしております。

本県は、特に令和4年度に国産固有種の絶滅したトキの放鳥候補地に選定されたことから、水田を餌場とするトキの環境整備を推進しているところであり、また本町においても国の特別天然記念物であるコウノトリが飛来することや、河北潟の生物多様性・水質安定化にとって大変、有意義な計画であると思います。

さらに、計画では、令和4年9月に改訂した石川県環境総合計画に基づき、農林漁業においてもカーボンニュートラルの実現等に向けた環境負荷低減の施策に取り組むことなどがうたわれており、ゼロカーボンシティを目指す当町においても、指針となるべき計画であると思っております。

しかしながら、環境保全型農業は農業者の負担が増加することも注意しなければなりません。

作業数の増加や、単収の減少、家畜由来の堆肥利用時の地域住民からの苦情など、解決しなければならない問題は多くあります。

今後、当町において、みどりの食料システム戦略、並びに石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画にどのように取り組み推進していくのか、奥村産業振興課長にお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 奥村産業振興課長。

〔奥村利勝産業振興課長 登壇〕

○奥村利勝産業振興課長 池野議員のみどりの食料システム戦略、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画への取り組み方針はの御質問にお答えいたします。

石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画は、みどりの食料システム法に基づき、いしかわの食と農業・農村ビジョン2016の重点課題である、環境と調和した農業の推進を踏まえ、県と県内19市町が共同で令和5年3月20日に策定いたしました。

令和4年度における町内での環境保全型農業の取組面積は、約190ヘクタールで、平成27年度から24ヘクタール増加しております。

河北潟干拓地周辺では、環境保全型農業による水稻や大豆、レンコンの生産に取り組んでいることもあり、令和元年からコウノトリが飛来するようになり、ことし4月にはふ化を確認し、7月に2羽が巣立ちました。これは本町の自然の豊かさを物語っていると言えます。

議員の御指摘のとおり、環境保全型農業は、カーボンニュートラルの実現等に向けた環境負荷低減の施策に取り組み、生物の多様性や水質安定化にとって大変有意義な事業である半面、農業者の作業負担増加や単収減少などの問題がございます。

国・県・町では、地球温暖化防止や生物多様性保全に大きな効果がある環境保全型農業に対して、環境保全型農業直接支払交付金を交付しております。今年度は、河北潟干拓地周辺や中山間地域等で水稻や大豆、レンコンを生産する27の農業経営体に対し交付金を支給する予定で、環境保全に効果の高い営農活動に取り組んでいただいております。

今年度から次世代を担う子供たちに対し、環境保全型農業に対する理解を促進するとともに、需要を拡大し、生産活動につなげることを目的として、学校給食に化学肥料や化学合成農薬の使用量を標準的なものからそれぞれ5割以上削減して生産される特別栽培米を提供する取り組みを進めており、11月13日から17日までの米飯給食に、町内産の特別栽培米を小中学校の給食に提供いたしました。

今後も、県や県内市町、関係機関と連携し、温室効果ガス削減の取り組みとして、ICTを活用した環境制御システム等の活用の取り組みの推進、環境保全型農業の推進にあわせて、コウノトリやトキの生息環境整備の推進、SNSなどの活用による情報発信やPRイベント等の実施等により、環境保全型農業の理解促進と販路拡大の取り組みを推進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

実際ですね、農業栽培、それからこれからを担う子供たちに向けての環境教育というものを行って推進しているということで、これから政府がですね、進めていきたい政策の一つですので、ぜひこの町においてもですね、十分に内容を理解していただいて、そしてますますの面積拡大、それから子供たち、また地域住民への理解の促進を賜りたいと思います。

またですね、私も農業者なんですけれども、この環境農業をする際には、やはりたい肥を散布したりということが一番効果が大きいのかなと思うんですが、津幡町の特にならぬ中条地区周辺の田んぼはですね、つくられてからだいぶ時間が経っておりまして、いまだに土工、U字溝の入っていない水路ですとか、そういったものがありまして、非常に排水が悪く、その排水が悪いがためにですね、住宅地まで、潟端や太田、北中条など住宅地まで浸水するような状況になっております。そういった農地ですから、そういうたい肥を撒いたりするような作業もかなり負荷がかかってくるものがございますので、こういう政策を進めると同時にですね、その地盤となります農地の改良、そういったものにも町のほうにも力を入れていただいて、農業者が、環境保全型農業に取り組みやすい地盤をつくっていただきたいなというふうにお願ひしまして、私の質問を1つ終わらせていただきます。

続きましての質問ですけれども、このみどりの食料システム戦力に関連した質問になります。

浄化センターで発生する下水汚泥の肥料資源化の可能性はというところで質問させていただきます。

先ほどの、みどりの食料システム戦略に関連した質問となりますが、みどりの食料システム戦略では、化学肥料の使用低減に向けた取り組みということで、2050年には科学肥料30%減を目標にしており、肥料成分の自給・節約・循環を柱として段階的な取り組みが計画されていますが、その中で2050年のビジョンにおきまして未利用資源からの高度肥料成分回収技術の確立という項目がございます。これは、詳細を見ますと下水汚泥を肥料として利用拡大を図ることで輸入原料から国内資源への転換を促進し、地域の循環利用システムの構築などを期待するとありました。また、国土交通省においても国土交通省水管理・国土保全局下水道部が、令和5年3月17日、国の政策に呼応する形で発生汚泥等の処理に関する基本的考え方として、次のような通知を出しております。

下水道管理者は今後、発生汚泥等の処理を行うに当たっては肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととする。

焼却処理は、汚泥の減量化の手段として有効ではあるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合も焼却灰の肥料利用・汚泥処理過程のリン回収等を検討すると、下水汚泥取り扱いの方針を打ち出しております。

さらに、国土交通省は令和5年度、下水汚泥資源の肥料利用を促進するための大規模案件形成支援事業として、下水処理施設を有し資源化の計画を立てている自治体に対し、国土交通省の調査事業として肥料化の可否・安全性などの調査を補助する支援事業を公募しております。

本町では、下水汚泥を焼却しているわけですがけれども、昨今のコロナ禍、ウクライナ情勢により、本国の肥料自給についての問題が浮き彫りとなっているところでございます。ですから、国の方針に呼応し、下水汚泥の肥料資源化の調査検討・実行計画の策定を、本町でも行うべきではないでしょうか。ゼロカーボンシティの実現、みどりの食料システム戦略への取り組みに当たっても大変有効な取り組みになるかと思いますが、下水汚泥の活用の調査検討をぜひ行っていただきたいと思っております。

この点に関して、町長にお伺いをいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 浄化センターで発生する下水汚泥の肥料資源化の可能性はとの御質問にお答えいたします。

政府が、令和4年12月に策定いたしました食料安全保障強化政策大綱では、2030年までに堆肥や下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大することが目標として示されております。

これを受けまして、国土交通省が各自治体に対し、下水道汚泥の肥料への利用推進に努めるよう通知していることにつきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

本町の公共下水道事業における汚泥処理につきましては、本町及びかほく市、内灘町の1市2町で共同処理を行っており、汚泥の肥料化につきましてはその初期の計画段階におきまして検討を行い、その結果、一部事業所が排出する污水に重金属が含まれていることから、肥料化を断念し、焼却処理した上で、その焼却灰については建設資材などへの再利用を図ることとした経緯が

ございます。

国交省が検討を要請している項目の1つ目、焼却灰の肥料への利用についてであります。現在汚泥の焼却を行っている新クリーンセンターは、熱エネルギーの効率的な利用や温室効果ガス排出量の削減を図る目的から、下水汚泥と一般ごみを混合して焼却する構造となっており、その焼却灰の肥料化は大変困難なものであると考えております。

検討項目の2つ目、汚泥処理過程でのリンの回収につきましては、リンは肥料に必要な原料でありながら、そのほぼ全量を輸入に依存しており、将来的には資源の枯渇も懸念されておりますが、現在の技術では、回収できるリンの量に対し費用が高額となることから、リンの市場価格と比較しても、採算面において事業化は困難と考えております。

以上の理由により、下水汚泥の肥料化につきましては、今のところ実施に向けた調査検討の予定はございませんが、今後は、技術開発の動向や先進地の事例などについて注視してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

肥料としては重金属等が含まれるために利用としては困難ではあるけれども、発電のエネルギーとして、またその灰をですね、コンクリート建材へのリサイクルということで使われているということ。

やはり本町はですね、SDGsですとか、ゼロカーボンシティを目指して、しっかりと取り組みをされているのだなというふうな感心をいたしました。

しかしながらですね、やはり先ほど町長もおっしゃられておりましたとおり、日本はですね、食料の多くを輸入し、また肥料も多く輸入しておる国でございます。昔の人は腹が減っては戦はできぬと申したところでございますけれども、今の現状の日本で言えば、正直言いますと、戦をするまでもなく、輸出を止めてしまえば、国が減ってしまう、そんな状態です。何分ですね、国のほうもこの緑の食料システム戦略については、食料安全保障の問題も絡めまして非常に重要な問題と位置づけております。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、技術は日進月歩進んでおります。重金属を取り除いたり、またリンを効率的に回収する方法もおそらく近い未来には出てくるのではないかとこのように思っておりますので、1つのリサイクル方法に、何て言うんですかね、いまコンクリートなどの建材を利用してリサイクルをしておりますけれども、こちらのこの肥料資源への活用ということも継続して検討して、また周囲の状況を見ながら、また判断を続けていただければというふうに思います。

続いての質問に移らせていただきます。

町民の政治離れ、無関心についてということで、質問をさせていただきます。

ことし行われました統一地方選挙では、当町を含め多くの自治体で投票率の悪化・無投票選挙となるなど、全国的に政治への無関心・議員のなり手不足が浮き彫りになっていることは、皆様御承知のことと思います。特に、本町のこれまでの選挙の傾向を見ますと、新興住宅地や子育て世代が多く住まう中条地区などの投票率が悪く、移住者や若者、子育て世代の投票率の悪さが目につきます。

私も、先の選挙で無投票当選した身ではございますが、若者、子育て世代の一人としてこの状

況に大変危機感を持っております。近しい友達に聞きますと、30歳を超えても投票に行ったことがない人も多く、この理由としてはですね、現状に満足しているから投票していないというわけでもなく、政治のことがわからないですとか、興味が無い、あと少々私の口からは言いにくいのですけれども、お年寄りばかりでピンとこないなどという答えも多く聞かれます。

昨年、日本人初の国際子ども平和賞を受賞しました川崎レナさんという方がいらっしゃるんですけども、授賞式のスピーチでこう語っておりました。

変わりそうにない日本、自分の生まれた国に誇りを持ってないことにとてつもない悔しさを感じた。差別発言、議会中の居眠りなどを繰り返す様子が日々放送されている。しかし、39歳の市長が居眠りをする議員に向かい、恥を知れと叫んだとき、日本はまだ変わる。私はそう思うことができたという内容のスピーチを国際会議の場で発表しているのですけれども、私をこれをニュースで知りまして、大変悲しいことだなというふうに思いました。ですが、これは一般的な考え方だと思っております。

マスメディアのネガティブな報道も相まって、若い世代にとって、議員は悪いことをしてそうとか、寝てそう、なのに給料が高そう。そんなように見えているわけです。

実際、私の同級生からもそんな意見がありました。これはちょっと蛇足にもなるんですけども、私が実は、この町議会議員にならせていただいたときに、おめでとうと言って来てくれた友達の中にですね、私と握手するなり、池野さん、矢田町長をぶっ潰してくださいと言って、握手をしてきたお友達がいらっしゃいました。私はですね、すぐに、えっ、どうしてと聞いたところですね、いやあ何か悪そうやしなとか、いやあなんか仕事しとらんかなとか、挨拶するところしか見たことないげんけど、とかいうことをおっしゃっていたわけですね。私はすぐにですね、そんなことはない、町長は意外といい人やぞと言って、弁護をさせていただいたわけなんですけれども、私たち若い世代の政治に対するイメージ、感覚というものは、本当にそれぐらいのものでしかないというような現れかなというふうに思います。

私は、津幡町議会議員として久しぶりの30代の議員でございます。議会でも最年少であるわけですから、私が津幡町の政治の現場で活動することにより、特に同年代の町民に興味を持って、身近に感じてもらい、昔のですね、何となくテレビで言われているようなイメージ、この議員のイメージを変えるべく、しっかりと政治活動を行っていく所存でございます。また、行政においてもですね、選挙へ参加する意義を学校教育、広報などを通じてしっかりとPRしていただきたいと思っている次第でございます。

これからの時代ですね、津幡町の政治が空洞化しないよう、津幡町行政・議会が連携してですね、魅力ある町政を実現し、町民の町政参加を促していかなければならないと、私は考えております。

最後になりますけれども、昨今の当町における選挙、それから、今年度の町議会議員選挙をとおしまして、当町の町政と町民の関わりについて、昨今の政治の無関心について、どのようなお考えをお持ちか、長年政治の世界に尽力されてきた町長にお伺いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 町民の政治離れ、無関心についての御質問にお答えいたします。

私も初めて選挙に出てから、41年半が経過いたしました。池野議員からそういうふうに言われ

ると、私に随分責任があるのかなという、そんな気がしてまいりました。同級生か若い方か、池野議員に何か、町長、何もしとらんと、町長をぶっ潰せということをおっしゃられたということですが、いざいざでも、そこまで激しい言葉をかけられることはないであろうと、私自身は思っておりますけれども、これからも一生懸命、町民のために、福祉向上のために、安全安心のために努力してまいりたいというふうに思っているところでございます。

さて、令和5年4月9日執行の石川県議会議員選挙では全体の投票率が36%であったことに対して、若年層の投票率は、10代が28.57%、20代が15.96%、30代が26.39%となり、いずれも全体の投票率よりも下回っております。また、新興住宅地が多いと言われる中条地区において、第3投票区は35%、第4投票区は29.08%、井上地区の第5投票区は33.72%、英田地区の第8投票区は35.71%となり、こちらも、全体の投票率を下回る傾向となっております。過去の選挙の投票率も同様に、若年層、新興住宅地の多い投票区は投票率が低い傾向にあります。全体の投票率も、多くの自治体同様、本町においても悪化傾向が確認できます。

さらに、全国的にも議員のなり手不足の問題が深刻化しており、本町におきましても、令和5年津幡町議会議員選挙の立候補者数が定数と同じになり無投票となりました。

選挙は、民主主義の根幹をなすものであり、投票によって有権者の意思を政治に反映させることのできる、町民が町政に関わるための重要な制度であります。この根幹を成す選挙という制度につきまして、投票率の低下や無投票という、有権者が政治に関わる機会がなくなる状況を深く憂慮しております。

こうした状況を改善するためには、本町の政策課題や実施した施策の評価などについて、より多くの町民の方々に届くよう、積極的に情報を発信していくことが重要と考えております。

あわせて、小学生など将来の有権者に対して政治や選挙について教育及び啓発を行うことも重要と考えております。本町におきましても町内の各小学校で模擬投票体験教室を開催しており、授業を通して政治や選挙について興味、関心を持ってもらい、将来へ向けた選挙啓発を図っております。

また、子供たちが実際に議場において議会体験をする、子ども議会についても実施を検討したいと考えております。過去には、平成11年に子ども夢議会、平成27年に小学生国内派遣交流事業の報告会を議会形式で開催しております。子ども議員として議会を経験することにより、町政や町議会、選挙の仕組みについて理解と関心を深めることができる貴重な機会となると考えられます。

さらに、女性や若者が町政に興味、関心を持っていただき、町政に対しての御提案を促進する機会として、女性議会や青年議会といった模擬議会の開催も考えており、八十嶋議長にも相談をしているところでございます。議員の皆様にも実施に向けてぜひとも御検討、御協力をお願いしたいと思っております。

議会でも、議会改革検討特別委員会を中心に津幡町議会報告会を開催し、町民の皆様へ議会についての報告や意見交換されるなど、町政を広く伝えるため、御尽力をいただいております。

投票率の低下や政治への無関心といった状況は、なかなか一朝一夕に改善できることではありませんが、多くの町民が町政へ関心を持ち、有権者として投票し、町政に関わることができる環境を構築してまいりたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 池野翔吾議員。

○1番 池野翔吾議員 ありがとうございます。

私は、町長大好きなんですけれど、こういった違いがどこから出てくるかという、やはりこうやってお話をする機会があったりですとか、そういったことかなと思います。

今、町長の答弁の中でございました子ども議会、それからそういった一般市民の参加する議会ということなんですけれども、特にこの子ども議会というのは、私、すごくいいのかなと思いついて、なぜかと言いますと、今日本にキッザニアというテーマパークがございます。子供がですね、いろんな仕事の体験をして、親がそれを見守っているというテーマパークなんですけれども、こういった子ども議会というものを開くと必ず親もついてきます。親もついてきますから、そういった政治の場を見れる、そしてまた、町長を初め、この執行部の皆さんの顔も見える。そういったところからですね、町政に関心を持っていただけるのではないかと思います。

ですから、こういった子ども議会、それからそのほかのそういった市民参加型の議会につきましては、ぜひ休日、土日に開催していただければ、効果も大きいのではないかと思います。

それでは、以上です、私の質問のほうを全て終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、1番 池野翔吾議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時5分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後1時52分

〔再開〕 午後2時05分

○八十嶋孝司議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

14番 道下政博議員。

〔14番 道下政博議員 登壇〕

○14番 道下政博議員 14番 道下政博です。

今回は、3点にわたって質問をさせていただきます。

まず、最初の質問でございますが、HPVワクチン接種率向上に向けての再度の個別周知をということで質問をさせていただきます。

ワクチンにつきまして、ふと思えば浮かびますのは、ことし、私も新型コロナに感染いたしました、7月の後半でしたが大変ひどい目に遭いました。ワクチンはしっかり打ってきたわけなんですけれども、結果として感染をして39度3分ぐらいまで熱が出て大変ひどい目に遭いました。中でも喉の痛みがすごくて呼吸困難に陥るような、ぎりぎりのところまで来て、これ以上行くとちょっと怖いという思いを夜中に感じたことがありました。結果的には、しばらく病院のほうで注射を打っていただきまして、最新のこれが一番効くという注射を打っていただきまして、2、3日後には随分よくなりました。けれども、これもワクチンを打ったおかげかなというふうに思っております。もう一つはですね、その反省点から今回、インフルエンザにつきまして、今最近はやっておりますけれども、その反省点からしっかりとワクチンを打っておくべきだということで11月の中旬あたりに打ってまいりました。そのおかげかどうかわかりませんが、今のところ、インフルエンザにはかかっておらない状況であります。そういう意味ではワクチンの大切さはここでもまた実感をさせていただきました。今回、HPVワクチン接種率向上に向けての再度の個別周知をということで質問をさせていただきます。

子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス、HPVについてであります。

令和3年9月議会でHPVワクチン接種の個別周知を推進せよとの一般質問を行っております。その内容を一部紹介いたしますと、質問といたしまして、HPVワクチンは2013年4月より定期接種となっておりますが、その後、接種的推奨は差し控えられてきました。

2021年10月小学6年生から高校1年生までの対象者に対して個別に情報提供・徹底するように国から指示がありましたが、その後町の対応について質問をいたしました。町側の答弁は、町ホームページにおいて、ほかの予防接種と同様に周知しながら希望者に接種券を交付している。子宮頸がん予防接種は、標準的な接種期間が中学校1年生となっていることから、2021年2月に対象となっていることから対象となる女子中学生の保護者に情報提供を行った。

今後は、小学6年生・中学校1年生の対象者に対して10月上旬に個別に情報提供を行う予定であり、リーフレットを同封して公費助成の明確な期限の周知を行うとの答弁でありました。

その3カ月後の令和3年、2021年12月議会で再度、HPVワクチン接種の個別周知を行うかについて質問をさせていただきました。

質問内容は、国は2013年6月からHPVワクチン接種の積極的勧奨を差し控えました。この間に無料接種の機会を逃した女性が無料接種できるように方針を決めました。

町側の答弁は、これに伴う救済措置が実行されることになり、最も幅広い9学年分となる町内合計人数1,339人に国の方針が決定次第、対象者に周知するとの答弁をいただいております。その後、予定どおり周知が行われております。

その1年後の2022年12月議会で質問をいたしました。4月よりHPVワクチンの積極的勧奨が9年ぶりに再開されましたが、定期接種対象者やキャッチアップ対象者への周知方法と3回接種した、接種完了者数についてと、9価HPVワクチンの定期接種対象者となる方への周知方法について質問いたしました。

町側の答弁では、キャッチアップ対象者へは5月に接種券とリーフレットを個別に案内した。ワクチン3回接種完了後は、10月末現在で1.1%であり、9価HPVワクチン接種を令和5年4月よりできるよう、国のリーフレットを同封し案内するというものであります。

これまで、たびたびの質問にその都度誠意を持って答えていただき、着々と手を打っていただきましたことに感謝を申し上げます。

ここで、今回の質問に入りますが、質問の1番の1ということで、本町におけるHPVワクチン接種対象者の中で、何%の方が3回接種完了されているのでしょうか。

質問1の2といたしまして、キャッチアップ対象者は何人で、何%の方がHPVワクチン接種を完了されているのでしょうか。

質問1の3の前に、HPVワクチン接種の現状について説明をさせていただきます。HPVワクチンの接種をお勧めする取り組み（積極的勧奨）を再開したことについて対象者本人の53%、保護者の23%が知らないと回答しています。この大切な接種情報が国民、また町民に浸透していないことが大問題であります。

1997年～2005年生まれの女性に対し、HPVワクチンを公費で接種できる機会を提供していること（キャッチアップ接種）について、対象者本人（高校2年相当～1997年度生まれの女性）の53%、保護者（小学生6年～高校3年生相当の娘の保護者）の26%が知らないと回答しています。

国の調査によって、接種勧奨制度自体を全く知らない対象者が非常に多い現状が示されました。

定期接種の現状と今後の課題について述べます。

国は、HPVワクチン接種による有効性が副反応を明らかに上回っているとして、積極的勧奨を再開しましたが、情報が正しく伝わっていない可能性があります。この状況に多くの専門家からも、対象者がこのままでは子宮頸がんが減らせないと警鐘を鳴らしています。

国のアンケート調査からも、対象者に定期接種、及びキャッチアップ接種の情報が知られていない状況が浮き彫りになっています。

令和6年度末には、高校1年生とキャッチアップ対象者の接種が終了し、無料で接種できる機会を失ってしまいます。必要な3回接種に半年間かかるため、対象者が3回を公費で接種完了するためには、令和6年9月、来年の9月までには初回接種を開始する必要があるわけであります。

町民から、知らなかったわ、もっと早く強く教えてほしかったわと言われぬように、後悔のないようにやり切らせていただきたいと願っております。

子宮頸がんの現状についてお話しします。子宮頸がんは、子宮の頸部という子宮の出口に近い部分にできるがんであります。日本では毎年、約1.1万人の女性が子宮頸がんにかかります。そして約2,900人の女性が子宮頸がんによって亡くなっています。また、若い年齢層で発症する割合が比較的高いがんです。患者さんは20歳代からふえ始め、30歳代までにがんの治療で子宮を失ってしまう、要するに妊娠ができなくなってしまう人も、1年間に約1,000人います。日本では、25歳～40歳の女性のがんによる死亡の第2位は、子宮頸がんによるものなのであります。ちなみに、第1位は乳がんです。厚労省作成のキャッチアップ対象者向け9価定期接種化リーフレットより一部抜粋をさせていただきました。

ここで、質問1の3を行います。

令和6年度末に接種期限を迎える接種者、新高1年生～新高2年生、そして、27歳相当の12学年に対し、HPVワクチンの接種判断に必要な情報とともに、最終期限を迎える個別周知を再送することを提案いたします。

以上、質問の1の3につきましては矢田町長に答弁を求め、質問1の1、1の2につきましては、石黒健康推進課長に答弁を求めます。

お願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員のHPVワクチン接種率向上に向けて再度の個別周知をとの御質問にお答えいたします。

私からは、令和6年度末に接種期限を迎える接種者に対し、HPVワクチンの接種判断に必要な情報とともに、最終期限を伝える個別通知を送ることの提案について、答弁いたします。

HPVワクチンの接種判断に必要な情報については、国からのリーフレットを接種券とあわせて、個別通知しております。また、ホームページや広報でも周知を行っております。そして、令和4年4月の積極的勧奨の再開に伴い、定期接種対象者やキャッチアップ対象者へも再度、接種券を送付いたしました。

現在の高校1年生相当年齢から26歳までのキャッチアップ対象者及び中学3年生は、令和6年度までが定期接種の対象であることから、無料で接種できる機会を逃さないよう、来年の広報1月号での周知を予定しております。

今後も広報やホームページ、SNS等を通じて、広く情報発信、周知を行うとともに、議員御提案のHPVワクチン接種の情報提供と最終期限についての個別通知につきましては、接種状況を見ながら対応を考えたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 石黒健康推進課長。

〔石黒久美健康推進課長 登壇〕

○石黒久美健康推進課長 私からは、まず本町におけるHPVワクチン接種対象者何人の中で、何%の方が3回接種を完了しているのかとの御質問にお答えします。

定期接種対象者は869人中で10月末現在、5.8%の方が3回接種を完了しています。

次に、キャッチアップ対象者何人で何%の方が、HPVワクチン接種を完了しているのかとのことですが、1,497人で10月末現在、8.8%の方が接種を完了しております。

この接種率について、前年度同時期と比較してみますと定期接種で3回接種完了は4.5ポイントの増加、キャッチアップで3回接種完了は、7.8ポイントの増加となっております。

議員の御質問のとおり、令和4年5月にキャッチアップ対象者の方へ接種券と国からのリーフレットをあわせて個別に案内いたしました。

また、本年4月から承認されました9価ワクチンにつきましても接種可能であることを周知し、接種勧奨を行っております。特に、キャッチアップに対しましては、令和6年度までの救済措置期限であることから、広報やホームページ、SNS等を通して、広く周知してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

今ほど、報告を聞かせていただきました。5.8%、8.8%、たしか1年前には1.1%というふうに記憶しておりますけれども、そのころから見ると確かにふえましたが、まだ1割にも満たないという状況であります。そういう意味では決していい数字とは言えません。正直言って、できれば8割、9割というのが、私個人の理想像かなというふうに思います。

なかなか難しいことではありますけれども、地道な作業とまた情熱を持って1人でも多くの方にこの大切さが届いていけばというふうに思いますので、広報を活用してということでありましたので、それについてはお願いをしたいと思います。

また、町長の答の中にも、その状況を見て判断をするというふうに言われましたが、その判断基準をどこに置かれているのかは、あえて通告を出しておりませんので、ここではお聞きしませんけれども、できれば8割、9割を目標にさせていただけるのがありがたいかなというふうに思いますけれども、どちらにしても、しっかりとまた対応して、一人でも多くの命を、子宮頸がんや亡くなる方の命を救っていけるようにしていきたいというふうに思います。

それでは、続いて2問目の質問に移ります。

2問目の質問のタイトルは、HPVワクチン接種の男性への接種費用の助成をということで、提案をさせていただきます。

2020年12月から、日本でも男性への接種が承認されたと聞いております。

厚労省では、昨年8月から審議会で、男性のHPVワクチンの定期接種化についても検討しているそうであります。

ここで、公明新聞記事11月16日付、3面記事から一部抜粋して紹介をいたします。

みんハピ、みんなで知ろうHPVプロジェクト代表理事で、産婦人科医の稲葉加奈子さんのインタビュー記事を紹介させていただきます。

HPVワクチンを男性に接種する意義について述べられています。

まず、肛門がんや、中咽頭がん、尖圭コンジローマなどから男性を守る、そして将来のパートナーの感染を防ぐという2つの意義があります。接種済みの人が多いほど集団免疫効果が生まれ、社会全体の感染率は下がります。

海外ではすでに、約40カ国で男性の接種に公費助成がされています。早くから男女とも公費助成されたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成できるとされています。同じく、男女とも公費助成し、高い接種率を維持する英国では、未接種の人たちの感染率が下がっていることがデータで確認されています。

続いて、副反応について、日本では、女性の定期接種化からすぐに体の痛みなどの訴えが相次ぎました。しかし、接種していない人でも同じくらいの頻度で見られるもので、因果関係はないと科学的に証明されています。当時の報道によるネガティブなイメージから、接種に踏み出せない人が多いのではないのでしょうか。不安払拭へ学校や地域で丁寧に説明をする機会を設けるなど、国や自治体で積極的に取り組んでほしいとされています。

次に、そのほかに政治に求めたいことはありますかとの質問について、ぜひ、男性への定期接種化も早期に実現し、接種を希望する人たちの経済的なハードルをなくしてもらいたい。男性接種を進めることは、停滞する女性接種の追い風にもなるはずだとのインタビュー記事を紹介させていただきました。

2022年6月、青森県平川市が男性へのHPVワクチン接種に助成制度を準備していることがわかったとして、全国初の取り組みとして報道され、インターネット上では称さんする声が多く上がりました。

少し紹介しますと、全国初の男性のHPVワクチン接種助成制度が始まる。全国に広まってほしい。青森県平戸市に称さんの声があったとの、ねとらぼの記事でございます。

その後は、北海道平川市・千葉県いすみ市に続き、群馬県桐生市・秋田県にかほ市・山形県南陽市・東京都中野区・埼玉県熊谷市など全国に続いております。

現在、日本では子宮頸がん予防として、HPVワクチン接種が補助対象となっていますが、日本では接種勧奨が控えられていた9年間の間に、海外では男女ともに公費負担で接種できる国が51カ国へと広がっていると聞きます。また、9月には東京都の小池知事も都での男性への接種費用の補助を含め検討に入ったとの情報もあります。

ここでの問題は、接種費用であります。現在は、全額自費で接種を行う場合は約5万円の全額負担となるそうであります。

大きな個人負担であることは間違いありません。効果が認められれば、本町にあってもHPVワクチン接種の男性への接種費用助成制度を設けてはどうかと提案いたしますが、いかがでしょうか。

石黒健康推進課長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 石黒健康推進課長。

〔石黒久美健康推進課長 登壇〕

○石黒久美健康推進課長 HPVワクチン接種の男性への接種費用の助成をとの御質問にお答え

します。

HPVワクチンは、子宮頸がんなどを防ぐため、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子を対象に実施している定期の予防接種です。

感染症予防の観点からは、HPVワクチンを女性特有の問題としてとらえるのではなく、男性も同様に考えていくことは重要であると考えております。

議員の御質問のとおり、厚生労働省は男性のHPVワクチンの定期接種化につきまして、令和4年8月4日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の小委員会で検討を始めたと承知しております。議論に当たり、男性に対するワクチンの有効性や安全性、費用対効果などを検討するとされております。現時点では、この国の状況を注視しながら、まずは、定期接種及びキャッチアップの対象である女性の接種率向上に向けて勸奨を優先的に行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

こうして議会で質問し、また新聞等でも紹介をされれば一人でも多くの方にこのHPVワクチン、男女ともですけれども、広報され、目に触れてそれを機会に考えて、そして接種率向上につながっていければというふうに思いまして質問をさせていただきました。当局としても、また着実に広報を進めたいというふうに願っております。

それでは、3点目の質問に移ります。

本年7月の線状降水帯の豪雨災害の反省からの具体的な対策を問うという質問をいたします。

今後、再び同じような豪雨に見舞われたとしても、少しでも災害を減らすことができるように、抜本的な対策を講じる必要箇所が明確になったのではないかと思います。

私の住む身近な地域で言うと、中でも能瀬川ぞいの中山、また上矢田地内や下矢田地内の洪水箇所の改善をする必要があることがさらに明確になりました。

中山地区はたびたびの豪雨の際は、必ずと言っていいほど道路の冠水や住宅の床下浸水等がありました。数年前の豪雨の際には、下矢田地内は床下浸水等があり、唯一の下矢田橋が水没し、渡れずに能瀬川をはさんで数件が孤立し、救命ボートを出したことがありました。

今回も同じ、またそれ以上の被害でありました。

今回の豪雨災害では、それ以上の床上浸水が何件もあり、命の危険を感じるほどの大災害であり、下矢田橋は今回も水没してしまいました。そのような大きな災害がしょっちゅう起こるようでは安心してそこに定住することは容易ではありませんので、抜本的な対策が必要であることは言うまでもありません。早くなんとかしていただきたいと願います。

能瀬川周辺の抜本的な対策には、河川の堤防のかさ上げや、河川、河道拡幅など特に大きな対策を施す必要箇所が明確となったと思っておりますので、応急措置の完了後はできるだけ早い段階で、抜本的措置を講じるよう改善をしていただきたいと思っております。

本年11月25日の北國新聞記事に、かほく・津幡・内灘の3市町を襲った線状降水帯による大雨を受け、県は3市町の24カ所のため池の改修や、堤防のかさ上げ、河道拡幅などの治水対策事業を進める方針をまとめた。年度内から順次着手するとありました。

3市町はハザードマップを見直すほか、津幡町が排水ポンプ場を増強するとの記事もありまし

た。

1番目の質問をいたしますが、わかる範囲で具体的な工事計画について、答弁をお願いいたします。

そして2番目、また会合ではアドバイザーの金沢気象台が災害時に支援チームを派遣し、自治体とのホットラインも活用すると説明したとありましたが、これまではどんな支援があったのでしょうか。

令和3年9月議会一般質問で、金沢気象台との連携について、私は質問しておりましたが、今回の線状降水帯による豪雨時で、その連携は生かされたのでしょうか。具体的に教えていただきたいと思います。

1の質問については、矢田町長に、2の質問につきましては、総務部長に答弁を求めます。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本年7月の線状降水帯の豪雨災害の反省からの具体的な対策を問うとの御質問にお答えいたします。

本年7月に石川県初となる線状降水帯の発生により、津幡町内の観測所では菩提寺で83ミリメートル、津幡土木事務所で81ミリメートル、俱利伽羅で73ミリメートルと観測史上最大となる1時間雨量を記録したほか、津幡川や能瀬川、河北潟では観測史上最高水位を記録し、石川県が管理する二級河川や町が管理する準用河川で多くの氾濫が発生いたしました。町内の多くの河川や道路、農地・農業用施設が被災し、また、多くの住宅などが浸水被害等に見舞われました。

そのため、石川県では、令和5年8月31日に、県央地区流域治水協議会の河北郡市に係る関係機関で構成する、令和5年7月豪雨災害を踏まえた河北郡市流域治水対策検討部会を設置いたしました。この部会は、今回と同規模の豪雨が発生した際の災害防止策や被害軽減策をハード・ソフト両面から検討することを目的としており、流域内の関係者が連携して一体的かつ緊急的に進める対策を取りまとめていくものであります。11月24日に第2回検討部会が開催され、河北郡市緊急治水対策プロジェクトを策定し、石川県及び河北郡市の各市町の対策方針が示されました。

現段階での対策方針といたしましては、石川県では抜本的な治水対策として津幡川及び能瀬川の河川拡幅や護岸整備、応急的な治水対策として津幡川や大海川の護岸嵩上げ等を計画し、今年度より順次進めていくと聞いております。

また、本町の対策としては、令和2年度より進めている緊急浚渫推進事業を今年度も継続して進め、準用河川の堆積土砂除去により河川の流下能力を確保していくとともに、内水氾濫した雨水幹線八反田川において、川尻地内の雨水排水ポンプを現在の2台から1台追加し、計3台で雨水ポンプ場の増強を図る予定としております。

さらに、災害の原因等を専門的な見地から解析し、検証を実施するため、本年11月に豪雨災害の検証業務に着手しており、今後、この検証結果をもとに災害対策等を進めていきたいと考えております。

先般11月6日、河北郡市3市町の首長並びに地元県議会議員が、令和5年7月豪雨に伴う被害の早期復旧支援と治水対策の推進について、石川県知事あてに要望活動もさせていただきました。町といたしましても、今回の豪雨により被災した河川、道路、農地・農業用施設の災害復旧を早急に完了させるため、国、県と連携し全力で進めているところでございますが、この災害を教訓

に、より安全で安心な町となるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 私からは、金沢气象台による支援や連携についての御質問にお答えいたします。

金沢地方气象台は、地域防災支援の取り組みとして、日ごろから首長や防災担当者等と顔の見える関係を構築しております。また、气象台長と首長との間で行われる電話連絡であるホットライン等の緊急時連絡手段の活用により、災害の起こるおそれがある現象が予想される場合、その内容について解説しております。

令和5年7月豪雨災害時には、日常の気象情報の収集における連携に加え、線状降水帯が発生する直前に、ホットラインを通じて金沢地方气象台長から町長へ大雨に関する情報提供があったことにより、気象状況の切迫性が高く、積極的な防災対応の必要性を早期に把握することが可能となり、本災害に対する速やかな対応につながったと実感しているところでございます。

また、本災害発生後には、金沢地方气象台の職員が役場へ来庁され、大雨に関する情報の提供や避難情報発令に関する助言をいただきました。そのほか、本災害に関する振り返りをともに実施するなど、さまざまなきめ細かな支援を受けており、これらは本町と金沢地方气象台との連携が十分に生かされた結果であると思っております。

さらに、金沢地方气象台が主催するワークショップ等に町職員が参加し、防災気象情報の活用方法について知識を深めるとともに、積極的に意見交換を行うことで、顔の見える関係が従前よりも強固なものになっているとも感じております。

今後も、このような両機関の連携を深めることで、町職員の防災知識や防災意識の向上及び災害対応力の強化を図り、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行うことができるよう努めてまいりたいと考えております。

○八十嶋孝司議長 道下政博議員。

○14番 道下政博議員 ありがとうございます。

総務部長については、これからもまた町長と連携を密にしながら進めて行っていただきたいと思えます。矢田町長の答弁にもありましたが、具体的に川ですので、県の仕事になるかと思えますけれども、一つ一つ安全安心のまちづくりに向けてまた今後ともお願いをしたいというふうに思えます。

以上で、私からの道下政博からの3点の質問を終わらせていただきます。

○八十嶋孝司議長 以上で、14番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、4番 中島敏勝議員。

〔4番 中島敏勝議員登壇〕

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

3問、質問させていただきます。

1番目は、より適切な入札のシステムについてということです。先ほど御答弁をいただきましたが、予定どおり質問させていただきます。

志賀町発注工事の入札を巡る贈収賄事件につきまして、石川県民・町民の関心があるところか

ら、関連の質問をさせていただきます。

入札の最低制限価格につきまして、令和5年11月2日の北國新聞の記事において、石川県内の自治体では、津幡町は、首長が価格を決裁できる9市町村であること、また不正防止に効果のあるとされている変動型を、すでに平成21年末から試行しているところに分類されております。

また、この記事において、首長に決裁権があることについて事件につながる温床を排除すべきだ。首長は選挙と切っても切れない存在で、首長に権限をもたせるのはよくないと、石川県の馳知事の見解が載っております。金沢市などのように、首長に権限なしで変動型が最も適切ないように思われます。金沢市の事務決裁規則を調べますと、入札・請負契約のところには、市長は出ておりませんでした。

以上、最初の質問でございます。津幡町の入札につきまして、変動型を採用した経緯と理由を教えてください。

2番目の質問でございます。予定価格、最低価格の決定に首長に権限がある理由と必要性についてお聞かせください。

3番目の質問でございます。今後、金沢市のように首長がかかわらないとか、外部委員による入札の監視など、現在よりも不正防止によりなるようなやり方することを検討されておりますでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員のより適正な入札のシステムについての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の質問の変動型の入札を採用した経緯、理由について、お答えいたします。

本町では常日ごろより、入札制度やその手続き等全般にわたって検討しております。その中の一つとして、2年前の県内での官製談合等の事件を踏まえ、官製談合の防止と職員を守ることを目的に、令和3年12月に入札価格の平均額で算出する変動型の最低制限価格制度を試行導入し、現在に至っております。

2点目の質問の予定価格、最低制限価格の決定を首長に権限がある理由と必要性について、お答えいたします。

先ほど塩谷議員の質問でも答弁いたしました。津幡町財務規則及び津幡町事務決裁規則に基づき、町長または副町長が決裁のみ行っている現状であります。石川県が行った調査結果で、首長以外が決裁権者となっている市町も見られ、本町におきましても津幡町事務決裁規則の見直しを検討するよう指示をしたところであり、今後、速やかに検討させていただくこととなりますので、御理解願います。

3点目の質問の金沢市のように首長が関わらないとか、外部委員による入札の監視など、現在よりも不正防止になるようなやり方を検討しているのかについてお答えいたします。

決裁権者については、先ほど2点目の質問でお答えしたとおり、見直しを検討しております。外部委員による入札の監視など、現在よりも不正防止になるようなやり方の検討につきましては、現在の監査委員による監査、変動型最低制限価格制度、価格以外の履行能力や社会性の要素なども加え、総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式など多様な入札方法を試行しております。また、必要に応じて入札制度の運用見直しや地域性に見合った新たな取り組みも試みながら、

公正な入札の執行に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 たいへん素晴らしい、よりよい形になるということで、町長の姿勢、大変素晴らしいと思っております。

再質問を1点だけ、ちょっとお願いしたいと思っております。

予定価格と最低制限価格の間で、事業者がいろいろソフトも使って、金額をですね、しかも何とかこう、ぎりぎりのところを狙ってやっているという現状が、報道でも理解できたんですが、その決まった後ですね、例えば、この工事が物価高騰によって金額が高くなると。例えば、きのう専決処分で、2つの工事の金額が上がっておるんですけども、入札はしっかりとより適正になっているけれども、議会の承認のないところで、専決処分で金額がふえてしまうということになると、せっかく頑張った事業者さんに対して、不義理というか、ぎりぎりのところでやったのに、結果、しばらくしてから金額が上がってしまうということが、現実にきのう報告されたわけですけども、この点について、町長のお考えをお聞かせください。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中島議員の再質問にお答えしたいんですけども、この件につきましては、責任者である副町長のほうから答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 中島議員の再質問にお答えしたいと思います。

入札制度そのものについては、縷々説明をしたいところですが、時間の都合上しません。

まず、専決ということで、議会の議決をいただいたものの報告ということについて説明いたします。

議会の議決をいただく工事については、基本的には5,000万円以上ということで、加えて、それに500万円を超える変更が生じた場合には議会の議決があると、500万円以内については報告で済むということでございます。

そして、いま根本的な入札の話をして、これはあくまでも設計書に基づいてそこから積算をして、予定価格、最低制限価格等を設けております。その中で、入札によって、その中で1番低い人が落札するというわけでございます。

その設計の中で実際工事をしますと、設計書にですね、設計書上計算されていないものというのが新たに発生したりします。そういうときには、その設計の中でプラスして、もう一回設計し直して、中でやり繰りできるものと、それでできないものが出てきて、絶対に中でやり繰りできなくて、プラスになるものについては、そこでやったほうがトータルとして、もう一回その分を別途設計して契約するよりも非常に有利ということで、今みたいにそのときから上がったものが出てきます。それは何回も言いますけれども、実際にやってみて変わる場合が実際ございます。これは議会の議決に付しないものの中でもまあまああります。それは全て、ちょっと細かくなりますけども、全て網羅しようと思うとですね、事前に設計調査費が非常に大きくなってですね、実際やっても大して変わらなかったら、その設計調査費はやった分だけむだになること

があります。

そういうことで、適正な設計調査を行う中で、それ以上のことが実際に発生した場合は、当然、その中で変更して対応するほうが得だということになれば、そういうことになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 大変、丁寧な回答ありがとうございました。

あとですね、職員の方をしっかりと守るというお言葉もいただいたので、こういう報道の中ですね、職員が一生懸命設計をしてやっている、そういったところを守っていただいて、よりよい工事をしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

2番目の質問に行きたいと思います。

不登校及び発達障害の対応、教育方針、体育の合気道の導入についてということで、質問させていただきます。

文科省が令和5年10月17日に発出した、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた緊急対策等についてという通知の中で、昨年度の小・中学校の不登校児童生徒数が、過去最多の約29万9,000人、前年度から約5万4,000人の増加、うち学校内外で相談を受けていない児童生徒数が約11万4,000人と過去最多、そのうち90日以上欠席している児童生徒数が約5万9,000人で過去最多、いじめの認知件数が約682,000件で、前年度に比べ約6万6,600件も増加、過去最多です。うちですね、重大事態の発生件数が923件で、これも過去最多です。暴力行為の発生件数が約9万5,400件で、これも過去最多となっております。

小中高校から報告のあった自殺については411人で、調査開始以来、過去最多であった令和2年から、一旦令和3年には減少したものの、また、昨年は増加となりました。自殺につきましては、15歳～34歳で比較したWHOの資料によりますと、先進国で若者の死因1位が自殺なのは日本だけです。韓国と並んでずっと若年層の自殺が多い国となっております。

発達障害につきましては、文科省の令和4年12月13日の調査結果において、小中学生の8.8%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があることが明らかとなっております。この中で通級指導を受けている小中学生は10.6%にとどまり、残りの9割には支援が行き届いていないのではないかという現状が伺えます。

以上は、この社会現象は子供たちが悪いのではございません。子供たちは心に不安を抱え苦しんでいる社会的な弱者となっております。これは私たち大人のせいであり、私たち大人の無責任と力のなさが現象化していると考えており、これを何とかするのが一番大事な地方の教育行政の使命だと考えております。

なお、私のこの質問に対する個人的な立場は、現場の先生もですね、教育委員会も十二分に頑張っておられ、問題は親と大人とこの社会環境の大きな変化に対応できていないシステムにあり、そのシステムを変えようとしないうちに問題があるのではないかという立場です。

まず、津幡町の不登校について、いただいた資料によりますと、津幡町の不登校の児童生徒数は、コロナ前の令和1年は56人、ここから、78人、97人、96人とふえておりまして、中学生は約6.2%で、簡単に言いますとクラスに2人以上となっております。理由は、無気力・不安・生活

リズムの乱れが68%で、いじめはゼロ%。実は、いじめが不登校の主な原因ではないということは、全国的なデータと同じ傾向となっております。

最初の質問でございます。無気力・不安・生活リズムの乱れの原因として、ゲーム・スマホの依存がよく挙げられます。先月、私、不登校を解決する民間会社の社長の話を聞いてきまして、この会社の方法では、平均3週間で9割を再登校に導くというすごい実績がありました。再登校が目標としてしまうと、子供がプレッシャーを感じてですね、最悪の結果になることがありますし、一概に評価はできませんが、この原因の中でゲーム・スマホの依存というのが挙げられておりました。ベストセラーのスマホ脳とか、スマホを開発者したスティーブ・ジョブスさん自身ですね、自分の子供には一定の年齢になるまでスマホを使わせなかったと、有害な一面について言われております。いしかわ子ども総合条例でも携帯型情報通信機器の適切な使用が言われております。

そこで、ゲーム・スマホの使用時間について、津幡町でのアンケート等の調査があれば、その結果を教えてください。笠野小学校はホームページにありました。また、ゲーム・スマホの使用時間が生活リズムに及ぼす影響と不登校の関係について、教育長のお考えをお聞かせくださいませ。

2番目の質問でございます。教育基本法が平成18年、60年ぶりに改正されまして、背景として核家族化・価値観の多様化・社会全体の規範意識の低下。家庭におきましては、教育力の低下・育児に不安、悩みを持つ親の増加。地域社会では、教育力の低下・近隣住民間の連帯感の希薄化。子供自身は、基本的な生活習慣の乱れ・学ぶ意欲の低下・体力の低下・社会性の低下・規範意識の低下等が挙げられております。この基本法の中で、第10条に父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとするとなっております。しかし逆にですね、保護者の方が、何でも学校のせいにする、そういうような風潮があるような報道がよく見受けられます。教育長は、この津幡町のしつけ・生活習慣・親の責任とか家庭の教育力について、現状をどのように認識されておられますか、お聞かせくださいませ。

3番目の質問でございます。平成28年、約7年前に教育機会確保法というものができまして、不登校は問題行動ではない、誰にも起こり得る。学校に再登校を求める、そういう結果のみの目標ではなくてですね、子供たちが自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しすると。つまり学校に戻るという目標ではなく、本人の社会的な自立を目標にするというふうな趣意があります。また、教室や家庭以外にもフリースクールなど多様な学びの場の紹介し、支援するようになっております。当事者である親あるいは子供にですね、この法律の理念は紹介されておられますか、お聞きしたいと思います。また例えば、津幡町にありませんが、金沢市のフリースクールなど民間のフリースクールの紹介はされておられますか、お聞かせくださいませ。

4番目の質問でございます。不登校対策の教育支援センターが津幡町でも立ち上がりまして、パイン教室と書いてありますが、10月まで児童生徒の利用状況におきまして聞きますと、相談件数は47件、見学体験は29人とまあまあなんですけど、正式な教室の利用者は7人となっております。不登校が96人に対して想定より少ないのではないかと思います。また建物とか雰囲気とか、そこにおられる先生など、合わない生徒もいるのではないかと思います。なぜ7人と少ないのか、その原因について、どのように考えておられるかお聞きします。

5番目、関連ですけれども、不登校でこの教室にも行かず、手を差し伸べられていない人数がゼロ人ということでしたが、電話か訪問をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

6番目の質問でございます。この不登校96人に対して、この教室に7名利用しているということは、残りの89名がですね、自宅に引きこもっているということになるのでしょうかということをお聞きしたいと思います。

7番目の質問でございます。教育長は、不登校の親の会というのがありますけれども、その存在を知っておられますか。また、先生方で、そこに参加したことがある人はおられますか、お聞きしたいと思います。

8番目の質問でございます。不登校の当事者と親は、卒業できるかというのをとても心配されております。

公立の小中学校では、不登校が続いてもですね、留年は強制されず、親子と子が希望すれば、中学校卒業となるというふうには私は解釈しておりますが、津幡町もそういうことでよろしいかお聞きしたいと思います。これは、親と子供の不安を少しでも軽減できるということをお聞きしたいという趣旨でございます。

9番目の質問でございます。文科省の令和5年10月17日の発出のですね、令和4年度の調査結果とこれを踏まえた対応について、緊急対策という通知が出ておりますが、学校内外の多様な学びの場を確保するよう努めることと、学童クラブ・図書館・学校施設、そのほかにも教育支援センターのようなもののほかにですね、居場所をつくっていただきたいという声もお聞きしますが、検討していただく可能性はありますか、お聞きしたいと思います。

10番目の質問でございます。この不登校に対する取り組みについてお聞きしましたら、状況把握・生活指導員の配置・情報共有・定期的な訪問や電話がされているとありますが、これらを行ってもですね、あるいはスクールカウンセラー等をふやしても、結果として不登校がふえていると、これは、原因の捉え方と対策が合っていないのではないかというふうには考えられます。

明治維新からですね、日本も管理教育が始まって、みんなが一斉にですね、同じ答えを出すような教育をしまして、昭和まではまだよかったですけれども、昨今ではこの枠にはまらなくなっている子供たちがふえているように感じております。

時代はA I。A I 弁護士やA I 英会話教師が出てきております。つまり、これまでの暗記型の勉強は、全く意味がなくなっていく可能性が高く、学歴も関係なく、年功序列型や終身雇用もなくなってきました。

管理型でこの受験教育は、世界の先進国では日本や韓国だけのようです。今は、厚労省のサイトにあるように、ポータブルスキルと言いまして、自分で課題を見つけて、自分で解決方法を考えて、自分で計画を立てて、自分で実行し、周りの人とコミュニケーションを深めて解決していくと、そういう力を身につけないといけないというふうな時代になっております。公の公教育だけでなく、枠にはまらない子供一人一人にも選択肢のある環境をつくりシステムを変えていく時代であると考えております。

そこで調べましたら、全国の自治体で、幾つかフリースクールに補助金を出しているところがあります。中でも佐賀県の江北町は、入学準備金2万円、あと月額4万円を上限として交付する制度がございます。また、長野県、和歌山等にですね、私立ですが、きのくに子どもの村学園という自然の中で自由に学ぶ学校がありまして、テストはなし、自分たちがやりたいことを自分た

ちでカリキュラムをつくって、話し合っていくのがメインです。先生はそれを見守る役目。受験勉強は一切しないのに、この9年間で卒業して普通の高校に入学するとみんな成績がトップクラスになってしまうと、どうやって勉強したらよいかもうわかってしまうと、自分でやり方がわかるということだと思います。大学へ進学してもですね、とても個性のある学生に育っていくと、この学校がですね、夢見る小学校という、観た方もおられるかもしれませんが、映画になっております。私2回観まして、続編の夢見る公立の校長先生という、この映画も観ました。こういう映画をですね、教職員皆様の研修・行政職員の研修・父母・地域の方にまず見ていただいでですねと考えております。教育委員会で主催したところもございます。また、広島県福山市に、常石ともに学園という学校が、これは公立なんですけれども、フリースクールのような自由な学校をつくっております。公立なので授業料は無償です。異年齢の学年が混じって助けあってですね、授業も自分たちで考えてつくっております。全国から教育委員会の視察が幾つも来ているようです。教育は地域が責任を負っておりますし、津幡町は自然に恵まれますね、日本で一番すばらしい教育を子供たちに経験させてあげるですね、津幡町にしたいと考えております。

そこで質問ですが、夢見る小学校等の上映、さらに現地へ行っての視察研修をですね、また前向きに検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうかということです。

11番目の質問ですが、発達障害について調査はしていないということでしたが、全国の8.8%というデータから推測しますと、35人中、クラスに約3人はいることが予想されます。津幡町の現場の先生は大変苦勞されて授業を行っているのではないかと推察されます。いかがでしょうかということです。また、それに対する対応は、現場の先生はどのようにされているのか、お聞かせくださいませ。

12番目の質問でございます。津幡町の通級指導の教室が、津幡小学校と条南小学校で30人定員ということで、全国の8.8%というデータから、津幡町には調査はしていませんけれども、180人くらいはいらっしゃるんじゃないかと思いますが、実際、もっと通わせたいとか、あるいは順番待ちとなっているという声がデータとして上がってきております。そこで、この通級指導教室の回数、定員をふやすことを検討されているかどうか、お聞きしたいと思います。

13番目の質問でございます。発達障害の方への薬の処方についてですが、国連の子どもの権利委員会というのが、2019年、日本の子供たちのADHDの診断と向精神薬の処方が増加しているということに深刻な懸念を示し、その根本的原因について研究を実施することを日本に要請しております。しかし、国連の勧告に反して、向精神薬の服用は、より低年齢化、幼児、例えば4歳にまで広がっている現状があります。早期発見・早期受診という合言葉はいいんですが、学校から精神科受診を勧められですね、精神薬を勧められ、子供が依存症になって飲み続けて副反応が出るというケースも散見されます。この発達障害の症状かなと思われる場合、先生は保護者にどのような対応をとっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

14番目の質問でございます。津幡町の教育方針と評価につきまして見ますと、基本目標の7に家庭教育の向上という重点政策にありまして、その取り組みが昨年と同じで、親子の手紙と少年の主張といったものを施策ツールとしまして、評価につきましても昨年と全く同じ文章となっていると、もう少し施策目標についてですね、取り組みを充実していただきたいと思ひまして、こういう教育の方針と取り組みにおいて、どのようにつくられているのか。また、教育委員の皆さんや町民や保護者の意見が、この教育方針と取り組みにですね、反映できる機会はあるのかどう

か、教えていただきたいと思います。

15番目の質問です。昨今、町内で女子学生が声かけ、写真を撮られたという出来事がメールでも流れてきております。警察のホームページのサイトで、地図上で起きた場所がわかるようになっております。私、津幡警察署まで行って来まして、聞きましたところ、実際の件数はもっと多いと。教えていただきますと、去年は、女子学生に声かけ・つきまとい・写真を撮るなど含めて全て13件もありました。1カ月に1件以上です。警察に対策をどうしたらいいんだと聞きましたらですね、防犯カメラをふやすとか、町内で啓発活動を一生懸命やっていると、そういう取り組みをしているところは、抑止になるのではないかという話もいただきましたが、今ですね、実は中学の体育での武道は、これも文科省の改正でですね、いま柔道をしておりますが、実際はですね、合気道や空手を選択することもできると、合気道とか空手というのは、本来は、攻撃するというより、実は身を護る、家族を守る、そういう武道です。合気道とか空手はですね、柔道に比べてけがをしにくいと言われておりますし、実際、合気道に関しては、日本で40ほどの自治体で行われております。手ほどきとか離脱法とかですね、護身術にもなりですね、津幡町の男女を対象に、こういう武術をですね、選択肢にいれてはいかがでしょうかということで、たくさんの質問を教育長にお願いしまして、私は同じ世代で、津幡町のために頑張ってきた実績もよく知っておりますが、たくさんの質問、よろしくお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 吉田教育長。

〔吉田克也教育長 登壇〕

○吉田克也教育長 不登校及び発達障害の対応、教育方針、体育の合気道の導入についての御質問にお答えいたします。

最初の、ゲーム、スマホの使用時間についてのアンケート等の調査結果についてです。毎年、町教育センターでは、町内の小学4年生から中学3年生を対象に生活状況調査を実施しています。令和4年度の調査では、平日にゲームをする時間は、小学生で、2時間以上が35.9%、1時間以上2時間未満が27.9%、1時間未満または全くしないが36.3%となっています。中学生では、2時間以上が35.4%、1時間以上2時間未満が24.3%、1時間未満または全くしないが40.2%となっています。

スマホの使用時間という調査は行っていませんが、類似の内容で、平日にSNSや動画を見る時間という調査では、小学生で、2時間以上が27.3%、1時間以上2時間未満が22.7%、1時間未満または全く見ないが50.0%、中学生では、2時間以上が42.5%、1時間以上2時間未満が31.3%、1時間未満または全く見ないが26.1%となっています。

次に、ゲーム、スマホの使用時間が生活リズムに及ぼす影響と不登校の関係についてです。ゲーム、スマホの使用時間が長くなれば、学習や読書の時間だけでなく、睡眠時間も減少し、規則正しい生活を送ることが難しくなる可能性が高くなります。このことは、学力や健全な心の成長の面でも、影響が出てくるものと考えます。不登校との関係については、その要因はさまざまであり、スマホの長時間の使用時間が不登校の直接の要因になっているとは一概に言えませんが、それが生活リズムの乱れにつながり、体調不良や無気力な状態を引き起こして不登校となるケースもあると考えます。

あと14問ありますので、それぞれ簡潔にお答えいたします。

2番目のしつけ、生活習慣、親の責任、家庭の教育力についての津幡町の状況についてです。

各家庭内の状況は詳しくはわかりませんが、本町の小中学生の保護者は全般的に学校に協力的で、教育にも関心が高い方が多いというのが私の印象です。

3番目の教育機会確保法に関しては、この法律の理念そのものを不登校児童生徒や保護者に紹介するということはありませんが、教員や教育センターの職員が児童生徒や保護者と関わる際には、この法律の理念を踏まえて、それぞれに応じた支援を行うよう努めています。また、将来の社会的自立を見据えて、町の教育支援センターパイン教室を紹介するほか、必要に応じて町外の民間のフリースクールの情報をお伝えする場合があります。

4番目の教育支援センターパイン教室の利用状況についてですが、正式な教室利用者数が想定していた数より少ないとは考えてはおりません。本年4月から運営を開始し、正式な通室に至らなくても、体験的な通室や教育相談などに活用されており、学校や家庭以外の居場所として、パイン教室は、現時点でその役割を果たしていると考えています。

5番目の不登校で主に自宅で過ごしている児童生徒への対応については、学校全体で情報を共有しながら、教員が定期的に電話や家庭訪問などを行い、学校との関係を切らさないように努めています。

6番目のパイン教室に通室していない不登校児童生徒についてですが、その全てが自宅に引きこもっているわけではありません。文部科学省の調査における不登校の定義は、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた子供の数となっており、不登校とみなされる場合でも、登校して授業を受けたり、別室で学習したりしているケースは多数あります。

7番目の不登校の親の会については、その存在は存じております。また、会の代表の方と直接お話しさせていただいたことも何度かあります。学校の教職員の参加については、近年、会に参加したという報告は受けておりません。

8番目の不登校児童生徒の卒業に関してですが、本町においては、不登校が理由で小中学校を卒業できなかったというケースはこれまでありません。各学校の校長が学習面のほかさまざまな状況を総合的に判断して教育課程の修了を認定し、卒業証書を授与しております。

9番目の学校内外の多様な学びの場の確保については、教育支援センターパイン教室のほか、文化会館や図書館、れきしる、体育施設など、町の公共施設が全ての児童生徒の居場所にあたるものであると考えています。

10番目の議員よりお薦めのあった、夢見る小学校の上映や現地視察などの予定は、現在のところありませんが、今後の本町の学校教育のあり方を考え、見直しを図る際には参考にさせていただきたいと思います。

11番目の発達障害に関することについてですが、本町の学校では、特別な配慮や支援を要する児童生徒に対しては、個々の特性の理解に努め、教員が個に応じた指導・支援を行うとともに、特別支援教育支援員による支援や、通級指導教室での個別の指導などで対応をしています。

12番目の通級指導教室に関しては、通室状況とニーズを定期的に調査しながら、通級の回数や定員増について毎年検討していくことにしています。

13番目の発達障害と医療との関係についてですが、病気の疑いのあることを学校側が気づいた場合は、保護者に伝え、医療機関へとつないでいます。しかし、発達障害などが疑われるケースでは、学校から直接保護者へ精神科の受診を勧めるといったことは行っておりません。

14番目の津幡町の教育方針と評価に関してですが、教育方針及び重点取組については、教育委

員会事務局で原案を作成し、教育委員会議に諮って決定します。原案作成に当たっては、国や県の施策、前年度の点検・評価を参考にしています。町民や保護者の方の意見を反映できる機会はあるのかとのことですが、点検・評価報告書を作成するに当たり開催する外部評価委員会において、PTA代表を含む5名に委員をお願いしており、意見を反映させる機会を設けています。

最後、15番目の中学校の体育の授業での合気道の採用の件については、指導者の確保という観点から、現在は両中学校とも柔道を採用しております。御意見を参考にさせていただき、学校の状況等も確認しながら、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 教育長、丁寧な回答、本当にありがとうございました。

前向きなところもありますので、再質問はありません。

この研修等を通じてですね、また津幡の山には刈安小学校・萩野台・笠野という、非常に少人数で自然豊かな複式でやっている学校があります。こういったところを逆にですね、心ですね、不安がある人たちをですね、子供たちを呼んでですね、ここをきっかけに津幡町が教育について日本一であるという可能性がありますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

3番目の質問に移ります。

行政職員の待遇異動についてということで、津幡町の行政職員のレベルは、私の個人的な感想ですが、かなり高いと感じております。しかしですね、待遇に関して相手の立場に立った配慮が足りんじゃないかという声を春から幾つかお聞きまして、関連の質問をさせていただきます。

第6次津幡町行政改革実施計画、令和7年度までありますけれども、この計画において、窓口を基本とした町民サービスの向上を図る。職員にあっては町政の第一線として職務の重要性を十分認識し、町民への適切な対応に努める。職員一人一人が町政全般にわたる幅広い知識の習得に努めるとともに、迅速かつ適正な事務処理を行う等、職員の町民サービスに対する意識の徹底を図る。特に、各種の行政窓口は、町民にとって身近な行政に触れる場であり、より町民の視点に立った対応を心掛けていくとさせていただきます。

また、令和3年度の津幡町人事行政の運営の状況を見ますと、能力向上研修・説明力向上・行政クレーム対応研修等とありますが、8名の参加にとどまっております。これを踏まえて質問をさせていただきます。

電話対応・窓口・外部の現場での対応について、ここ1年間のクレームは何件ありますか。差し支えない事例がありましたら、一つでも教えてください。

2番目、行政職員の待遇マニュアルはありますか。また、臨時採用、一時的採用の方の待遇の研修をしておりますか。また、行政職員の待遇研修計画についての現状をお聞かせくださいませ。直近において、待遇に関する自己評価は、どのようなものをお聞かせください。

次、意見・要望・クレームについての2番目の質問です。

ホームページで御意見・御要望の質問と回答は、公開されておりますでしょうか。

例えば、ある病院では、かなりのクレームもしっかりと張り出してありまして、津幡町の場合ですね、御意見・要望・クレームのページで、回答が必要と判断したものにつきましては、返信させていただきますが、相当日数を要する場合がありますと書いてあります。ある町民からは、返事もないという声もお聞きしまして、ささいなことでも電話で回答する等したほうがよいと思

いますが、いかがでしょうか。

最後、人材向上と異動についての質問です。一般的に行政職員は、異動の目的として、1番目に付き合いが長くなることによる癒着、不正の防止。2番目に職場の活性化。3番目に職員の能力アップ、4番目に特定の人だけが仕事ができるという状態ですと、その人が抜けると業務が滞ってしまう、そういうリスク予防する。5番目に幹部を養成するなどあると言われています。津幡町につきまして、一般的に人事異動は3年～5年でしますけれど、平均でどれくらいですようにしておりますか。また、5年以上異動しない職員はどれくらいおられますか。その理由はどのようなものでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 行政職員の接遇、人事異動についての御質問にお答えいたします。

初めに、職員の接遇についてですが、窓口及び電話対応等におけるクレーム件数は、総務課で把握している件数で、年間に3件から5件程度です。事例については、この場でお答えすることは差し控えたいと思いますので御了承ください。また、職員の接遇研修については、本町の自主研修及び石川県市町村職員研修所における研修を活用しながら実施しております。なお、研修については、接遇のみならず、現状の業務に則した研修を考慮するとともに職位に応じた研修を実施しております。

また、研修をしたから接遇がすぐ身につくものではなく、職員一人一人が行政職員として自律的に高いプロ意識をもつことが町民サービス向上、ひいては町民からの信頼につながるものと考えております。今年度は、そのようなことも含め人材育成基本方針を改定し、職員の人材育成にも力を入れていく予定であり、また、人事評価にも反映させながら、職員の意識向上を図っていきたいと考えております。

次に、意見、要望、クレームに関する回答につきましては、連絡先の記載があり、担当課において回答を要すると判断したものについては、直接、担当課から回答していることから、ホームページ等では掲載しておりません。

最後に、職員の異動時期についてですが、本町の保健師や保育士などの専門職を除く一般行政職183人中、所属課年数5年以上の職員数は、43名で全体の約23%となります。主に、在課年数が長い職員は、技術や経験を必要とする部署、都市建設課、産業振興課、上下水道課の職員が多くなっております。しかしながら、異動につきましては、毎年、自己申告及び長期在課職員の状況、新規事業の対応等、総合的な見地から実施しております。

職員の異動につきましては、職場の活性化となるとともに、本人の資質向上並びにキャリアアップにもつながる場合もあり、今後も職員の適材適所に努めながら実施していきたいと考えております。

御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 中島敏勝議員。

○4番 中島敏勝議員 丁寧な回答ありがとうございました。

私もマニュアルがあるからすぐ解決するというものではなくて、やっぱり皆さんのですね、この公のですね、日本のため津幡町民のためという、なった初心をしっかりと、またやっていただければ、大変素晴らしい行政になると思いますので、ぜひ、またよろしく願いいたします。

〔発言時間終了を知らせるベルが鳴る〕

○八十嶋孝司議長 中島議員、発言時間が過ぎましたので、発言をやめてください。

○4番 中島敏勝議員 はい。ありがとうございます。

以上で、4番 中島敏勝議員の一般質問を終わります。

次に、9番 西村 稔議員。

〔9番 西村 稔議員 登壇〕

○9番 西村 稔議員 9番、西村 稔です。

令和5年最後の質問を、4項目にわたりさせていただきます。

ことし7月12日には、50数年ぶりの未曾有の災害に見舞われ、多くの町民が痛手を被りました。県からも津幡川・能瀬川の改修の予算をつけていただき、河北潟の改良工事にも国の予算がついております。また、これも町長を初め、執行部や各議員の努力の賜物だと思っております。二度と再び被害がない安心安全な、まちづくりをつくっていただきたいものであります。

長年、要望し続けた、のるーとA Iバスも運行されるようになり、高齢者に優しいまちづくりにも取り組まれ、また13年前から時給を1,000円と言っていたことも現実となりました。入札に関しても職員や町長が関わらないよう、変動型を提案したところ、いち早く採用され、最近では他の市町も追随するようになりました。津幡駅東口や星稜大学スポーツキャンパスの開設等、明るい兆しも見えてきました。今後は、定住人口増・少子化対策・教育無償化に取り組んでいただきたいと思っております。そして、より安心安全で魅力あふれる津幡町になっていくと信じております。ただ一つ心配している点は、加賀爪の防火水槽なくなり、津幡川から給水するという点ですが、消防団員がけがをしないように、また検討していただければと思います。

それでは、第1問目の質問に入ります。

個人情報の流出について、総務部長にお尋ねします。

令和5年10月19日、NTT西日本の子会社の元派遣社員が、約900万件の顧客情報を不正に流出させた問題が明るみになりました。

津幡町では、どのような対策をして漏洩を防止しているのか、お尋ねいたします。

また、セキュリティ対策はどのようになっておりますか。万全な対策をしていると思っておりますが、一役所だけではとても困難な問題でもありますので、事故が起きないようにしなければならないと思っております。このことについて回答を求めます。

○八十嶋孝司議長 酒井総務部長。

〔酒井英志総務部長登壇〕

○酒井英志総務部長 西村議員の個人情報の流出についての御質問にお答えいたします。

まず、個人情報へのネットワークに対する外部からのアクセス対策や、個人情報が含まれたデータの取り扱い方、セキュリティに関する職員教育につきましては、9月会議の東議員からの一般質問に対し、私から答弁いたしましたとおりでございます。

議員が引用されたNTT西日本子会社の個人情報流出問題は、悪意のある個人によって故意に行われたものです。この悪意ある者に起因するリスクをゼロにすることは困難だと思われませんが、

できる限りゼロに近づけるため、引き続き職員の情報セキュリティ意識の向上に取り組んでいくとともに、デジタル技術の活用により、できる限り人の手を介さない方法も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 システム運用に関しては、データ打ち込みとか、いろいろあると思いますので、町の職員が雇っているところへ一緒に行って監視するなり、そして、なれ合いの防止を徹底的にやっていただきたいと、こういうふうに思っております。

2番目の質問をさせていただきます。

入札に関しても電子入札が行われておりますが、石川県の6市町ではピッタリソフトを持っている業者の落札が多いのですが、それらの業者が、ぴったり合わない入札をしている場合もあり、不思議に思われます。そのようなソフトを持っている会社では、全てぴったり合うはずですが、合わない数が多くて落札できないのはなぜか、疑問に思います。

以前にも、開札に関して質問をしたこともありますが、再度、間違いが起きないように回答を求めます。また、津幡町議会で官製談合があってはならないということと、積算能力が高い業者のみが落札できるため、変動型を利用するように提案した結果、執行部で変動型を利用しているため、不正ができないシステムになっております。あくまでもこれらのことは、談合があるという意味ではないので、誤解のないようお願いいたします。ニュースや新聞で、津幡町では不正ができないシステムを利用しているということが、大々的に報道されました。

ただ、除雪・救助・消防団・災害に協力したり、優良表彰を受けたりした業者にポイントを加算していると思いますが、落札にどのように反映しているのか、また制限付き入札も多いと思い、町内で事業所・本社を持ち、町内在住の雇用が多い会社にもポイントを加算してはよいのではないかと思います。

先ほど、坂本副町長の答弁では、総合評価制も設けておるとのことなので、取り入れているということはわかるのですが、具体的にどういうふうにポイントを加算して落札者を決めているのか、お尋ねします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 ポイントの加算がどのように反映されるのかとの御質問にお答えします。

1点目の質問の積算ソフトを持っている会社では、全て最低制限価格とピッタリ合うはずですが合わない数が多くて、落札できていないのはなぜなのか疑問に思うについてお答えいたします。

これまでも平成27年9月会議、令和元年6月会議、令和3年9月会議での質問にも答弁させていただきましたが、私は積算ソフトを持っていても、積算能力が画一であるとは考えておりませんし、企業努力により差があるのは当然であると思っております。

2点目の質問の除雪、救助、消防団、災害に協力したり、優良工事表彰を受けたりした業者に加算しているポイントを落札にどのように反映しているのか。また、町内で事業所本社を持ち、町内在住の雇用者が多い会社にもポイントを加算してはどうかについてお答えいたします。

本町に本社を置く事業者に対し、公共工事を請け負おうとする際に必要な経営事項審査に基づく総合評定値に加えて、除雪や災害協定の締結、消防団員の雇用、優良建設工事表彰受賞など、

津幡町主観的事項審査基準に基づく評価点を合算して算定する総合点数を入札参加者の資格審査や選考基準などの指標としております。しかしながら、この総合点数が直接、落札に反映、影響することはございません。

主観的事項審査に基づく評価点については、環境への配慮や地域社会への貢献などの事業者の取り組みを評価するために、町独自で審査項目を設けられるものでございます。しかしながら、雇用につきましては、現在の審査項目にもあります消防団員の雇用、障害者の雇用、保護観察対象者等の協力雇用主の登録などが、地域社会への貢献が高いと考えております。町内に本社を持ち、町内在住の雇用者が多い会社に対する加算につきましては、主観的事項審査項目には適さないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

最後に、総合評価方式のことをちらっと言われましたけれども、その件につきましては、入札等の担当の責任者であります副町長から答弁をさせていただきます。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 私の質問であったかどうか、ちょっとわからないのですが、いろんな入札方式があって、その中で変動型、それから総合評価方式、総合評価方式の中でもですね、基準よりも低い価格であってもですね、低入札の低額の調査委員会を設けて調査すれば、それができると確認できれば、総合評価方式の中で低い入札をした人でも対象にできるという、いろんなさまざまな評価方式というのを採用しております。その中で、それぞれの工事もしくは設計を見てですね、どれが適切かというのを判断をしているのが、私がいま委員長を務めております、津幡町請負業者選考委員会という組織があるんですが、そこでいろいろ判断をして、みんなで話し合っ、それが一番やり方としては適当じゃないかということで、いま対応しているということで申し上げておきます。その中で、もしも質問があれば、また質問していただきたいと思います。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ちょっと、坂本副町長さんに再質問させていただきたいと思います。

今お聞きしましたら、入札行為に参加することに関しては、いろいろとポイントとかそういった評価が役に立つけども、実際入札した結果に関しては、一切それが該当しないというふうに私は取ったんですけども、やはり、いまは変動型ですから、入札した3社なら3社とか、平均の75%を掛けたという人が該当者になるわけなんですけれども、それじゃ積算能力とか、業者の談合というのも、その中にはやろうと思えばできかねないようなシステムであると思うので、もっとその落札した中で、優良な会社に何ポイントか、誤差が何%あった場合には、落札を与えるというような、そういう方式が取れないものかなというふうに、そういうことにしないと落札業者が偏ってしまうおそれがあるものですから、その辺を何か配慮を今後、またしていくようなシステムを検討してもらえないものかなと思います。

○八十嶋孝司議長 坂本副町長。

〔坂本 守副町長 登壇〕

○坂本 守副町長 質問の主旨がよくわからなくて、答弁いたしましたけれども、まず、経営審査事項というので、町長が答弁いたしました、それはあくまでもですね、入札をする前の企業等がその入札に一般競争というか、指名競争といろいろあるんですが、その入札の前の大前提、

御承知と思いますけども、経営事項審査の点数、経審点数と言いますけれども、それが何点というときに、先ほど説明があった社会貢献とか地域貢献とかいろいろしているものを主観点数として加算して、例えばその点数が何点となったところで加算するわけですね。そして、それらが条件として、入札に一般競争でも指名競争としても対応として、その主幹点数というのは基本的にあるんですが、経審点数ですね、それを何点と決まったところに、そこで反映されるわけです。

そこから次の段階へ行って、入札というかっこうになるので、入札に、町長も答えましたけれども、直接それが反映されるわけではない。

西村議員がおっしゃるやり方というのは、いま現にある制度の中では、まず根本的に考え方が違うので、すぐどうこうということはできませんけれども、今後、いろんなやり方というのがいま出てきていますので、そんな中ですね、根本的に入札というのは競争が基本なんですね、その競争がやれる範囲で、より公平性があるというやり方であればですね、当然、今後検討していくことになりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

やはり、何と云うか、入札参加資格に関しては、いろんなポイント制度とか、そういうのは採用して点数でAランク・Bランクとかなっているわけなんで、それは今までどおりなんであれなんですけれども、ただそうした場合に、その積算能力が高い業者に仕事が偏っていくもんですから、そうではなくして、いろんな評価点をつけて、例えばA社が取ったらマイナス10ポイントと、次のB社はプラス10ポイントという、2番手が取れるような、少しでも万遍よく仕事が行くようなシステムも再考していただきたいという意味のことなんで、また、知恵のある坂本副町長さんに頑張っていただいて、いい方法を一つお願いします。

2番目は終わります。

3番目、ことしの7月12日に起きた集中豪雨で、床下浸水した家屋、事業所では、泥がたまって除去に大変苦労した方や、工具や機械・エアコン・車等、数多く使用不可になった方々に、町として何の助成も見舞金もないので、何とかして、せめて5万円でも助成していただけないかという声が多々ありますので、町では生活に支障がない案件は、対象にならないということなので、そういった不満の声に対して、何とかする方法がないかを、町長にお尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 床下浸水の見舞金を出せないかとの御質問にお答えします。

令和5年7月豪雨災害で被災し、罹災証明書の被害の程度が半壊以上の方には、国や県の制度である被災者生活再建支援制度において、支援金が支給されております。

しかしながら、国や県の制度の対象とならない方につきましては、町独自の被災者生活再建支援制度を創設し、幅広く支援を行っており、被害の程度が一部損壊世帯（床下浸水）の方に対しては、1万円を交付しております。

被災者生活再建支援制度は、被災者みずからの努力で居住安定を確保しようとする場合に、その早期立ち上げを後押しするものであり、住宅の再建や居住の確保につきましては、保険、共済等の自助、共助を基本とし、公助でそれを側面的に支援するというのが、この制度の基本的な

考え方となっているものでございます。

また、事業者の方々に対しましては、被災事業者再建支援事業費補助金や被災事業者災害対策資金利子補給支援金の制度を設けており、さらに、農業者の方々に対しましては、被災した農業者の農業機械または設備の修理や再取得に関する費用の支援を実施しております。

加えて、今回の豪雨災害に際し、町内外の皆さまから本町へ寄せられた災害義援金につきましても、日本赤十字社石川県支部、社会福祉法人石川県共同募金会に寄せられました災害義援金を含む石川県災害義援金と合わせて配分することとしております。

11月21日に開催されました石川県義援金配分委員会、及び11月24日に開催されました津幡町災害義援金配分委員会を経て、第1次配分として、一部損壊世帯（床下浸水）につきましては、1万円を配分することが決定し、本日発刊の広報つばたでもお知らせしたところでございます。

以上のように、被災されたの方々に対しまして、さまざまな支援を実施しており、今後も各種制度のさらなる周知を図るとともに、事務手続きを迅速に進めることで、被災された方々が一日でも早く元の生活を取り戻すことができるよう、きめ細かな支援を行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 きょう、広報が届いたばかりということなんで、私、これ質問したのが、広報が届かない前に書いたものですから申しわけないですけども、いつまでっていう期限もあると思いますんで、そういった、期限が来たからもうできないとかっていうんじゃなくして、そういったことも含めて、また、広報にいつまで対象になりますとか、そういったものも、またあわせてお願いしたいと思います。ありがとうございます。

最後、4番目の質問に移らせていただきます。

大学生が、卒業後もその地域に定住すれば1億5,860万円の経済効果があると、令和5年10月26日の新聞に出ていた件で、町長にお尋ねいたします。

令和7年春をめどに、星稜大学スポーツ学科開学予定となっており、誘致に努力されたことは、町にとって大変によいことと思います。このことを皮切りにして大学誘致に御尽力されたく、お願いをする次第であります。

石川県中央都市圏4市2町の中でも、大学がないのは津幡町だけです。

将来の構想に向けて、土地の確保や助成金の手当をしておいたほうがよいと思われまますので、ぜひ町長に手腕を発揮してはいただければならないかと、お尋ねいたします。

○八十嶋孝司議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 長期展望であるが大学誘致に努力してほしいとの御質問にお答えいたします前に、通告の中で、石川中央都市圏4市2町の中でも大学がないのは、津幡町だけと言われたことについて、一言申し上げさせていただきます。

本町には、現在のところ大学はありませんが、国立の高等教育機関である石川工業高等専門学校があります。同校は即戦力となる優秀なエンジニアを多数輩出し、専攻科の修了者は、大学卒業と同じ扱いになります。また、大学等が連携して、地域社会の学術・文化・産業の発展に寄与する目的で、教育交流・情報発信・地域連携等を行う公益社団法人大学コンソーシアム石川にも名前を連ねております。

私は、この石川工業高等専門学校が、知名度・学力ともに大学と同等かそれ以上であり、本町にとりましては、重要な高等教育機関であると認識していることを申し添え、答弁に移らせていただきます。

大学誘致につきましては、地域経済の活性化や人口構造の若返り、知名度向上によるイメージアップなど、さまざまなメリットがございます。本町では、平成30年3月に新たに町内で大学等を設置する学校法人等に対して、最大2億円を交付する津幡町私立大学等誘致推進補助金交付要綱を制定し、これにより金沢星稜大学のスポーツキャンパス誘致につながりました。

一方で、18歳人口の急激な減少や、地域間競争の激化などの影響を受け、大学等の定員割れが深刻化しております。日本私立学校振興・共済事業団の調査では、私立大学では5割以上、私立短大では9割以上が定員割れとされており、私立大学等の経営は厳しさを増していると考えられ、撤退などのリスクも考慮する必要があります。

このように大学誘致には、地域にとっても大学にとっても、メリットだけでなくデメリットも存在するため、誘致をする場合は、慎重かつ戦略的なアプローチが必要であり、現時点では大学誘致のための用地確保については考えておりません。

町外出身の大学生等が卒業後も津幡町に定住することには経済効果が期待できますが、引き続きその地域に定住するには、就業場所や交通、医療・福祉、教育・文化などの生活環境をさらに充実させることが重要だと考えております。そのためにも、現在、推し進めております津幡駅東口整備事業や新たなアクセス道路の整備、工場用地の造成、新病院の建設などの事業を中心に、ずっと住みたいと思えるまちづくりを引き続き邁進してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○八十嶋孝司議長 西村 稔議員。

○9番 西村 稔議員 ありがとうございます。

私、よく質問されることに、何で津幡にファミリーレストランがないんやということを、よく聞いたものですから、ファミリーレストランをやっている会社に電話していろいろ聞いたら、大学の無い町にはつくらん方針なんや、というようなこともありますんで、やっぱり大学は活気をもたらす唯一の施設じゃないかなと、高専なんか真面目すぎてお金使わないものですから、ぜひ建物が建ってしまってから用地を求めることもできませんので、あらかじめ、ここは学園都市にするとか都市計画を練っていただくようお願いしまして、ことし最後の質問を終わりにしたいと思っております。

どうも、ありがとうございました。

○八十嶋孝司議長 以上で、9番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○八十嶋孝司議長 以上で、本日の日程は全て終了をいたしました

本日は、これにて散会いたします。

午後4時06分

令和5年12月11日（月）

○出席議員（16名）

議長	八十嶋 孝 司	副議長	竹 内 竜 也
1 番	池 野 翔 吾	2 番	柴 田 洋 一
3 番	東 克 彦	4 番	中 島 敏 勝
5 番	小 倉 一 郎	6 番	小 町 実
9 番	西 村 稔	10 番	酒 井 義 光
11 番	塩 谷 道 子	12 番	多 賀 吉 一
13 番	向 正 則	14 番	道 下 政 博
15 番	谷 口 正 一	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	酒 井 英 志	総 務 課 長	田 中 圭
企 画 課 長	中 嶋 徹 郎	財 政 課 長	杉 田 純 也
町民生活部長	細 山 英 明	生活環境課長	由 雄 宏 一
健康福祉部長	羽 塚 誠 一	福 祉 課 長	長 陽 子
産業建設部長	本 多 延 吉	都 市 建 設 課 長	本 多 克 則
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	納 口 達 也	消 防 長	松 本 聖 史
消 防 本 部 庶 務 課 長	中 川 俊 介	教 育 長	吉 田 克 也
教 育 部 長	宮 崎 寿	教 育 総 務 課 長	山 崎 明 人
河北中央病院事務長	斎 藤 晶 史		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山 本 幸 雄	議会事務局主幹	山 本 慎 太 郎
総務課主幹	有 沢 雅 子	財政課主査	村 田 哲 人
企画課主事	長谷川 直 人	監理課主事	北 方 未 華

○議事日程（第3号）

令和5年12月11日（月）午後1時30分開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第74号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）から

議案第88号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで

請願第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願

請願第9号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める
意見書を国に送付するよう要望する請願

請願第10号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出
を求める請願

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第4 議会議案第10号 津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第11号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

議会議案第12号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見
書

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○八十嶋孝司議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○八十嶋孝司議長 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○八十嶋孝司議長 あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○八十嶋孝司議長 日程第1 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、出席を求めた者の職、氏名は、配付のとおりでありますので、御了承願います。

<議案等上程>

○八十嶋孝司議長 日程第2 議案第74号から議案第88号まで、及び請願第5号、並びに請願第9号及び請願第10号を一括して議題といたします。

<委員長報告>

○八十嶋孝司議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過及び結果につき各常任委員長の報告を求めます。

小町 実総務産業建設常任委員長。

〔小町 実総務産業建設常任委員長 登壇〕

○小町 実総務産業建設常任委員長 総務産業建設常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第79号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第80号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、

2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第81号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第82号 津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第83号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について、

2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 指定管理者の指定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可と

いたしました。

次に、議案第87号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 向 正則文教生活福祉常任委員長。

〔向 正則文教生活福祉常任委員長 登壇〕

○向 正則文教生活福祉常任委員長 文教生活福祉常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第84号 津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について、

議案第85号 津幡町手話言語条例について、

議案第88号 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、

以上、1件の条例の制定及び2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第9号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に送付するよう要望する請願については、全会一致をもって不採択することといたしました。

次に、請願第10号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択することにいたしました。

以上、文教生活福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 河上孝夫予算決算常任委員長。

〔河上孝夫予算決算常任委員長 登壇〕

○河上孝夫予算決算常任委員長 予算決算常任委員会に付託されました案件について、関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告いたします。

議案第74号 令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第75号 令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第76号 令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）、

議案第77号 令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

3件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め可といたしました。

次に、議案第78号 令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するもの

であります。

以上、報告を終わります。

○八十嶋孝司議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○八十嶋孝司議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

11番 塩谷道子議員。

[11番 塩谷道子議員 登壇]

○11番 塩谷道子議員 11番、日本共産党の塩谷道子です。

私は、議案第81号、津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対する討論を行います。

この議案は、議員の期末手当を0.1カ月引き上げるというものです。

私たち議員は、報酬も期末手当も十部いただいております。特に今回は期末手当なので、それも十分にいただいております。

今回の改定は、人事院が行っているから、地方公共団体職員の給与はそれによって上がるので、反対できないという発言がありましたが、テレビのニュースで、議員の賛成が多かったら期末手当が上がるという旨の発言がありました。賛成か反対かは、それぞれの議員の思いですればいいのではないのでしょうか。

また、年金生活者や多くの非正規労働者の所得が上がっていません。まずこれらの方の所得を引き上げることが必要ではないのでしょうか。私たちの期末手当を引き上げるのは、それからでも遅くはありません。

よって、議案第81号には反対です。

これで、私からの討論を終わります。

○八十嶋孝司議長 次に、4番 中島敏勝議員。

[4番 中島敏勝議員 登壇]

○4番 中島敏勝議員 4番、中島敏勝。

まずは、請願、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願に反対の理由を述べさせていただきます。

1つは、この令和5年4月の内閣府官房新型コロナウイルス感染症対策推進室の下水サーベラスの活用に関する実証事業についてというところによりますと、この実証の現在の結果がですね、感染状況につきましては、処理人口が小さい処理場では相関のばらつきが大きく、将来予測についても、予測に用いたモデルによって大きく異なるというふうに書かれております。

また、活用方法も補完的な利用の可能性、感染傾向を把握できる可能性と、可能性のレベルということが書かれております。今全国で20の自治体、22施設でやって、このような状況でございます。このまま全国展開をするということは、この事業の結果としてですね、どうなのかというところがあります。

2番目がですね、活用のニーズが曖昧だということです。一番大切なのは目的です。この事業を何のためにするかということが重要でございます。例えば研究ですね、ノーベル賞のダイナマイトあるいは原子力とかロケットとか飛行機とか、何のために使うかということでございます。

この下水道の調査の目的ですが、感染トレンドの把握を行い、感染防止策を市民に注意喚起してできる限りの防止策を早期に実施するというようになっておりますが、具体的に、感染防止策としてできることは、例えば、その対象の地域の市民が気を引き締めるとか、手洗いをよくするとか、外出制限をするとか、学校を休校にするとか、そういう具体的な行動になってくるわけですが、これはですね、私たち毎年ですね、インフルエンザとか新型コロナウイルス、私たち人間の抵抗する活動にあまり関係なく上がって行ってピークを迎え、下がってくると、そういうふうな状況が現実としてございます。いま第9波のピークというのが9月5日ごろでした。そのあとどんどん下がって行っていきますが、皆さん旅行に繰り出してですね、大声を出して宴会をして、マスクも基本自由にやっていると、ワクチンについては7回目、高齢者の方の一部ぐらいしか打っていない状況で、それでもグラフはどんどん、どんどん下がっていくと、こういう事実を繰り返しているだけというふうなことです。

これについてですね、この辺りが広がっていますよとアラートを出すと、結果不安を煽るだけになるわけです。この不安と恐怖が、我々日本人が特にですね、情報リテラシーが低いので、人間がコントロールしやすい、そういうふうな状況にあります。不安と報道とですね、私たち日本人の優しい同調圧力で想定されるのは、その辺りの外出制限とか、そちらの方が分断されるわけですね。あるいはこちらの方は早めにワクチンを打ってくださいと、こういうふうな状況が想定されます。これはですね、この3年間の検証をしていないままですね、またこの3年間のデメリットが繰り返される可能性があります。

また、意見書の中で、PCR検査とか地域の見えない感染を見える化するという言葉があるんですが、PCR検査というのは、この開発したですね、キャリー・マリスさんというノーベル科学賞を受賞した本人が、このPCR検査を感染症の判別に使ってはいけないと、これはコピー回数を繰り返せばどんな遺伝のかけらでも出てくると、健康な人を病気にしたり、隔離したり、使ってはならないと、その目的のこわさを指摘しておられます。

私たちはですね、こういうPCR検査について歴史があって3年間を経験したわけですから、このサーベイランス検査も全く同じようにですね、このPCR検査と同じく不安を煽って、結局、私たち自身がそのパンデミックに陥ってしまうような、そういう根拠として使われる可能性もございます。ですから、まずこの3年間の検証を行って考えるべきだと、ここは一旦ストップしてですね、考えるべきだと思います。

ロックダウンと外出制限とか、学校休校とかありましたけれども、例えば学校休校はですね、子供たちの心と体力と、そして家庭の就業への影響、非常に大きかったです。学習院大学の福本教授とかですね、これはもうデータとして、この間ですね、学校休校をした効果で感染防止する効果は認められないと、そういう結論も出しております。これは世界で精査され、国際の学術

誌のネイチャーメディスンに掲載されています。

ちなみにですね、一斉休校は単なる要請でした。能登などは全く陽性者も出ていない状態で、輪島市の教育委員会は最後まで休校しませんでした。大変立派だと、私は当時思いました。急な休校で、保護者とかあるいはその辺の地域社会は大変混乱したと思います。同調圧力に負けないですね、地元の子供たちの教育と地元の社会のことを冷静に判断し、行動した輪島市は素晴らしいなと思っておりました。

ロックダウンにつきましてもですね、全米経済研究所という非常に権威のあるところで、このアメリカの2年間を結論としまして、ロックダウンの効果はわずかで、むしろ全体の社会福祉にはるかに打撃を与えたと分析をしております。フロリダ州などはですね、最初、感染爆発したんですが、結果、死亡率も低く、市民を経済危機と教育の機会損失から守ったと評価しております。この全米経済研究所というのは、アメリカ最大のもので、ノーベル経済学賞、アメリカで35人中20人も輩出している権威のあるところなんです。こういった情報をですね、我々日本人は非常に情報が弱い。これは日本人がとても優しくですね、人を信じて上の言うこともちゃんと聞くよところであるのですが、こういう情報力の弱いところで、こういう不安を煽るような調査を全国にもやってしまうと、非常によろしくない状況になるんじゃないかと、これが私の2点目でございます。

次に、もう1つの請願のパンデミック条約国際保健規則改正に係る情報解除を求める件でございますが、まず、一番言いたいのはですね、この条約の締結と改正はですね、国民の権利とか生活にかなり関わってくる可能性があり、法的拘束力を持つものなんです、これを世界で期限を決めて、担当の官僚の方が話し合いに行っています。しかしですね、担当の大臣や国会議員でさえよく知らないという状態でした。そしてある議員が、担当の外務官僚にヒアリングを申し込んで、この条約と改正の経緯を説明して欲しいと、それでようやく外務省のホームページに最近載ったんです。しかもいまだにサイトではですね、英文のまま、我々日本人なのに日本語訳も出ていない。そういうふうなものがリンクとしてはあってある状態です。こんな状態で、とてもですね、民主的なやり方ではないというのが趣旨でございます。

ですから、このパンデミック条約に反対とか賛成とかそういう細かいことではなくて、この意見書を出してほしいという趣旨は、国会議員を初めですね、我々国民に情報をちゃんと開示してほしいと、どうなっているのか知らせてほしい。外務省、厚労省、政府のこの姿勢にですね、意見をする趣旨であるということを理解していただきたいと思います。

委員会の方では否決されましたが、政府を信頼して任せたいというふうなお声もあって、確かに任せてうまくやってくれればいいんですが、政府は常に正しいとは限りません。例えば、薬害エイズ事件、皆さんまだ記憶に新しいと思います。厚労省はわかっているけども輸入を続けて、そしてたくさんの方がですね、いまだに苦しんでおられます。薬害エイズではですね、1,433名、すでに736人お亡くなりになって、697名、いま生存者が苦しんでいる状況でございます。

やはり、チェックすべきはすべきなんですね。国会議員も知らされていない状況ならば、地方からでもですね、国民や我々議員がチェックして、そして意見をすると、これが当然のことで、これが意見書の意義です。情報開示しない、議員にも知らせない、曖昧な答えしかしない、ホームページに日本語の訳も載せないと、こういう姿勢については改めて欲しいなと思っております。

また、国と地方の関係はですね、2000年の地方分権一括法において主従関係でも上下関係でも

ございません。対等です。遠慮することなく意見すべきです。核兵器禁止条約の署名とか新幹線整備促進に関する意見書とか同じようなものです。そういう情報開示をしてほしいという意義を伝えたいという主旨でございます。

そして、内容について参考になりますが、さっきの3年間の検証ですね。学校休校、ロックダウン、そして対策として行われたマスク。マスクについても、まだ厚労省の文書でも効果はですね、自分が感染しないための効果については、両論が併記されております。ただしですね、子供への悪影響が非常に多かったと思います。本当にマスクを外せない子供もおります。私たち大人はですね、この3年間、子供たちに大変申し訳ないことをしてしまいました。給食をアクリル板で覆ってですね、黙って食べると。行事は中止。例えば、甲子園を目指した若者の、あの優勝した監督のインタビューの涙、皆さん見たことありますか。青春とかですね、私たちは終わりましたけれども一回しかないんですよ、そこに自分のせいで出れなかったとかね、すごいこの全国ですね、若者の心の傷と涙と、たった一度きりのこの青春をですね、一生消えない傷をつくりましてですね、私たちが奪ってしまったんですね。これは検証すべきです。そこから始めるべきです。これをこのまま、また繰り返してはいけません。

ワクチンについてもそうです。私、一般質問でも言いましたので繰り返しませんけれども、いまだにマウスの実験しかしていないものを、無料で生後6カ月の子供から打ってもいいですよとやっている。こんなおかしなですね、これまでの常識、科学の常識、医療の常識がですね、ひっくり返るようなことをやって、黙ってられないというのが、私の思いです。

そしてですね、実際厚労省のサイトを見てください。このワクチン行為後の死亡者、今12月1日で厚労省に確認したところ、亡くなった方2,121件、これは報告されただけです。19歳の方、20歳の方もいますよ。30歳もたくさんいます。40歳はかなりおります。これを検証すべきなんですね。こういう現実には私たち生きておまして、これを報道しないということです。マスコミの情報、テレビの情報を信じるかどうかという国際比較で、イギリスは20%しか信頼していません。アメリカはたった30%、日本はいろんな調査ありますけども70%から80%、そのままNHKとか報道を信じてしまう心優しい民族なんです。だからこそこのままですね、検証もせずにこういう規則とか条約をつくと、やはり我々日本人は同じような行動になってしまうということを、私は非常に危惧しているわけでございます。

WHOにつきましても、いろいろそのWHOの信頼についてもですね、トランプさんが脱退するとか、あるいは、それに対抗する組織もできました。先月15日、超党派でWCHという国会議員連、自民党の平沢勝栄先生とか立憲民主党の原口一博先生も共同代表として、WHOに対抗するですね、そういう健康の組織をつくろうというふうにできました。こういう情報も含めて私はですね、この日本人が優しく、従順で、律儀で、誠実で、信じて、優しい、こういうお年寄りとか子供たちが、このままですね、よくない状況になっているのに我慢できなくて、今ここでしゃべっております。我々はですね、しっかりこの情報を取って、日本人のこの優しいですね、心とか精神性をですね、先人のいろんなですね……。

〔発言時間終了を知らせるベルが鳴る〕

○八十嶋孝司議長 中島議員に申し上げます。

討論時間が過ぎておりますので、発言はやめてください。

○4番 中島敏勝議員 よろしくお願ひいたします。

○八十嶋孝司議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、1番、池野翔吾です」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 1番 池野翔吾議員。

〔1番 池野翔吾議員 登壇〕

○1番 池野翔吾議員 1番、自由民主党の池野翔吾です。

私は、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願の採択に賛成の立場で討論いたします。

下水サーベイランスは、下水中に含まれるウイルスを検出、分析することで、将来的に地域における感染症の分布状況を把握することや、効果的な感染対策の実効に有効であるとの見方がされており、諸外国でも研究が進んでおります。

今後、研究が進めば、ほかのデータと併用、補完させることで、感染症研究の包括的な信頼性向上に役立つほか、下水サーベイランスの実施による実証的な研究の開始は、本国の感染症研究の発展につながる可能性があり、取り組むべき事業であります。

しかしながら、先ほどの中島議員の討論にもありましたように、現在、下水中に含まれるウイルスの濃度と感染症数の定量的な関係を明かすに至っておらず、また下水は、水温、水量、流下に必要とする日数など、採取場所ごとの環境が一定でないことから、データとしての精度が安定しておりません。

各国の研究において、さまざまな手法が提案されておりますが、標準化の見通しが立っておらず、現在の技術レベルでは、人から直接検体を採取する検査方法よりも早期に感染症拡大の兆候を見極めることができないのが現状でございます。

これからの課題は、下水の構造上、改善することは非常に難しく、すでに下水サーベイランスを実証実施している英国、オランダでは、感染症対策、策定の際に、ほかのデータと併用することを目的として、下水サーベイランスを実施、データを公表し、その他の研究に役立てることを目的としております。先に述べたように、他のデータとの組み合わせがあつて初めて活用できるレベルでございます。

ですから、下水サーベイランスを行うことで、例えば、無意味なパンデミックを誘発するとか、下水サーベイランスの結果で、地域ごとの外出制限、ロックダウンが行われるなど、陰謀論的な見解も散見されますが、これは下水サーベイランスに対する過剰評価であると、私は考えます。

先ほど、討論の中でも、事業の目的はどのようなものか、どのような目的でこの下水サーベイランスを進めるのかという討論もございましたが、このような感染症という見えない厄災を利用し、いたずらに人々を不安に陥れ、妄信させる作爲的なフェイクニュースなどから人々を守るためにも、さまざまなデータの確実性を向上させる必要があり、下水サーベイランスの実証研究は必要であると、私は考えております。

よって、下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願の採択に賛成をいたします。

次に、パンデミック条約の締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に送付するよう要望する請願の不採択に賛成の立場で討論します。

この請願については、参政党の政策に基づき提出されたものと理解した上で、討論させていただきます。

パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際文書、いわゆるパンデミック条約は、昨今のコロナ禍を反省とし、WHO加盟各国で協議が進み、草案が検討されている案件でございます。

この条約の主な目的としては、コロナ禍において、ワクチン開発国に対し、先進各国が同盟関係や国力をもって優先的にワクチンを確保するなどしたため、発展途上国等のワクチン確保に支障が出るなど格差を生じました。この世界的な医療格差解消をまずの目的としております。

また、感染症という見えないリスクに対する過剰な不安から、フェイクニュース等の誤情報がインターネットSNS上において広まりやすく、また妄信することにより、人々が適切な行動が取れなくなる事案が発生したことも反省点として、誤情報に対する条文が盛り込まれております。

草案の第2章には、条文の主文とも言える、パンデミック時の公正、公平な予防、保健システムの回復がうたわれており、WHOの理念に合致した草案であると言えます。

請願の内容を精査いたしますと、このいわゆるパンデミック条約の内容、草案をいたずらに不安視させるような文章が認められるため、不採択に賛成の理由として解説させていただきます。

まず、請願の文章中に、WHOの勧告に法的拘束力を持たせるとございます。請願中では、単に法と明記されていますが、事前に当請願の紹介議員である参政党の中島議員より、議員全員に提出された参考資料には、国際法との記述がございましたので、国際法との認識で原稿を読み進めていきますと、この国際法によって、加盟国の判断がWHOに拘束され、例えば、任意ではなく強制的にワクチンを接種されてしまうなど、国家主権の侵害及び日本国民の基本的な人権や国民に重大な影響を及ぼすことが懸念されると、請願中の文章にあります。この文章は見ることができません。

パンデミック条約の草案を読みますと、序論の第3条の一般原則と取り組みかたの2項に、国家は、国連憲章及び国際法の一般原則に従い、自国の保健政策に従って立法し、及び実施する主権的権利を有すると明記されております。続けて、この条約下での義務において、国家の主権平等及び領土保全の原則並びに他国の内政不干渉の原則に合致した方法で遂行しなければならないとあります。

つまり、当たりまえのことですが、国連憲章と国際法の一般原則のもとで国家主権が担保されており、この条約の遂行に関しては、国は互いに内政に干渉し、干犯することができないこととされているのです。

簡単に言うと、国家間の常識の範囲内で主権が担保され、互いに干渉しないということです。これは、国際保健規則（IHR）の改正でも削除の予定はございません。

さらに、前後いたしますが、序論第3条の1項には、人権の尊重、基本的自由も担保されており、多様性の権利及び自由を保護するものとするがあります。

以上のことから、WHOが国家主権を干犯し、その国の国民に強制的にワクチンを接種させるということは、現実に不可能であると言えます。なぜならば、その行為自体が国連憲章と国際法の一般原則に反するからです。

さらにつけ加えるならば、万が一、WHOが不当な法的拘束力のある勧告を行ったとして、日本国が、国内法に照らし合わせて拒絶しても何の罰則もございません。国際法には、罰則はおろ

か管理者もおらず、各国の合議によって運用されているからです。日本もかつては権利を主張するなどして、国際法違反や国際組織からの勧告を受けておりますが、国際社会からの制裁は受けておりません。そもそも国連システムの一部であるWHOには、そのような権限は認められていないのです。現に、本年3月24日、テドロス事務総長は、パンデミック条約を巡る記者会見で、WHOへの権限譲渡だという主張は、虚偽にほかならないフェイクニュースだ。条約の内容を決めるのは加盟国であるとはっきりと述べております。

以上のことから、加盟国の判断がWHOに拘束され、任意ではなく強制的にワクチン接種をされてしまうという文言が記載された請願の文章は、事実的根拠に乏しく、読む人の不安をいわずらに煽るものですから、これを認めるわけにはいきません。

まさに、このような文章が出回り、知識の少ない人に、強大なものに支配されるのではないかという不安を煽り、人々を扇動する文章がインターネットを介して急速に出回ることがあるからこそ、WHOは、当請願の文章中にもあるように、第18条コミュニケーションと市民意識の条文(b)において、フェイクに対抗するとうたっているのではないのでしょうか。

国家主権がWHOに奪われるとの懸念に重ねて申し添えるなら、パンデミック条約の拒否、脱退、改正提案の権利は条文で担保されており、国家の主権が認められた通常の条約と何ら変わりません。

以上のことから、町議会として、このような事実的根拠に乏しく、町民に対し、いわずらに不安を煽るような文章が記載された請願書を採用するのは不相当であるということから、不採択に賛成をいたします。

以上で、私の討論を終了させていただきます。

○八十嶋孝司議長 ほかに討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議案第74号から議案第80号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第80号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第82号から議案第88号までを一括して採決いたします。
委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。
お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議案第81号から議案第88号までは、いずれも原案のとおり可決されました。
次に、請願第5号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、請願第5号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に送付するよう要望する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第9号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○八十嶋孝司議長 起立少数であります。

よって、請願第9号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第10号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員です。

よって、請願第10号は、採択とすることに決定いたしました。

<諮問上程>

○八十嶋孝司議長 日程第3 本日、町長から提出のあった諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、12月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重な御審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは、今12月会議に提出させていただきました議案全てに御決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、御説明を申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

本諮問は、人権擁護委員8名のうち、本田寛美氏と洲崎勝利氏の2名が、令和6年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き、本田寛美氏と洲崎勝利氏の2名を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上、本日御提案を申し上げました人事案件につきまして、御説明申し上げたところでございますが、何とぞ異議なき旨の答申を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

<質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑及び討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより、議案採決に入ります。

諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決定いたしました。

<議会議案上程>

○八十嶋孝司議長 日程第4 議会議案第10号を議題といたします。

竹内竜也議会改革検討特別委員長提出の議会議案第10号 津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提案理由の説明を求めます。

竹内竜也議会改革検討特別委員長。

〔竹内竜也議会改革検討特別委員長 登壇〕

○竹内竜也議会改革検討特別委員長 係る議案につきましては、議会改革検討特別委員会において議論を重ね、結論を得るに至りました。

また、この件に関しましては、議会運営委員会による研修も実施していただいたところです。

それらを踏まえ、議会改革検討特別委員会を代表し委員長の私が提出者として、議会議案第10号、津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について、提案理由とこの条例の趣旨を説明申し上げます。

令和4年12月16日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、本年3月1日より施行となりました。法第92条の2関係として、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化と緩和が行われたわけですが、具体的には、地方自治法施行令第121条の2において、普通地方公共団体の議会の議員個人による当該普通地方公共団体に対する請負について、規制の対象から除外されることとなる、各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額の上限額が300万円とされることとなったものです。

今般、議会議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを受け、当町との間で個人事業者として請負を行う議員、またはその支配人に該当する議員が、当該請負の対価として各会計年度に、当町から支払いを受けた金銭の総額等について、議長への報告を義務づけ、当該報告の内容について議長が公表することによって、議員個人による請負状況の透明性を確保し、町民の皆様から疑念を抱かれることのないよう襟を正す意味で、この条例を制定するものです。

平成25年制定の当町議会議員倫理条例では、町民全体の奉仕者であることを認識し、人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行行使することによって利益を図ることのないよう必要な措置を定めています。

くだんの条例案につきましては、基本事項を5カ条に取りまとめたものです。倫理条例と相まって、当町と議員個人による請負の状況の透明性を確保していく上で寄与することが期待されておりますので、議員の皆様、御理解と御賛同をお願い申し上げ、提案理由と趣旨説明を終わります。

<質 疑>

○八十嶋孝司議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○八十嶋孝司議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第10号 津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者 14 人 不起立者 1 人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後 2 時 18 分

〔再開〕 午後 2 時 19 分

○八十嶋孝司議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第 5 号及び請願第 10 号の採択に伴い、議会議案第 11 号及び議会議案第 12 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 11 号及び議会議案第 12 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

<議会議案上程>

○八十嶋孝司議長 追加日程第 1 酒井義光議員ほか 2 名提出の議会議案第 11 号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書、及び道下政博議員ほか 2 名提出の議会議案第 12 号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書を議題といたします。

<提案理由・質疑・討論の省略>

○八十嶋孝司議長 お諮りいたします。

議会議案第 11 号及び議会議案第 12 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八十嶋孝司議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第 11 号及び議会議案第 12 号につきましては、提出者の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決することに決定をいたしました。

<採 決>

○八十嶋孝司議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第 11 号 下水サーベイランス事業の実施を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり採決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○八十嶋孝司議長 起立多数であります。

よって、議会議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第12号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○八十嶋孝司議長 起立全員であります。

よって、議会議案第12号は、原案のとおり可決されました。

以上、本12月会議で可決されました議会議案第11号及び議会議案第12号の意見書の提出先及び処理方法につきましては、議長に御一任願います。

<閉議・散会>

○八十嶋孝司議長 以上をもって、本12月会議に付議されました案件の審議は、全て終了をいたしました。

よって、令和5年第2回津幡町議会12月会議を散会いたします。

午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 八十嶋孝司

署名議員 多賀 吉一

署名議員 向 正則

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	2
1. 委員会審査付託表	6
1. 委員会審査結果表	9

令和5年第2回津幡町議会12月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質問事項	答弁者
1	6番 小町 実	1 AIオンデマンドバスをうまく利用するには	生活環境課長
		2 スポーツの盛んな町を目指して	町 長
2	5番 小倉 一郎	1 公民館のコミュニティセンター化を問う	総務部長
		2 子ども家庭総合支援室の機能強化を	健康福祉部長
3	3番 東 克彦	1 まちづくり推進のためにも多層的な支援を	町 長
		2 公共交通のドライバー確保を	生活環境課長
4	7番 竹内 竜也	1 公民館のコミュニティセンター化について	企画課長
		2 令和6年度当初予算編成の基本方針について	町 長
5	2番 柴田 洋一	1 給食調理員の働き方の処遇改善と給食費の保護者負担について	学校教育課長
		2 学校給食施設の今後について	町 長
6	11番 塩谷 道子	1 入札に関する贈収賄事件をなくすために	町 長
		2 会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給について	総務課長
		3 国民健康保険税の子供の均等割を半額に	町 長
		4 福祉灯油の制度を	町 長
7	1番 池野 翔吾	1 みどりの食料システム戦略、石川県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画への取り組み方針は	産業振興課長
		2 浄化センターで発生する下水汚泥の肥料資源化の可能性は	町 長
		3 町民の政治離れ、無関心について	町 長
8	14番 道下 政博	1 HPVワクチン接種率向上に向けて再度の個別周知を	町 長 健康推進課長
		2 HPVワクチン接種の男性への接種費用の助成を	健康推進課長
		3 本年7月の線状降水帯の豪雨災害の反省から具体的な対策を問う	町 長 総務部長
9	4番 中島 敏勝	1 より適切な入札のシステムについて	町 長
		2 不登校及び発達障害の対応、教育方針、体育の合気道の導入について	教 育 長
		3 行政職員の接遇、人事異動について	総務部長
10	9番 西村 稔	1 個人情報の流出について	総務部長
		2 ポイント加算がどのように反映されるのか	町 長
		3 床下浸水の見舞金を出せないか	町 長
		4 長期展望であるが、大学誘致に努力してほしい	町 長

津幡町議会議長 八十嶋 孝 司 様

提出者 津幡町議会改革検討特別委員会委員長 竹 内 竜 也

津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6号及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について

津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を次のように制定する。

津幡町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、津幡町議会議員（以下「議員」という。）が津幡町に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正化を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における津幡町に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

制定理由 地方自治法の一部改正により、議会議員に係る請負に関する規制が緩和されたことを踏まえ、津幡町議会議員の津幡町からの請負の状況を公表すること等により、その透明性の確保等に資するため、本条例を制定するもの。

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
賛成者 津幡町議会議員 池 野 翔 吾
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス（疫学調査）を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要だが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできない。しかし、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の見えない感染を見える化でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できる。

内閣官房が、令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業でも、その結果報告において将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性があるとして明記されたところであるが、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 令和5年9月1日に発足した内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となって、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体が連携して下水サーベイランス事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

津幡町議会議長 八十嶋 孝司 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者 津幡町議会議員 柴 田 洋 一
同 津幡町議会議員 東 克 彦

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。また募集しても応募がなく、公的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。

今日、最低賃金の引き上げや大手企業を中心にベースアップ（基本給の引き上げ）などによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは4月にさかのぼって増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し生活を保障する取り組みを迅速に推進することを強く求める。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては物価高騰・賃金上昇等を踏まえ処遇改善等を行うこと。
- 1 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。
- 1 介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年第2回津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
予算決算常任委員会

議案番号	件名
議案第74号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）
議案第75号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第76号	令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第77号	令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）
議案第78号	令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年第2回津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
総務産業建設常任委員会

議案番号	件名
議案第79号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第80号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第81号	津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第82号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第83号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第86号	指定管理者の指定について
議案第87号	町道路線の認定について

令和5年第2回津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査付託表
文教生活福祉常任委員会

議案番号	件名
議案第84号	津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第85号	津幡町手話言語条例について
議案第88号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
請願第9号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に送付するよう要望する請願
請願第10号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出を求める請願

令和5年第2回津幡町議会12月会議
常任委員会議案審査結果表
予算決算常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第74号	令和5年度津幡町一般会計補正予算（第8号）	原案可決
議案第75号	令和5年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第76号	令和5年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第77号	令和5年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第78号	令和5年度津幡町下水道事業会計補正予算（第3号）	〃

令和5年第2回津幡町議会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第79号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第80号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第81号	津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第82号	津幡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第83号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第86号	指定管理者の指定について	〃
議案第87号	町道路線の認定について	〃
請願第5号	下水サーベイランス事業の実施を求める意見書の提出を求める請願	採 択

令和5年第2回津幡町議会12月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教生活福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第84号	津幡町印鑑条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第85号	津幡町手話言語条例について	〃
議案第88号	津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
請願第9号	パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める意見書を国に送付するよう要望する請願	不採択
請願第10号	医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の提出を求める請願	採 択